

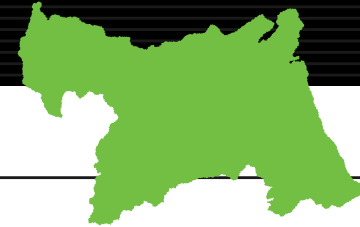
魅力がいっぱい
人が集まる
パワフル ゆくはし

行橋

YUKUHASHI

第5次行橋市総合計画

[平成24年度～平成33年度]



第5次 行橋市総合計画



魅力がいっぱい
人が集まる
パワフル ゆくはし



平成24年3月



行橋市は、福岡県の北東部に位置し、周防灘や平尾台、今川といった豊かな自然に恵まれ、御所ヶ谷神籠石や掩体壕などの史跡が多く残り、また、連歌、神楽などの伝統文化も数多く継承されています。さらに周辺自治体における大手自動車メーカーの立地を背景とした関連企業の集積や東九州自動車道の開通も控え、京築地域の中核都市としてさらなる発展が期待されているところです。

本市は、平成14年度から「環境と共生した躍動都市ゆくはし」を将来都市像とした第4次行橋市総合計画に基づき、各種施策に取り組んできました。

しかし、この間、急速な少子高齢化の進行、地方分権の進展、地球規模で進む環境・エネルギー問題の深刻化、地震・集中豪雨による大規模災害の多発など国や地方を取り巻く環境は著しく変化しています。特に平成23年3月に東北地方を中心とする東日本を襲った大地震・大津波は、わが国の災害に対する危機管理のあり方を根本的に見直す必要性を顕にしました。

このような課題に対応し、市民の皆様が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成24年度から10年間を計画期間とする第5次行橋市総合計画を策定しました。

この計画では、「安全・安心のまちの実現」をすべてのまちづくりの基調とし、豊かな自然や特産物、特色ある地域文化などの地域資源や産業集積地域に立地する好条件等を生かし、「魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし」を新たな将来都市像として定めたところです。この将来像実現に向け、「ひとが賑わうまち」「ひとを育むまち」「ひとをつなぐまち」の3つを基本目標に各種施策を推進していきます。

近年、地域コミュニティの衰退が課題となっています。自治体を取り巻く課題に対応し、将来都市像を実現するためには、新たな公共を担う市民や市民活動団体、そして地域コミュニティの力が不可欠です。市民の皆様には積極的に行政に参画していただき、「市民が主役のまちづくり」の推進にご理解とご協力をお願いします。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ市議会議員の皆様、校区まちづくり会議の皆様、市民意識調査に快くご協力をいただいた皆様、多くの貴重なご意見をいただいた皆様に心より感謝を申し上げます。

平成24年3月



行橋市長
八並 康一

目次

総合計画策定にあたって	1
第1章 総合計画の概要	2
1. 総合計画策定の趣旨	2
2. 総合計画の役割と構成	3
3. 総合計画策定の基本方針	5
第2章 行橋市の現状	6
1. 行橋市の概況と特色	6
2. 新たなまちづくりに向けての市民ニーズ	12
3. さらなる発展に向けての課題	15
基本構想	17
第1章 行橋市の将来都市像	18
1. 将来都市像	18
2. まちづくりの基本目標	19
3. 本計画の実現に向けての地域経営の姿勢	21
第2章 施策の大綱	22
1. インフラ整備プロジェクト	23
2. 産業活性化プロジェクト	24
3. ライフステージ支援プロジェクト	25
4. 心とからだ育成プロジェクト	26
5. 地域コミュニティプロジェクト	27
6. 行政経営プロジェクト	28
第3章 新しいまちづくりの基本指標	29
1. 人口と世帯	29
基本計画	31
まちづくりの戦略施策	32
1. 戦略施策の設定	32
2. 戦略施策の展開	33
第1章 インフラ整備プロジェクト	36
1. 適正な土地利用の推進	36
2. 住環境の充実	39
3. 公園の整備	42
4. 景観・自然環境の保全	45
5. 道路の整備	48
6. 公共交通の充実	51
7. エネルギー対策の推進	53
8. 上下水道の整備	55
9. ごみ処理・リサイクル対策の推進	58

第2章 産業活性化プロジェクト	61
1. 農業の振興	61
2. 水産業の振興	63
3. 商業・サービス業の振興	66
4. 工業の振興と企業誘致の推進	68
5. 観光の振興	70
第3章 ライフステージ支援プロジェクト	72
1. 地域福祉の推進	72
2. 子育て支援・児童福祉の充実	75
3. 高齢者福祉の充実	78
4. 障害者福祉の充実	81
5. 健康対策と医療体制の充実	84
6. 保険・年金の安定	87
7. 低所得者の自立支援	89
第4章 心とからだ育成プロジェクト	91
1. 保・幼・小・中の連携した教育の推進	91
2. 学校教育の充実	94
3. 青少年の育成	98
4. 生涯学習・生涯スポーツの推進	101
5. 地域文化の振興と文化財の保護・継承	104
6. 多文化共生・国際交流の推進	107
7. 人権・男女共同参画対策の充実	110
第5章 地域コミュニティプロジェクト	114
1. 地域コミュニティ活動の充実	114
2. ボランティア活動・市民活動の充実	117
3. 防災対策の充実	119
4. 防犯・交通安全対策の充実	123
第6章 行政経営プロジェクト	126
1. 情報公開と情報発信の充実	126
2. 市民参加の推進	129
3. 広域行政の推進	132
4. 健全な財政運営	134
5. 効率的な行政運営	136
第7章 基本計画を実現するために	139
資料編	141

行橋

総合計画策定にあたって

第1章 総合計画の概要

第2章 行橋市の現状



総合計画の概要

1. 総合計画策定の趣旨

行橋市では、平成13年度に第4次行橋市総合計画(平成14年度～平成23年度)を策定し、「環境と共生した躍動都市 ゆくはし」を10年後の都市像に掲げ、その実現に向けてこれまで計画的にまちづくりを進めてきました。特に、「環境に配慮したまちづくり」「産業基盤の強化」「地域福祉・教育の充実」をまちづくりの重点に設定し、環境の保全、ごみの減量化・リサイクル化の推進や下水道の整備、稲童工業団地の拡張と企業誘致、地域で支えあう体制づくりや学校教育の充実などに重点的に取り組み一定の成果をあげてきました。

しかし、これまで着実な人口増加がみられる一方でミニ開発による市街地のスプロール化¹が進んだことや中心市街地の再生、商業、農・漁業などの地域産業の再生などが道半ばなことなどの課題が残されています。また、水不足への対応や少子高齢社会の急速な進行への一層の対応が必要なことなど、まだまだ多くの課題が残されていることが第4次総合計画の達成状況検証作業等を通して、明らかになっています。

さらに、地方分権²の一層の進展に対応し、新しい公共空間の形成³に向けた市民参画のまちづくり体制の充実やコミュニティ機能の強化など、人と人との絆を重視した取組みの一層の充実が求められています。

また、地球規模で進む環境・エネルギー問題の深刻化や地震・集中豪雨等による大規模災害の多発、国境を越えた感染症や食の安全・安心問題の発生などに対応し、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取組みが強く求められています。

さらに、自立・持続可能な地域社会づくりの必要性や国際化・高度情報化の進行等による人・物・情報の地球規模での交流の時代への対応、精神的豊かさや感動、自己実現などを求める質的価値重視の時代への対応など、行橋市を取り巻く社会・経済情勢は一層大きく変化してきています。

第4次総合計画の計画期間の満了を期に、こうした内外の動向に的確に対応し、市民と行政が一体となってさらに大きく発展していく行橋市を築いていくために、新たなまちづくりの指針としてここに「第5次行橋市総合計画」を策定します。

¹ 都市人口の増加に伴い周辺の農村部に都市的土地利用が無秩序に拡大していくこと

² 国主導型行政から地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革

³ これまで行政に委ねられてきた公共を見直し、市民や民間が共に公共を担うこと

2. 総合計画の役割と構成

「総合計画」は、すべての分野における行財政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、本計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されています。

(1) 総合計画の役割

総合計画は、行橋市の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示すとともに本市のすべての部門計画の指針となるものであり、以下のような役割を持ちます。

■役割1 地域を経営していく総合指針

市行政においては、地方分権時代にふさわしい自律・自立(自己決定・自己責任)のまちづくりに向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための地域経営の総合指針となるものです。

■役割2 まちづくりの共通目標

市民に対しては、今後の本市のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民がまちづくりに参画・協働するための、まちづくりの共通目標となるものです。

■役割3 まちづくりの主張

国や福岡県、広域市町村圏等の広域的な行政や周辺自治体に対しては、本市の主張を提示し、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎となるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していく指針として位置づけられます。

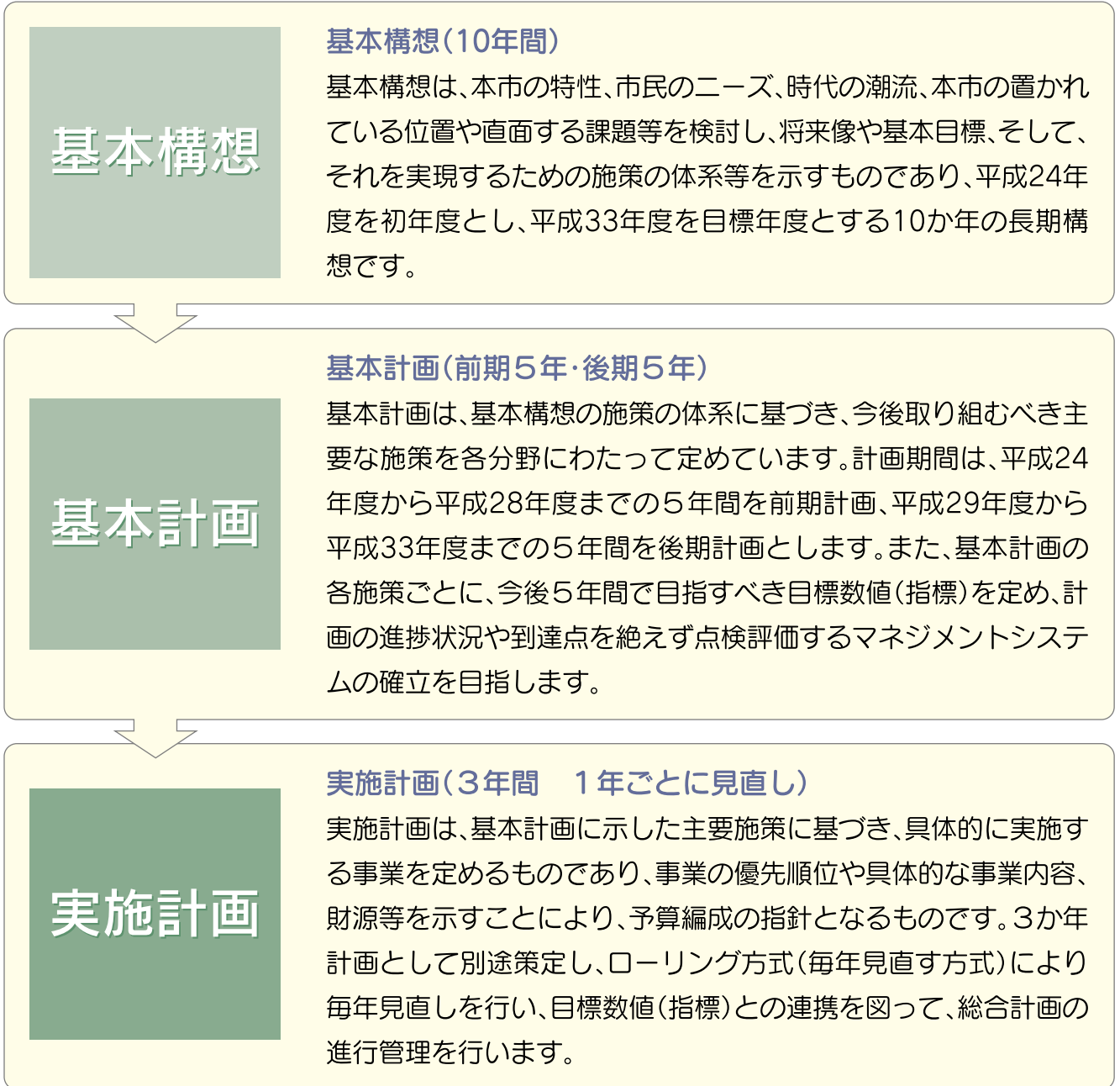
[第5次行橋市総合計画の役割]





総合計画の概要

(2) 総合計画の構成と期間



基本構想	平成24年度～33年度							
基本計画	前期 平成24年度～28年度				後期 平成29年度～33年度			
実施計画	平成24年度～26年度							
毎年度、見直し								

3. 総合計画策定の基本方針

総合計画が市民みんなのものとなるために、目的や方法・手段などを分かりやすく明示し、次の4つの視点を基本方針とします。

■方針1 施策に目標数値(指標)を設定する

施策に目標数値(指標)を設け、目標年次に目指すところを明らかにします。設定にあたっては、まちづくりの成果がどの程度達成できたかを点検・評価しやすい指標となるよう努めます。

■方針2 進捗状況の確認手法を確立する

設定した目標数値(指標)に対する進捗状況を確認するための手法を確立します。進捗状況は実施計画策定の根拠となります。

■方針3 施策ごとに市民参加の視点を明示する

施策ごとに市民と行政のそれぞれの役割を明記し、市民参加のまちづくりを進める基本方向を明らかにします。

■方針4 「戦略施策」を設定する

基本構想における『将来の都市像』を確実に、かつ効果的に実現するため、特に重要性と先導性の高い横断的な施策を「戦略施策」として設定します。

「戦略施策」は基本計画に位置づけ、市民のニーズや社会情勢の変化に対応することとします。

1. 行橋市の概況と特色

(1) 行橋市の概況

■ 立地特性と市勢の概況

本市は、福岡県の北東部に位置し、市域は、東西に約14km、南北に約9km、総面積は69.83km²で、東は周防灘に面し、西に平尾台、南西部に御所ヶ谷・馬ヶ岳があります。市内には今川、祓川、長峡川をはじめとする26の河川が流れ、市街地周辺の田園や郊外の果樹園など、水と緑に恵まれたまちです。本市は、京築地域の中心地として、また、近年自動車産業を中心に全国でも有数の工業集積地となった九州北東部地域の中央に位置する拠点都市として、広域的な役割・位置づけが高まっています。

市内には国道10号、201号、496号が通り、JR行橋駅が日豊本線と平成筑豊鉄道の相互乗り入れ駅となっているなど、本市は北九州・大分・筑豊・福岡を結ぶ交通の結節機能を担っています。さらに平成25年度には東九州自動車道の行橋ICが開通する予定となっており、京築都市の中心都市として、東九州自動車道を活用した周辺市町との地域連携を目指します。また、北九州空港と苅田港への近接性と合わせて、長期的にはより広範囲に「西日本・東アジア交流圏」まで視野に入れたまちづくりに取り組んでいく必要があるといえます。

一方、市の南東部には、航空自衛隊築城基地があり、周辺地域では騒音問題などが課題となっていることから、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進しているところです。

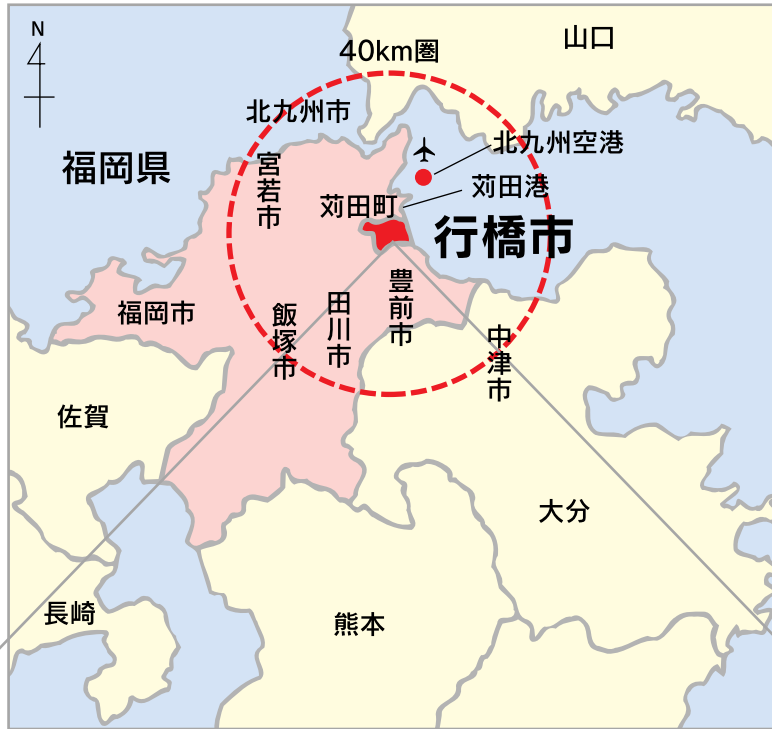
市の花: コスモス



市の木: もくせい



行橋市の位置と概要図



■人口の動向

<総人口>

平成22年の国勢調査では、本市の総人口は70,468人となっており、近年の人口推移をみると一貫して増加を続けていますが、この10年間の年平均伸び率は0.1%程度で微増傾向で推移しています。

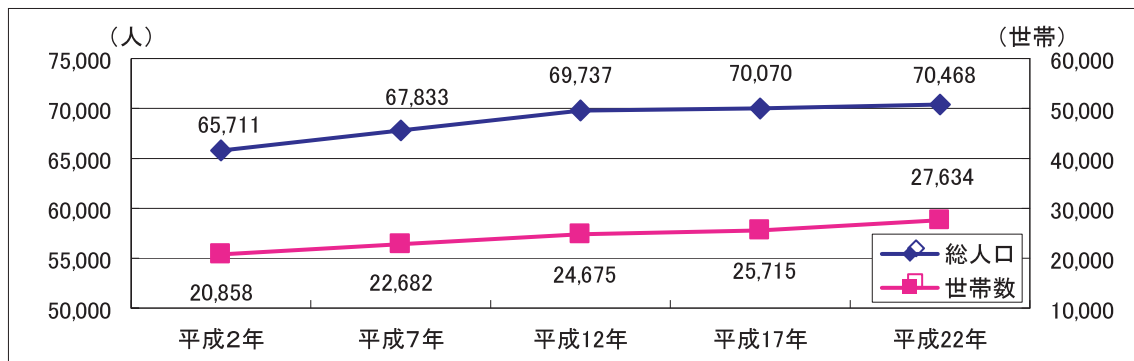
<年齢階層別人口>

年齢階層別人口でみると、平成22年の年少人口(14歳以下)は9,807人(構成比13.9%)、生産年齢人口(15~64歳)は43,686人(同62.0%)、老年人口(65歳以上)は16,843人(同23.9%)となっています。総人口の増加にもかかわらず、年少人口は年々減少となっており、生産年齢人口も、平成12年をピークに減少に転じています。一方、老年人口は一貫して総人口の伸び率を大きく超える伸び率で増加しています。

<世帯数>

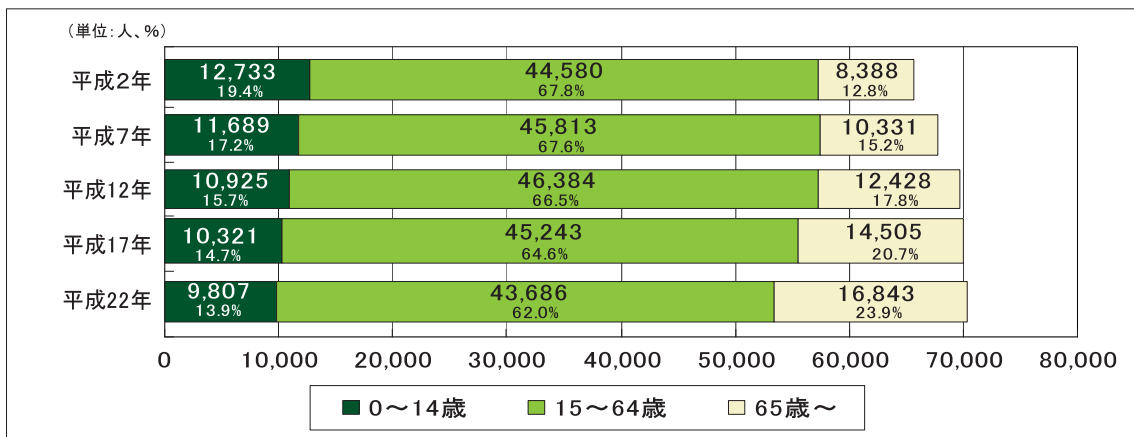
世帯数は、平成22年で27,634世帯で、近年の推移をみると一貫して増加しています。しかし、一世帯人数は年々減少を続け、平成22年では2.55人となっています。単身世帯の増加傾向がうかがえます。

人口及び世帯数の推移



注) 総人口には、平成2年に10人、平成17年に1人、平成22年に132人の年齢不詳を含む。

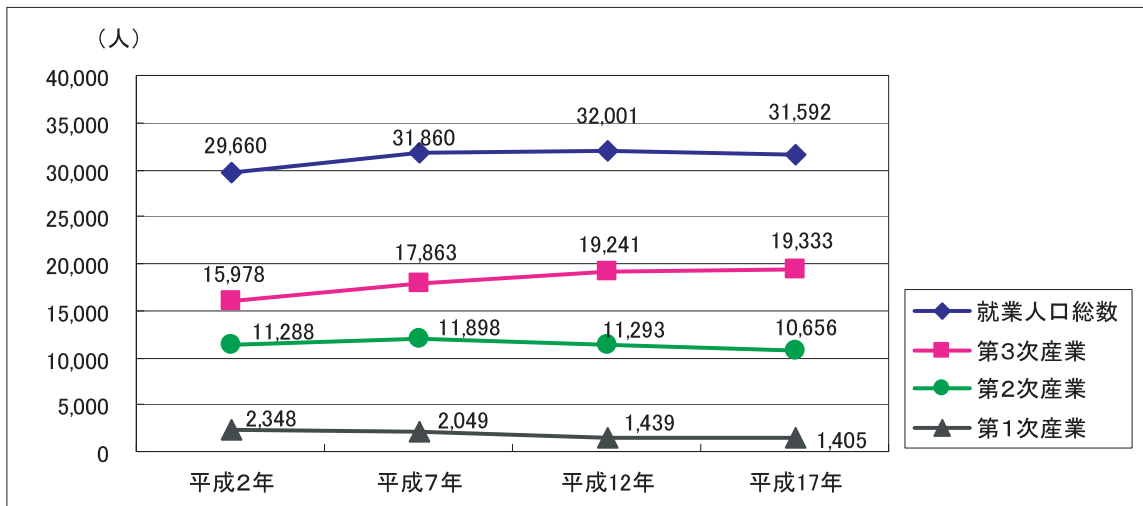
人口構成の推移



＜就業人口＞

就業人口は、平成12年の32,001人をピークに減少に転じ平成17年には31,592人となっています。平成17年の就業構成は、第1次産業が1,405人と依然として減少を続けていますが、減少率はゆるやかとなっています。第2次産業は平成17年に10,656人となっており、平成7年をピークに減少を続けています。これに対し、第3次産業は一貫して増加を続け、平成17年には19,333人となり、構成比も61.2%となっています。

就業人口の推移



注) 就業人口総数には、平成2年に46人、平成7年に50人、平成12年に28人、平成17年に198人の分類不能を含む。

(2)行橋市の特色

まちの概況とこれまでのまちづくりの経緯等から、これからのまちづくりに生かすべき行橋市の特性・特色をいくつか抽出し、これらを活用した行橋市の発展の可能性を検討すれば、次のようにまとめられます。

■特色1 広域の拠点性

京築地域の中心地という特性に加え、近年は全国でも有数の工業集積地帯となった九州北東部地域の中央に位置する拠点都市としての広域的な位置づけが高まっています。さらには平成25年度に東九州自動車道の行橋ICの開設が予定されるなど、北九州空港や苅田港への近接性と併せて、アジア地域も視野に入れたより広範囲な高速交通・交流拠点のまちとして発展の可能性が今後一層高まることが期待されます。

■特色2 市民参加のまちづくり意識

市内では各校区ごとに地域のことを話し合う会議を設立し、地域担当職員制度と併せて、市民と行政の連携による市民参加のまちづくりの推進に努めています。この協働体制・制度の充実を今後一層図ることにより、全国的にも先進的な住民自治のまちづくりに取り組んでいるまちとして評価され、それが市民の誇りの源泉となることが期待されます。

■特色3 都市と自然が調和した快適な居住環境

今川をはじめとする河川や周防灘の海、平尾台(カルスト台地)の山など、海・川・山の多様で豊かな自然に囲まれています。一方で下水道整備や行橋駅周辺の区画整理事業が進捗するなど、都市的生活基盤の整備も進んできています。このように都市と自然が調和した住みやすいまちづくりの推進により、特に若年層市民の定住意識の高まりや市外からの移住定住者の増加等が期待されます。

■特色4 広域連携・産学官連携等による産業活性化

本市の周辺都市には日産、トヨタ、ダイハツの各自動車会社の主力工場が立地し、市内にも自動車関連企業が多数立地するなど、本市を含む九州北東部地域は九州最大の自動車産業集積地となっています。また、市内及び周辺市町には安川電機やTOTOなど、多くの分野で先端的企業が立地しており、本地域の企業は共同で産学官連携事業等を推進し、技術開発、人材育成、受注開発に努めるなど一層の発展を目指しています。

一方、本市の伝統産業である農業、漁業では、いちじく、菜種、カキ、ガザミなどの多様な特産物の産出と特産物加工品の開発に努めています。

さらに、観光面でも京築地域の市町村と共同で広域的な取組みも進められています。

今後は、これらの成果を踏まえつつ、農工商連携事業の推進や地産地消体制の充実等を図って地域一体となった産業活性化への取組みから、各地域産業の再生と後継者の確保につながっていくことが期待されます。

■特色5 市民の自主的文化・芸術活動

市内には今に息づく文化財・地域文化が多数あり、御所ヶ谷史跡自然公園の整備や、神楽の里づくりの推進、連歌大会の開催などが進められています。

また、文化財保存の市民ボランティア組織が設立され、ガイドボランティアや史跡探訪ツアーの企画開催などに積極的に取り組んでいます。

さらに毎年、市民文化祭や美術展覧会等を開催し、多くの市民が参加するなど市民の文化・芸術活動が年々活発化しています。

このように自己を高め、自己実現を求め、自主的に文化・芸術活動に取り組んでいる市民が多いまちほど、うるおいのある魅力的なまちとして、住んでみたい、行ってみたいまちとしての評価が高まるといわれます。今後とも地域文化・芸術活動の振興に着実に取り組み、魅力あるまちとしての評価を高めていくことが期待されます。

2. 新たなまちづくりに向けての市民ニーズ

計画策定段階における市民参画として、校区まちづくり会議や市民アンケート調査を実施し、市民の皆さんのこれからのまちづくりに向けてのご意見やご提案をお伺いしました。このうち校区まちづくり会議では、施策分野ごとに具体的なご意見・ご提案をいただきましたので、基本計画の策定にあたって参考とさせていただきます。ここでは、市民アンケート調査結果をもとに、これからのまちづくりの基本的な方向について市民の皆さんの意向をまとめてみました。

今回実施した市民アンケートは、平成23年3月に20歳以上の一般市民3,000人を対象に郵送で実施したものです。有効回収数は1,204人で、回収率は40.1%でした。

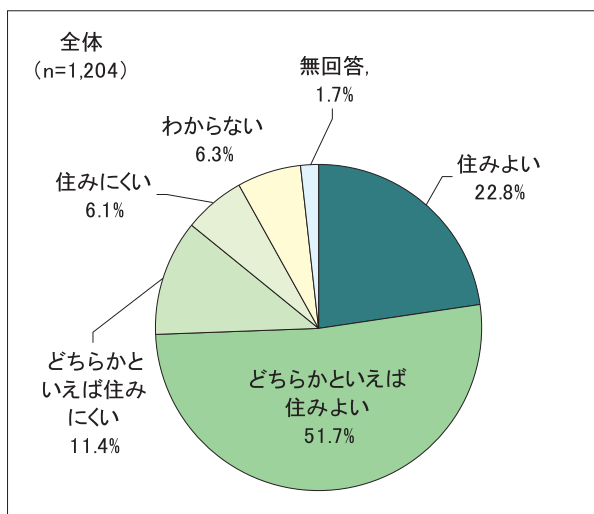
この結果から、まちの現状評価や今後期待するまちづくりの方向など、新たなまちづくりに向けた市民ニーズを抽出し、本計画策定に向けての重要ポイントとしてまとめると次のようになります。

<行橋市の住みやすさ>

現在の行橋市について「住みよい」が22.8%、「どちらかといえば住みよい」の51.7%と合わせると74.5%の市民が行橋市は住みよいと感じています。

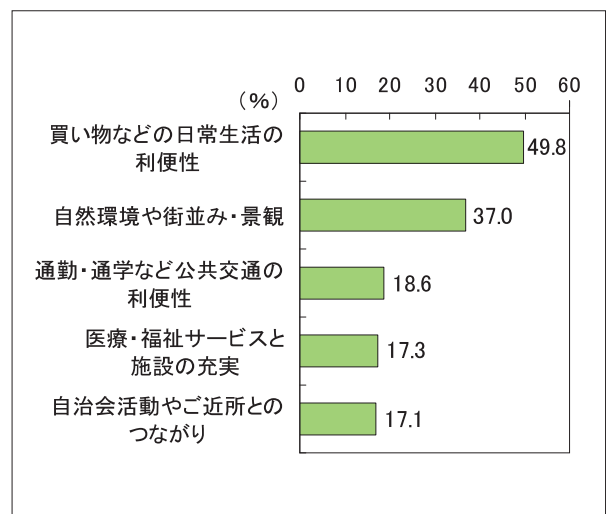
特に行橋市のよいところとしては、「買い物などの日常生活の利便性」をあげる人が49.8%で最も多く、次いで「自然環境や街なみ・景観」をあげる人が37.0%と多くなっています。

行橋市の住みやすさ



行橋市のよいところ

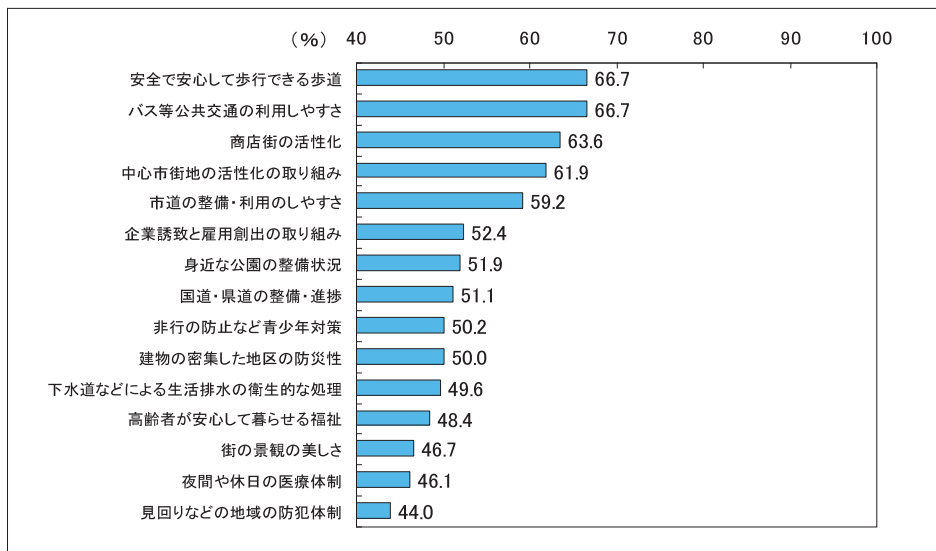
(上位5位までの項目) (複数回答)



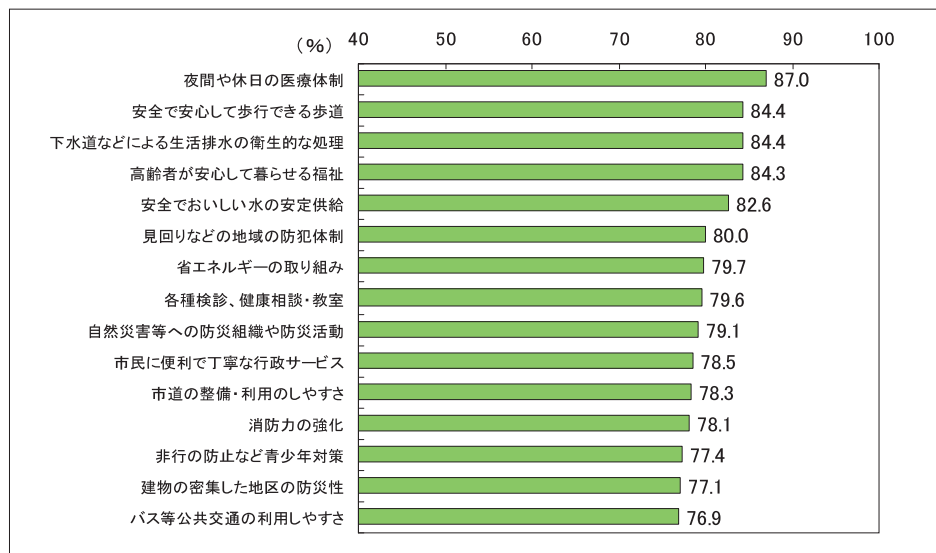
<施策ごとの現在の満足度・今後の重要度について>

57項目に区分した施策ごとに現在の満足度と今後の重要度について市民の皆さんに評価していただきました。その結果、満足度が低く不満足度が高い施策は、「安全で安心して歩行できる歩道」や「バス等公共交通の利用のしやすさ」、「商店街の活性化」などとなっています。そして、今後に向けて重要度が高いと評価された施策の上位は「夜間や休日の医療体制」、「安全で安心して歩行できる歩道」、「下水道などによる生活排水の衛生的な処理」などとなっています。また、現在における不満足度が高く、かつ今後の重要度評価が高い施策、すなわち、優先度が高い施策と評価されるのは、歩道や市道の整備、下水道整備、青少年対策や地域防犯体制、高齢者福祉や休日夜間医療などがあげられます。

現在の不満足度が高い施策(不満足度比率上位15位までの項目)



今後の重要度評価が高い施策(上位15位までの項目)(複数回答)

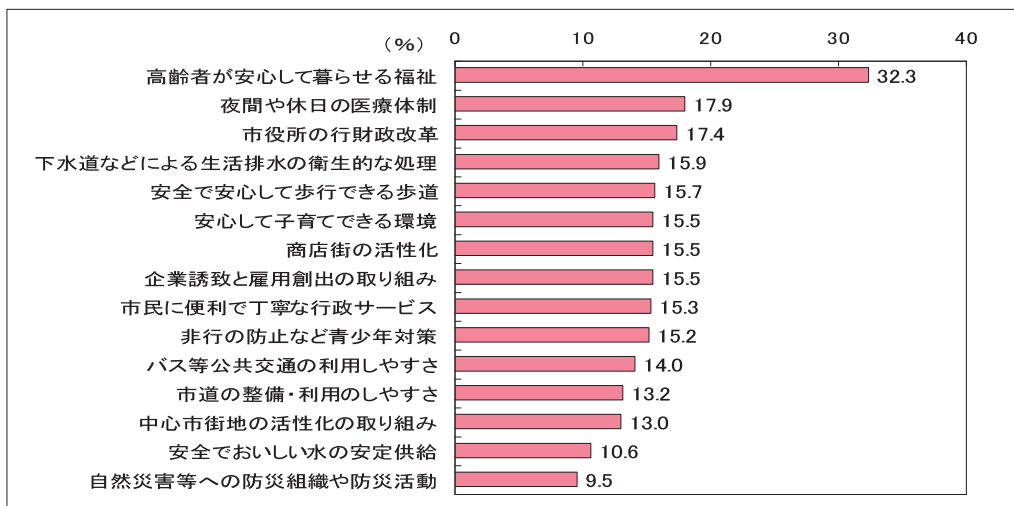


<今後10年間の重点施策について>

上記と同じく57項目に区分した施策のうち、今後10年間で取り組むべき重点施策を5つあげていただきました。最も多く選択された施策項目は「高齢者が安心して暮らせる福祉」で、第2位は「夜間や休日の医療体制」、第3位は「市役所の行財政改革」でした。次いで「下水道などによる生活排水の衛生的な処理」や「安全で安心して歩行できる歩道」などが上位の重点施策となっています。

この結果を年代別にみると、20歳代、30歳代の若年層では、「安心して子育てできる環境」が第1位となるなど、若者定住へ向けて重点を置くべき方向が示唆されます。

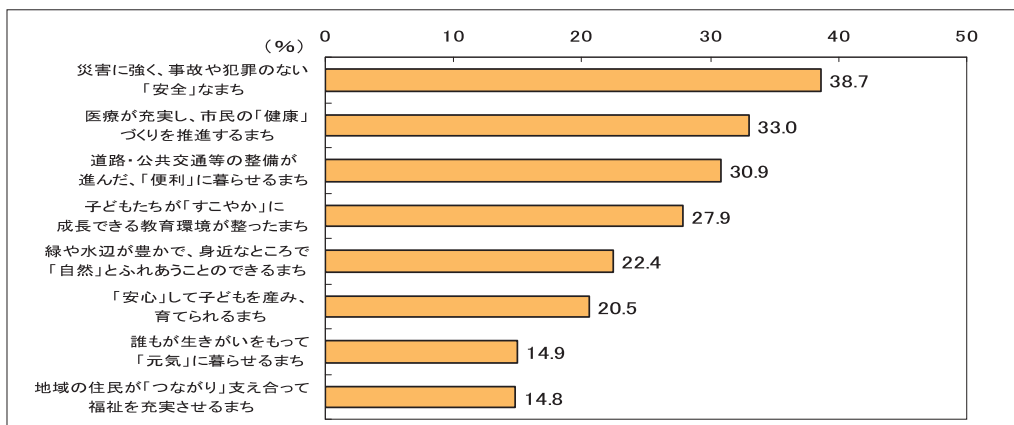
今後10年間の重点施策（上位15位までの項目）（複数回答）



<行橋市の将来像について>

これからの行橋市にふさわしい将来像について、回答項目として提示した17の将来像フレーズから3つまで選んでいただきました。「安全」なまち、「健康」づくりを推進するまち、「便利」に暮らせるまち、などが上位となっています。

行橋市の将来像（上位8位までの項目）（複数回答）



3. さらなる発展に向けての課題

本市の現状と特色、市民の意識と期待、第4次行橋市総合計画の検証結果や時代の潮流等を踏まえ、行橋市がさらに発展するための課題をまとめると以下の通りです。

■課題1 市民参加のまちづくり体制の整備

地方分権時代に即した自律・自立(自己決定・自己責任)のまちづくりに向けては、今後一層、市民・行政による協働体制を強化していく必要があります。

そのためには、情報の共有などによる「市政への市民参画」と地域コミュニティの育成・支援などによる「まちづくりへの市民参画」の一層の推進が不可欠です。また、行政サイドにおいても、市民の信頼を得て協働のまちづくりに取り組むことのできる職員の育成、効率的に地域との連携を図っていくための組織機構の整備が求められています。

■課題2 みんなで支える福祉環境の形成

少子高齢化・人口減少社会が進行する中で、保健・医療・福祉に対する市民ニーズはなお一層高まっています。また、都市化・核家族化の進行や個人の価値観の多様化等により地域社会のあり方も大きく変わり、高齢者の孤独死や児童虐待などさまざまな課題がでてきています。これらの課題解決に取り組むため、本市では平成21年に「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例を推進し、安心して生み育てられる環境づくり、高齢者・障がい者の介護・自立支援環境づくりを進め、すべての市民が住み慣れた地域で、ともに支え合いながら健やかに生活することができるやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

■課題3 次代を担う人材の育成

将来の本市発展のためには、それを担う豊かな創造力と郷土愛を持った人材の育成が非常に重要です。そのためには、教育環境の充実のほか、本市の個性と魅力を学び伝えるため、市内に多く存在する特色ある地域資源や文化資源を保存し、それらを活用して総合的に学習し、芸術文化やスポーツに親しみ、広く交流する環境づくりを積極的に進めていくことが求められています。

■課題4 便利で賑わいのある都市基盤の整備

広域的な地域構造の変化も視野に入れ、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う魅力ある市街地を一体的に整備していくことが望まれます。そのために商業環境の整備や便利で安全な道路、公共交通・情報ネットワークの整備などを図らなければなりません。そして、定住人口や交流人口の増加を目指した活気あふれる都市の基盤づくりを進めていくことが大きな課題となっています。

■課題5 安全・安心で暮らしやすい居住環境の整備

快適で安全な居住環境の整備を求める市民ニーズや豊かな自然環境を持ち、環境保全に取り組む先進のまちとしての地域特性を最大限に生かしながら、内外に誇りうる環境・景観を重視した特色あるまちづくりを進めることが重要です。特に、廃棄物処理の充実や上下水道の整備、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進し、自然と共生し、美しさや快適性が実感できる、質の高い居住環境づくりを進めていくことが重要な課題となっています。

■課題6 産業活動基盤の充実と雇用の確保

全国でも有数の工業集積地域に位置する立地特性を生かした地域経済の活性化とそれに伴う雇用の場の創出を図る視点で、産学官連携や農工商連携、広域連携など今後一層進めていく必要があります。これにより、農業、漁業、商業、工業、観光に至るまで、環境変化に的確に対応し、本市の地域性に合致した産業構造の確立やアジアを視野に入れた市場開拓の実現を目指していく必要があります。

行橋

基本構想

第1章 行橋市の将来都市像

第2章 施策の大綱

第3章 新しいまちづくりの基本指標

1. 将来都市像

将来都市像は、本市が今後10年間にわたって目指していく目標イメージを示すものです。また、これからのまちづくりに向けて市民参画の共通認識を形成するための象徴となることが期待されるものです。

「行橋市の現状」でとりまとめた本市の立地特性や市民ニーズ、まちの特色等を踏まえるとともに、市民が強く願う「安全・安心のまちの実現」をこれからの全てのまちづくりの基調とします。また、豊かな自然の中で、農業・漁業の多様な特産物に恵まれていることや特色ある地域文化・歴史文化に囲まれていること等を生かして「魅力いっぱいゆくはし」の実現を目指します。さらに、全国でも有数の産業集積地域の中央に位置する立地特性や恵まれた広域交通条件等を生かして、我が国はもとよりアジアを中心とする世界を視野に入れた「人・物・情報が集まり賑わう活力あるゆくはし」の実現を目指します。このような本市が目指していく目標イメージを踏まえ、本市の将来都市像を次のとおり設定します。

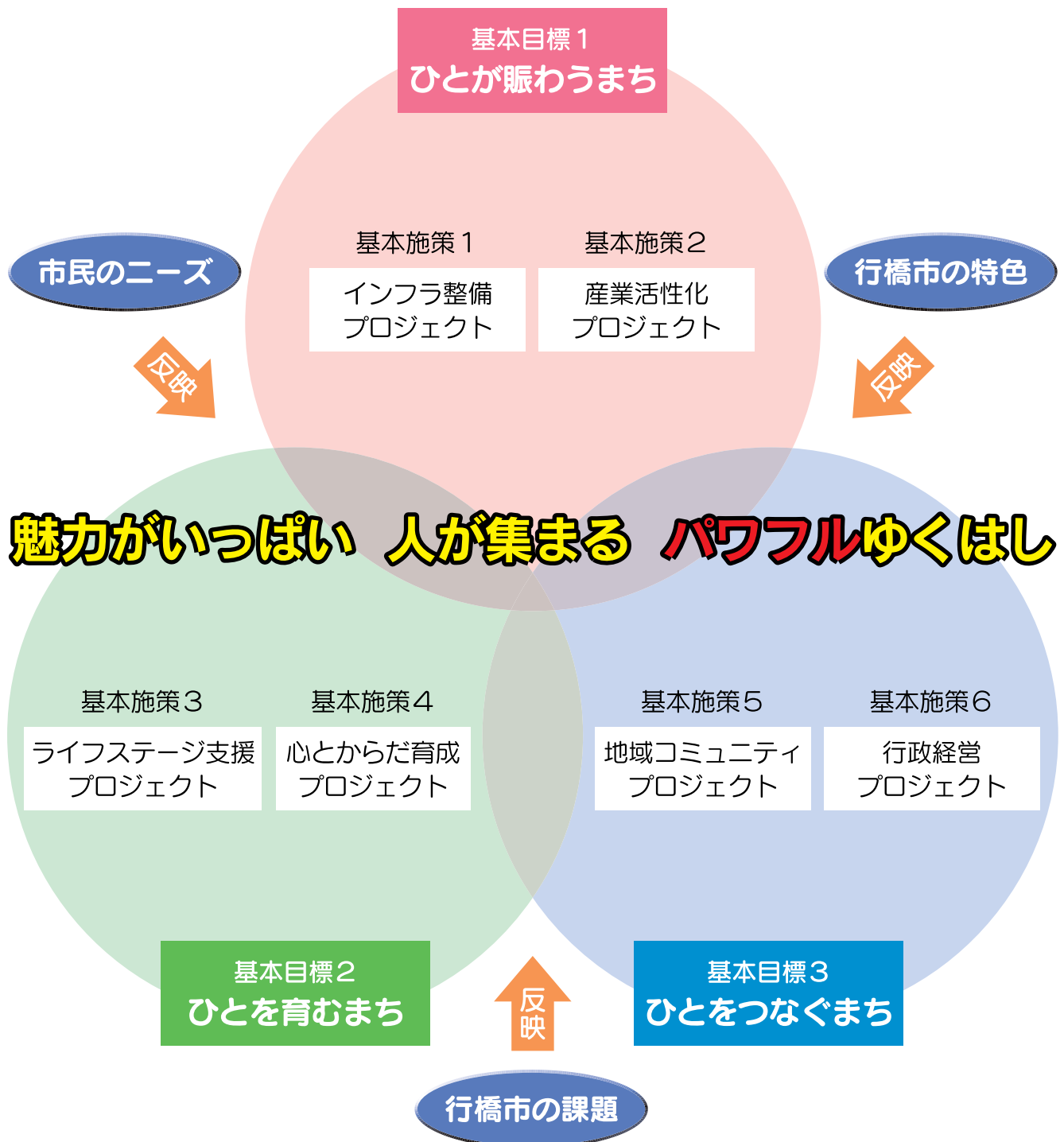
<行橋市の将来都市像>

魅力がいっぱい
人が集まる
パワフル ゆくはし

2. まちづくりの基本目標

行橋市の将来都市像「魅力がいっぱい人が集まるパワフルゆくはし」を実現するため、次のとおり3つの基本目標、6つの基本施策を定めます。

<まちづくりの基本目標設定図>



基本目標 1

ひとが賑わうまち

まちの都市基盤、道路交通基盤など交流と定住を支える生活基盤づくりを進めるとともに、全国的に有数の工業集積地域の中央に位置する立地条件を生かして、我が国はもとより、アジアを中心とする世界を視野に入れた産業振興に努め、人・物・情報が集まり交流する賑わいのあるまちづくりを行います。

このため、次の2つの基本施策テーマを設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

〔基本施策1〕 インフラ整備プロジェクト

〔基本施策2〕 産業活性化プロジェクト

基本目標 2

ひとを育むまち

市民アンケートで特に30代以下の若年層に高率で第1位の支持を得た「子育て・教育のまちづくり」に重点的に取り組むとともに、それぞれのライフステージに応じた福祉サービス、生涯学習、生涯スポーツの推進や地域文化芸術活動の機会の充実等に努め、心豊かでやすらぎのあるまちづくりを行います。

このため、次の2つの基本施策テーマを設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

〔基本施策3〕 ライフステージ支援プロジェクト

〔基本施策4〕 心とからだ育成プロジェクト

基本目標 3

ひとをつなぐまち

市民ニーズや地域の課題が多様化する中、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と行政がともに知恵と力を合わせることが重要です。

個人や自治会、校区等を単位とするコミュニティ活動や自主的なボランティア活動等の一層の充実を促すとともに、行政としても一層の市民参加の推進を図るしくみづくりや絶えざる行財政改革を進めて、将来にわたって持続可能なまちづくりを行います。

このため、次の2つの基本施策テーマを設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

〔基本施策5〕 地域コミュニティプロジェクト

〔基本施策6〕 行政経営プロジェクト

3. 本計画の実現に向けての地域経営の姿勢

市の将来都市像及びまちづくりの基本目標の達成に向け、次のことを地域経営の姿勢とします。

地域経営の姿勢 1

新たな公共を共に担う市民と行政の連携

地域福祉を維持し、かつ発展させるため、新たな公共の領域を担う市民、校区まちづくり団体、ボランティア団体、NPO等と連携し、その活力を生かした地域経営に努めます。また、これら団体等との情報を共有化し、その活力を最大限発揮できる環境づくりに努めることで、サービスが広く地域に循環する地域経営に努めます。

地域経営の姿勢 1

計画推進体制の強化

本計画を効率的・効果的に進めるため、目標管理や進捗管理などマネジメントサイクルを確立し、その成果を市民と共有できる地域経営に努めます。また、分野を越えた一体的な施策を展開し、財政運営と連携した施策の選択と集中、優先化を図ることで、相乗効果、波及効果を生み出す地域経営に努めます。

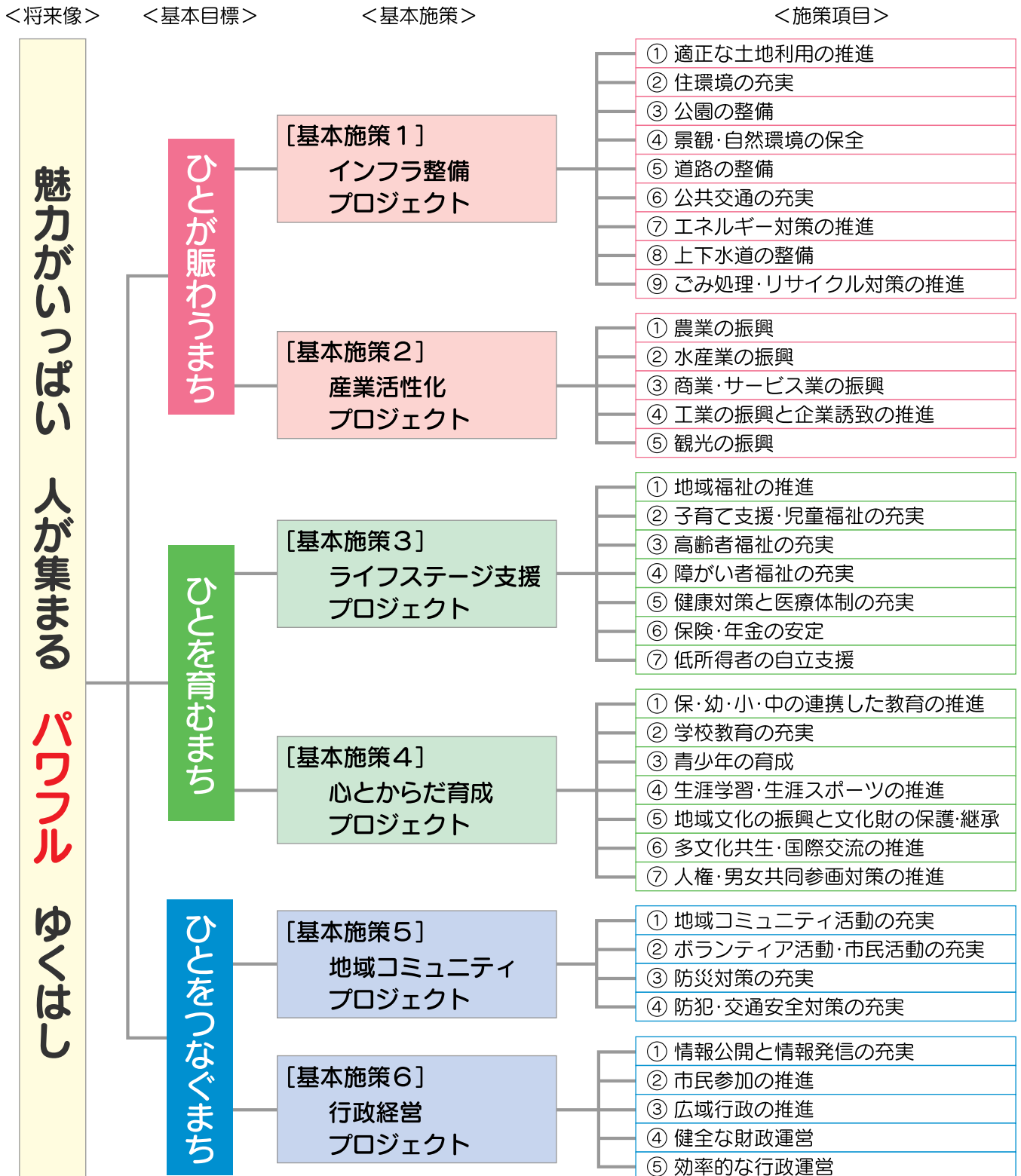
地域経営の姿勢 1

行財政基盤の確立

本計画の実現の可能性を高めるため、組織機構や受益と負担を見直し、最適な政策手段の選択を効率化するため行財政改革を推進し、持続可能な行財政基盤の確立に努めます。また、市職員の計画的な人材育成と適正な人事評価、特性に応じた人事配置を図ることで、少数精鋭の能力集団体制の確立に努めます。

「まちづくりの基本目標」の達成を図るために定めた6つの基本施策ごとに、今後、展開すべき施策の方向を次のとおり定めます。

第5次行橋市総合計画施策の体系図



1. インフラ整備プロジェクト

<適正な土地利用の推進と住環境の充実>

地域の自然的、社会的特性に配慮して、適切な土地利用の推進を図ります。また、市営住宅の計画的な建替・改善や既成市街地の密集状況の改善、適切な開発誘導等を進め、良好な居住環境の形成に努めます。

<公園の整備と景観・自然環境の保全>

公園については、総合公園の整備を計画的に進めるほか既存公園の適切な維持管理に努めます。行橋市景観まちづくり条例等に基づき良好な都市景観の形成に取り組みます。また水と緑に包まれた豊かな自然環境を誇るまちとして環境の保全と創造に向けた多様な施策の推進を図ります。

<道路の整備・公共交通の充実>

東九州自動車道や国道201号バイパス整備等は全線開通に向けて引き続き関係機関に働きかけていきます。併せてスマートインターチェンジによる一般道路と東九州自動車道との連結の円滑化を図ります。また、歩道整備や都市計画道路の整備等に取り組んでいきます。公共交通については、鉄道・路線バス等公共交通手段の維持・確保に努めます。

<エネルギー対策の推進>

国のエネルギー政策の方向等も見据えつつ、地球温暖化防止対策としての地域省エネルギー対策や自然エネルギーを活用した新エネルギーの導入・利用促進に向けて、市民や事業者への情報提供や導入促進のための支援制度の充実等を図り、総合的なエネルギー対策の推進に努めます。

<上下水道の整備>

上水道については、広域的連携も検討して水源確保の多様化・拡充に努めるとともに、水道施設の保全・改善等を計画的に進め、水の安定供給に努めます。

下水道については、引き続き市街地における公共下水道の整備を計画的に進めます。また、公共下水道整備区域や農漁業集落排水整備区域における接続世帯の増加に努めます。下水道事業区域外の地域については家庭用合併浄化槽の設置を働きかけていきます。

<ごみ処理・リサイクル対策の推進>

ごみ処理については、分別の徹底を図ってごみの減量化、再資源化を進めます。また、ごみの最終処分場については今後も広域的連携を図って確保します。

ごみの不法投棄、不法焼却対策として監視体制の充実や市民・業者への啓発・指導を続けていきます。

2. 産業活性化プロジェクト

<農業の振興>

農業基盤の整備と担い手の育成対策の充実を図り、意欲と能力のある担い手を中心となる農業構造の確立に努めます。また、関係機関との連携を図り、特産物と特産物加工品等の開発や販路の開拓・拡大、地産地消の推進等により、魅力ある農業の振興を図ります。

<水産業の振興>

漁港等の漁業基盤の整備を進めて漁船漁業の近代化と安全な操業環境の充実に努めます。また、中間育成、放流などの資源管理型漁業や海面養殖事業を推進するとともに、水産特産物の販路拡大や地産地消を推進します。

<商業・サービス業の振興>

商店街組織や商工会議所等と連携し、既存商店街の活性化を図ります。また、行橋駅東側と西側の一体的な商業地域づくりを図って広域的な商業・サービス業拠点としての再生に努め、賑わいのある街づくりを進めます。

<工業の振興と企業誘致の推進>

産業団体等と連携し、中小企業への技術支援、経営改善、共同研究などの活動に加え、広域的に活動している産学官連携事業等を今後とも積極的に支援し、国内市場だけでなく、アジアを中心とする世界的市場への進出も視野に入れた産業振興とそれに伴う雇用の確保に努めます。

また、新しい工業団地の整備や産業支援センターの設置について国・県に働きかけるとともに立地企業への支援制度の充実等を図るなど企業誘致の推進を図ります。

<観光の振興>

恵まれた広域高速交通条件等を踏まえ、京築地域や筑豊地域、北九州地域などの広域による観光情報PRや特産品販売イベントの開催等の活動づくりについては、今後一層連携体制の強化を図って充実していきます。

また、市内の特産食品等を生かしたグルメ観光や地産地消体制の充実を図るとともに、海・川・山の豊かな自然資源や歴史文化資源等を生かした市内周遊ルートの整備等に努めます。さらには、連歌や神楽等の伝統文化を全国に情報発信し、多くの人が集まり交流する賑わいのまちづくりを目指します。

3. ライフステージ支援プロジェクト

<地域福祉の推進>

住み慣れた行橋のまちで誰もが安心していきいきと暮らすことができるよう、市民をはじめ、地域の様々な関係団体・機関や事業者、市が協働して「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を推進していきます。

<子育て支援・児童福祉の充実>

保育サービスや児童クラブ事業の充実、地域で支える子育て支援ネットワークの充実、子育てへの経済的負担軽減の支援、さらには、児童虐待防止対策の推進等を図って、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。

<高齢者福祉の充実>

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、健康づくりや多様化する福祉ニーズに対応したサービスを提供するとともに、高齢者の居場所づくりや社会活動への参加、就業機会の拡大を進めます。また、介護保険サービスや介護予防の充実に努めるとともに、地域支援体制の構築を推進します。さらに、高齢者の権利擁護体制の確立を図ります。

<障がい者福祉の充実>

障がい者が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、関係機関と連携して日常的な相談や就労活動の場の確保など、地域生活を支援する体制を整備します。また療育事業の充実に努めます。

<健康対策と医療体制の充実>

地域に根ざした各健康づくり組織の育成・支援を行い、市民の健康づくり活動への参加を促します。また、特定健診、がん検診等の受診率向上を図り健康教育・健康相談の充実から生活習慣病予防の一層の普及に努めます。

医療体制については、休日・夜間急患センター運営の充実など市民の医療ニーズに対応した地域医療体制の確立を目指します。

<保険・年金の安定と低所得者の自立支援>

国民健康保険事業の健全化に向け、予防事業の充実と併行して適正受診対策の推進、国民健康保険税の収納率向上に努めます。国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実を図り、制度の周知徹底を図ります。また低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、関係機関との連携のもと、生活保護制度の適正な運用を促進します。

4. 心とからだ育成プロジェクト

<保・幼・小・中の連携した教育の推進>

就学前教育の段階から義務教育終了までの長期的視点に立って、保・幼・小・中の連携した教育の推進に取り組むとともに、幼児や児童生徒の発達段階に応じた心のケア等に継続的に取り組めます。

<学校教育の充実>

心豊かでたくましく確かな学力のある子どもたちの育成を基本に学校教育の内容・指導の充実を図ります。また、学校・家庭・地域の連携強化を図るなど、地域に開かれた学校づくりを進めます。

いじめ・不登校問題への対応や特別支援教育の推進のため、適応指導教育や児童生徒への相談体制の充実等を図ります。

施設面では、耐震改修工事や学校給食センターの建設等を計画的に進めます。

<青少年の育成>

各校区ごと青少年育成組織を中心に地域性に応じた青少年の体験・交流活動・ボランティア活動などを実施するとともに、補導活動や環境浄化運動等を行い、青少年の健やかな成長と非行・犯罪の防止に努めます。

<生涯学習・生涯スポーツの推進>

市民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、講座・教室の充実とともに生涯学習施設の充実など、だれもが学べる学習環境の整備を図り、市民の自発的な学習活動への支援に努めます。

また、それぞれの年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができるよう、各種スポーツ教室や大会の開催、指導者の育成・確保等に努めるとともに、既存スポーツ施設の計画的な改良及び管理運営体制の充実を図ります。

<地域文化の振興と文化財の保護・継承>

御所ヶ谷史跡自然公園の整備を進めるとともに、本市の貴重な文化財の調査・保護や文化財保護の市民ボランティア活動への支援、さらには歴史資料の公開と情報発信の充実を図ります。

また、神楽や連歌など地域に根ざした文化の継承・普及を進め、魅力あるまちづくりに生かします。さらに個性あふれる文化の創造に向け、文化団体や校区文化祭等への支援をはじめ、指導者の育成・確保など市民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、活動の拠点施設となる「コスメイト行橋」をはじめ、文化施設の計画的な改良整備に努めます。

＜多文化共生・国際交流の推進＞

国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるため、市民参加型の国際交流組織への支援を通じて市民主体の国際交流活動の活性化を図ります。また、市内や近隣に居住する外国人のための生活相談窓口の設置や市内案内板の外国語併記など多文化共生社会づくりに努めます。

＜人権・男女共同参画対策の推進＞

すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を築くため、人権教育・啓発活動を推進します。また、男女共同参画社会の実現に向けて、市や地域における政策・方針決定過程などへの女性の参画機会の拡大に努めます。

5. 地域コミュニティプロジェクト

＜地域コミュニティ活動の充実＞

校区を単位とするコミュニティ活動の活性化を促す支援制度等の充実を図るとともに、地域活動拠点の再構築に取り組み、市民参加のまちづくりを担う新たなコミュニティ体制づくりに努めます。

＜ボランティア活動・市民活動の充実＞

市民主体のまちづくりの基盤となるボランティア活動・市民活動等の充実活性化を図るため、市民への啓発・広報活動の充実や市民活動への支援制度の整備等を図ります。

＜防災対策、防犯・交通安全対策の充実＞

地域防災計画を適宜見直しながら防災対策の充実を図るとともに、水害、土砂災害対策や防火予防対策、地域防災体制の充実、防災行政無線の整備等を進めて災害に強いまちづくりに努めます。また、消防・救急体制の充実や地域防犯対策、交通安全対策、消費者対策等の充実に努め、安全・安心な地域社会づくりを推進します。

6. 行政経営プロジェクト

< 情報公開と情報発信の充実 >

公正で開かれた信頼できる行政の構築のため市民への情報公開及び個人情報保護制度の周知を図るとともに、市報や市ホームページの一層の充実等を図って、行政情報とまちづくり意識の共有化に努めます。

< 市民参加の推進 >

市民と行政による新たなパートナーシップ制度の構築のため、市民参加及び協働のまちづくり推進に関する総合的な指針の確立を図り、まちづくりへの市民参画向上に積極的に取り組みます。

< 広域行政の推進 >

京築地域内の各自治体との交流及び連携強化を今後とも推進していくとともに、引き続き市町村合併に向けた調査研究を進めます。また、九州北東部の各自治体や筑豊地域各自治体とも連携強化を構築し、より広範囲な提携活動・事業の展開に努めます。

< 健全な財政運営と効率的な行政運営 >

市民の行政ニーズの多様化に的確に対応できるよう組織機構改革の絶えざる推進や職員の人材育成等に努めます。また、選択と集中による行財政の健全化や地方税財源の充実強化等に取り組み、効率的な自治体経営の確立を図ります。

1.人口と世帯

行橋市の人口は、国勢調査によると平成12年の69,737人から平成22年には70,468人へこの10年間で731人の増加となっています。この間、年平均伸び率は0.1%程度で微増傾向で推移していますが、年齢階層別人口では、年少人口と生産年齢人口の一貫した減少、及び老年人口の一貫した増加が続いています。このような動向を踏まえて、過去の国勢調査人口をベースに5歳階級別人口の移動分析(コーホート法)と住民基本台帳人口をベースとした最小二乗法による傾向線のあてはめ(トレンド法)の2つの方法を使って将来人口を予測すると、今後人口は減少に転じ、平成28年には69,500人程度の人口となって7万人を割り、さらに平成33年度には67,800人程度の人口になると推計されました。

しかし、東九州自動車道行橋インターチェンジ(仮称)と行橋PAスマートインターチェンジ(仮称)の2つのインターチェンジの開設等による本市の広域的拠点性の高まり等を生かした今後の施策努力を勘案し、計画目標年度の平成33年度における行橋市の総人口を、

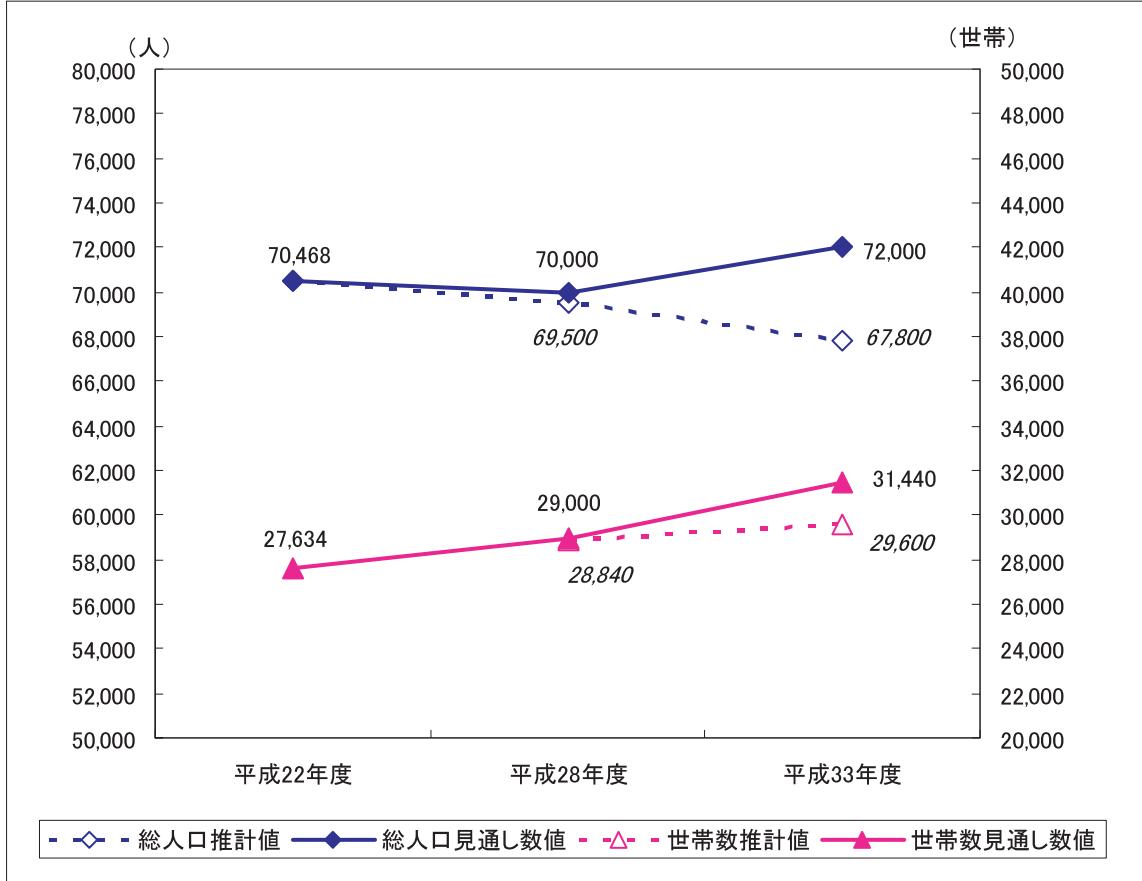
72,000人

と見込みます。また、中間目標年の平成28年度における総人口を70,000人と見込みます。

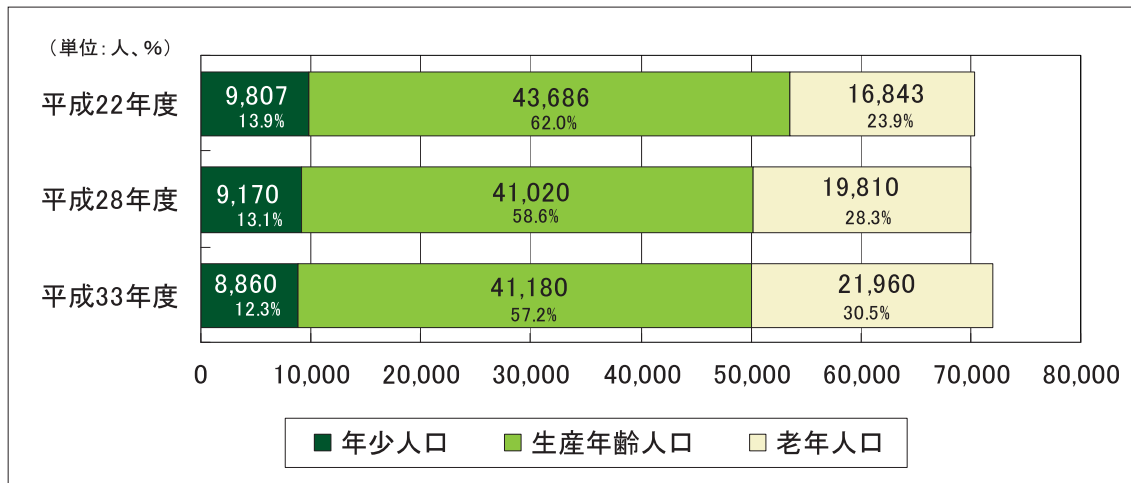
上記のとおり計画目標年の平成33年度における総人口を72,000人と見込むと、平成33年度における年齢別階層人口は、年少人口が8,860人(構成比12.3%)、生産年齢人口が41,180人(同57.2%)、老年人口が21,960人(同30.5%)になると見通されます。年少人口の減少と老年人口の増加の傾向は今後とも続きますが、生産年齢人口については減少幅がゆるやかになると見通されます。

また、この時、世帯数は31,440世帯となり、今後とも一貫して増加傾向で推移すると見通されますが、一世帯あたり人数は逆に減少を続け、平成33年度には2.29人まで減少すると見通されます。

<人口及び世帯数の見通し>



<人口構成の見通し>



注)平成22年は実績値。目標値は、各種手法による予測をもとに設定したものであり、10人及び10世帯単位としている。

行橋

基本計画

まちづくりの戦略施策

- 第1章 インフラ整備プロジェクト
- 第2章 産業活性化プロジェクト
- 第3章 ライフステージ支援プロジェクト
- 第4章 心とからだ育成プロジェクト
- 第5章 地域コミュニティプロジェクト
- 第6章 行政経営プロジェクト
- 第7章 基本計画を実現するために

まちづくりの戦略施策

1. 戦略施策の設定

基本構想の第2章で示した施策の大綱に基づく具体的な施策内容は、以下に掲げる基本計画の第1章から第6章までに示しています。これらの施策は新しいまちづくりの基本として総合的、体系的に進めていくことが必要ですが、さらにこれら施策間の連携による相乗効果や達成度効果を戦略的に高めることを目的に一体的かつ重点的に取り組むべき施策群を「まちづくりの戦略施策」と位置づけます。

基本構想第1章の2に掲げたまちづくりの基本目標「ひとが賑わうまち」「ひとを育むまち」「ひとをつなぐまち」の3つの目標を踏まえて、次のとおり3つの戦略施策を設定し、新しいまちづくりを牽引していくこととします。

戦略施策 1

安全安心で災害に強いまちづくりの推進

－まちづくりの基本目標1.ひとが賑わうまちづくりを牽引するために

戦略施策 2

子どもを見守り育む環境の整備

－まちづくりの基本目標2.ひとを育むまちづくりを牽引するために

戦略施策 3

地域コミュニティの活性化と市民参加のまちづくりの推進

－まちづくりの基本目標3.ひとをつなぐまちづくりを牽引するために

2. 戦略施策の展開

戦略施策 1

安全安心で災害に強いまちづくりの推進

まちの都市基盤、道路交通基盤など交流と定住の賑わいのあるまちづくりを進めるために、その前提として市民が最も強く望んでいることは“災害に強く、事故や犯罪のない安全なまち”づくりでした。

このため、大地震発生への備えや安心して歩行できる歩道の整備、湯水の恐れのない水の安定供給など、安全安心のまちづくりのために、次のような施策に一体的、重点的に取り組みます。

戦略を構成する個別施策

- ・ 市営住宅の計画的な建替・改善と適正管理
- ・ 歩行者の安全安心の交通ネットワークの形成
- ・ 安全でおいしい水の安定供給
- ・ 安全安心な居住環境の確保
- ・ 地域防災計画及びハザードマップの見直し
- ・ 地域防災力の向上
- ・ 消防施設の充実
- ・ 救急・救助活動の強化
- ・ 防犯に関する啓発等の推進と地域安全活動への支援
- ・ 消費者相談及び啓発活動の充実

戦略施策 2

子どもを見守り育む環境の整備

30代以下の若年層に最も強く望まれていることは、“子育て・教育のまち”づくりです。

安心して子育てできる環境整備や子どもたちが健やかに成長できる教育環境の整備充実は、若年層の定着と周辺市町村からの流入定住人口の増加を図るうえで大きな効果があります。

このため、次のような施策を一体的に取り組み、若い人も定住する心豊かなでやすらぎのあるまちづくりを進めます。

戦略を構成する個別施策

- ・ 地域における子育て支援サービスの充実
- ・ 仕事と家庭の両立支援の推進
- ・ 子どもと親の健康確保
- ・ 療育事業の充実
- ・ 就学指導・就学相談の充実
- ・ 個別の指導計画の作成
(発達障害を含む障がいのある幼児・児童・生徒等)
- ・ 保・幼・小・中連携強化
- ・ 子どもの交流活動の推進
- ・ いじめや不登校問題への対応
- ・ 健全育成のための環境づくり

戦略施策3

地域コミュニティの活性化と市民参加のまちづくりの推進

これからのまちづくりは、今まで以上に市民と行政が知恵を出しあい、力を合わせて、協働で取り組んでいくことが重要です。

本市では、これまでに校区等を単位とするコミュニティ活動や自主的なボランティア活動等が活発で市民参加のまちづくりにも積極的に取り組んできました。

今後は、これまでの活動実績を踏まえ、市民と行政が相互に自立したパートナーシップを築けるよう自治基本条例(仮称)の制定などによって、協働のまちづくり推進に関する制度・体制の確立を図って、一層の市民参加のまちづくりを進めます。

戦略を構成する個別施策

- ・自治基本条例(仮称)の制定
- ・自治会加入率の向上
- ・「地域の實力」向上
- ・団体間の交流・ネットワークの強化
(ボランティア、NPO法人等)
- ・地域まちづくり会議に対する支援
- ・協働のまちづくり団体に対する支援
- ・行政改革の推進

1. 適正な土地利用の推進

現況と課題

本市では、全市域を都市計画法による都市計画区域⁴として指定しており、うち668ha(約9.5%)を用途地域⁵として指定していますが、市街化区域⁶と市街化調整区域⁷のいわゆる「線引き」は行われていません。市街地周辺では、行橋駅西口地区土地区画整理事業、下水道事業、都市計画道路の整備など様々なインフラ整備を実施し、京築地域の中心市にふさわしいまちづくりを推進してきました。今後は東九州自動車道行橋インターチェンジ(仮称)及び行橋PA⁸スマートインターチェンジ⁹(仮称)周辺や国道201号バイパス沿線の土地利用の変化に対応した用途地域の指定を行う必要があります。また、東九州自動車道のインターチェンジへのアクセス道路整備を通して秩序ある市街地の形成へと誘導を行う必要があります。

一方、本市の発展とともに市民の消費や交流の拠点としての役割を担ってきた中心市街地は、消費者ニーズの多様化や郊外への大型店の相次ぐ進出、生活者の高齢化等により、衰退・空洞化が深刻な状況となっています。

京築地域の中心市の顔として再び人が集い、賑わい、豊かで多様な交流を実現できるよう中心市街地の再生に取り組みなければなりません。

また、市街化区域・市街化調整区域の設定がなされていない本市では、ミニ開発等の無秩序な開発が行われ、市街地周辺農地において虫食い状の市街地形成(スプロール化)の進行が見られる地区もあります。大規模な開発については、福岡県の開発許可基準及び本市の開発指導要綱の適切な運用及び指導に引き続き努めるとともに、ミニ開発についても「行橋市景観形成基本計画」等において適切かつ厳正に指導していくことが重要です。

⁴ 都市計画区域とは、都市の発展を見通し、一体の都市として捉える必要がある区域で、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域のこと。

⁵ 用途地域とは、用途の混在を防ぐことを目的として定める都市計画法上の地域地区。住居、商業、工業などの市街地の大枠としての土地利用を定める。

⁶ 市街化区域とは、既に市街地になっている区域や公共施設を整備したり面的な整備を行ったりすることにより積極的に市街地をつくっていく区域。

⁷ 市街化調整区域とは、市街化区域と対をなすもので、市街化を抑制すべき区域のこと。

⁸ PAとは、パーキングエリアの略。

⁹ スマートインターチェンジとは、高速道路の本線上またはサービスエリア、パーキングエリア、バスストップに設置されているETC専用のインターチェンジ。

基本方針

地域の自然的、社会的、経済的特性に配慮しつつ、市街地の整備と農地の保全等を図るための適正な土地利用を図ります。また、都市計画マスタープランに位置づけられている様々な構想や計画を見直し、将来の開発に伴う土地利用動向を踏まえた適切な用途地域の見直しを行います。さらに、京築地域の中心市の顔としてふさわしい中心市街地の再生を推進します。

主要施策

(1) 行橋市土地利用計画の推進

「行橋市国土利用計画」に基づき、市土の効率的で秩序ある利用を推進します。

(2) 都市計画マスタープランに沿ったまちづくり

「行橋市都市計画マスタープラン」に基づいて、道路・公園などの生活環境の向上や中核都市としてのまちづくりを進めます。また、現在の都市計画マスタープランは平成12年度に策定されて中間期にきており、分野別・地域別の各方針の成果等に沿って見直しを図り、地域の特性を生かしたまちづくりを誘導し、都市整備を推進していきます。

(3) 用途地域の見直し及び地区計画の策定

駅を中心とする中心市街地や東九州自動車道行橋インターチェンジ(仮称)及び行橋P Aスマートインターチェンジ(仮称)周辺や国道201号バイパス沿線など、状況の変化に応じた用途地域の見直しを図り、適切な土地利用の誘導を行います。また、地域の実情に応じてきめ細かいまちづくりが期待できる地区計画の策定を行っていきます。

(4) 中心市街地の再生

中心市街地における道路等の整備改善や商店街の活性化等の施策に加え、文教施設や福祉施設等の整備を検討し、商業・文化・福祉・交流など多様な機能を集積した中心市街地の再生を図ります。

(5) 良好な開発への誘導及びミニ開発への対応

開発行為については、福岡県の開発許可基準及び「行橋市宅地開発事業に関する指導要綱」により、適切な開発への誘導を行うとともに、開発許可対象面積の縮小への見直しや特定用途制限地域¹⁰の指定等を検討し、良好な居住環境の形成を図ります。ミニ開発についても「行橋市景観形成基本計画」等において適切かつ厳正に指導していきます。

¹⁰ 特定用途制限地域とは、用途地域の指定のない土地において、良好な環境を形成・保持するため、人の集中・騒音・振動などを発生させるおそれのある施設等の建設が制限される地域のこと。

(6) 既成市街地の改善

都市計画マスタープランに基づき、防災上危険な既成市街地や集落については、狭隘道路の改善・壁面後退などの指導により、密集状況の改善を行っていきます。

(7) 地籍調査事業の推進

地権者の理解と協力を得ながら高密度市街地(住商混在地)の調査を行い、今後の課題を克服することで早期完了を図ります。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
宅地と農地の調和に関する市民満足度	%	30.4	40.0
中心市街地の活性化の取組みに関する市民満足度	%	12.8	30.0
地籍調査事業の進捗率	%	93.3	95.0

主要事業

事業名	事業概要
都市計画マスタープランの見直し	都市計画マスタープランの見直しを実施します。
用途地域の見直し	現在の用途地域の見直しを実施します。
地籍調査事業	国土調査法に基づき、地籍の明確化を図るため、一筆ごとの土地について所有者・地番・地目等の調査・境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を法務局へ提出します。

市民参加の視点

市民	・都市計画マスタープランの見直しや地区計画の策定を行うため、積極的にワークショップなどに参加します。
行政	・地域の特色を生かした、土地利用・都市計画の推進を行います。

2. 住環境の充実

現況と課題

良質な住宅と住環境の確保は、健康で豊かな市民生活を営む上で基本となるもので、社会情勢や地域別に多様な住民のニーズを的確に把握しながら、各種の住宅地整備を計画的に推進していく必要があります。また、高齢者や障がい者も含め、誰もが居住にかかる不安がなく、安心して安全・快適に暮らせる住宅や住環境の整備を図るために「住宅セーフティネット」としての役割や、福祉施設及び地区施設との一体的整備、良好な町並みの形成を通してまちづくりへの貢献が求められています。

本市は現在50団地、1,505戸の市営住宅を管理していますが、昭和40年代後半に大量供給されたストックのうち6割以上が耐用年限を経過しています。そのため、狭小な住宅規模、画一的な間取り、高齢者・障がい者にとって危険な段差があるなどといった様々な問題も抱えた状況で、適切な整備や管理、運営を行っていく必要があります。

このような中、本市では、平成22年3月に、居住性の向上、高齢者及び障がい者への福祉対応、安全性・耐久性の向上等、中長期的な視野で、市営住宅ストックを活用するための指針として「行橋市営住宅長寿命化計画」を策定し、市営住宅を計画的に更新・改善するためのプログラムを設定しました。今後はこの計画に基づき、誰もが安心して住むことができ、住みやすい環境づくりを推進する必要があります。

また、民間住宅も含め、住宅の「量の確保」から住宅そのものの性能のみならず、住宅地全体の安全性の確保、良好な町並みの形成、コミュニティの回復など地域における住環境の形成、生活・福祉・健康・文化など居住サービスの確保といった、より広がりのある住生活の「質の向上」への転換、市場重視・ストック重視の方向への転換が求められています。

基本方針

民間・行政それぞれが役割分担を行いながら、「多様性・柔軟性のある安全・快適な住宅並びに住環境の整備」を基本理念とし、誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり、良質な住まいを確保できる住宅市場の環境整備、地域づくりに資する住まい・まちづくりなど、総合的に居住環境を向上させていきます。

主要施策

(1) 市営住宅の計画的な建替・改善と適正管理

「行橋市営住宅長寿命化計画」に基づき、公営住宅を計画的に建替・改善していくことにより、防災性やバリアフリー化など居住水準の向上を図るとともに、少子・高齢社会への対応などに配慮した市営住宅の確保に努めます。また、住宅家賃の徴収率の向上を図るとともに、滞納者に対する厳正な対応を行います。

(2) 若年層・子育て世帯等定着に寄与する市営住宅の供給

若者世帯や新規形成世帯、子育て世帯にも魅力ある市営住宅を供給することにより、安心して子どもを産み育てることができる居住環境の形成を図ります。また、その後の家族構成の変化に対応し、一般市営住宅への移り変え等、長く安心して住み続けられる施策を進めていきます。

(3) 良質・安全な住宅建設・改修の促進

若者定住や周辺都市からの市内への移住の促進に向け、中高層住宅や一戸建て住宅などの多様な住宅建設を促進するため、民間開発の適正誘導等に努めます。

(4) 居住環境の総合的な整備

すべての市民が住みやすく快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路や通学路、公園・緑地や下水道などの生活基盤について、それぞれの地域の実情を踏まえた重点的かつ計画的な整備を進め、市域全体の居住環境の向上を図ります。

(5) 基地周辺の住環境の改善

基地周辺及び基地の騒音の影響を受ける地域について、快適な住環境を確保するため、基地の騒音対策として、防音工事の実施基準緩和を要望するとともに、防音工事の早期完了を働きかけます。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
耐用年数を超えた市営住宅の割合	%	62.7	60.9
市営住宅のバリアフリー化率	%	7.3	17.3
バリアフリーなどの良好な住環境の形成に関する市民満足度	%	14.7	20.0

主要事業

事業名	事業概要
公営住宅整備事業	老朽化した住宅の建替工事を行います。
公営住宅改善事業	長期的な活用を図るべき住棟において、耐久性の向上や安全性確保等を目的として改善工事を行います。
市営住宅維持管理	市営住宅の適切な管理のため、設備の点検や建物の修繕等を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住している住宅の適正な管理や住宅周辺の美化に努めます。 ・ 周辺居住者との交流によりコミュニケーションを深め、安全安心な住環境づくりに努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅施設の適正な管理のため、住まい方や環境美化等に関する情報提供を行います。

3. 公園の整備

現況と課題

公園は、心身をいやし、健康を増進させ、市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場として、また、良好な景観や野生生物の生息・生育環境を形成する場として、自然と人、人と人、人と地域などの関係性を回復、向上させる機能を有しています。また、災害発生時には避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割を担っています。

本市の都市公園は、現在、31箇所、27.79haで、人口1人当たりの面積は3.93㎡/人であり、福岡県平均8.35㎡と比較して整備が遅れているのが現状です。この中、行橋総合公園は計画面積21.3haのうち約8割に当たる17.33haを供用開始しており、今後も引き続きサッカーグラウンド等の整備に向け計画的かつ着実な整備を推進していかねばなりません。

御所ヶ谷史跡自然公園は、これまでに山麓の住吉池周辺の親水公園や駐車場が整備されました。今後は整備基本設計に基づき、国の史跡エリアを中心に史跡と自然に触れ合う公園として整備していく必要があります。

また市内には現在約160箇所の児童遊園がから相当の期間が経過しており、今後児童遊園内の遊具の老朽化が進むことが想あり、開発行為により年々増加しています。維持管理については地域の住民に行っているところですが、園内の遊具の維持管理については専門的な知識が必要であり、公園の全般的な維持管理を地域の住民だけに求めることは難しい状況です。しかも、市内の児童遊園のほとんどが設置定されます。

一方で、各地域における中央公園的な機能をもった公園の設置についての市民ニーズもあります。また、市街地内及びその周辺地域では特に公園・緑地が不足していることから、河川や神社境内の活用等によるうるおい空間の拡充を望む市民ニーズもあります。今後、各地域の実情やニーズに応じて、多様な公園・緑地帯の設置などの検討を行っていく必要があります。

基本方針

市民の身近な憩いやレクリエーションの場や災害時の一時避難場所として機能の充実を図るとともに、誰もが安全安心に利用できるようバリアフリー化の進んだ公園整備と維持管理に努めます。また公園に対する市民ニーズは、ますます増大、多様化すると予想されるので市民の意向を反映しながら、地域の特性に即した整備を計画的に推進していきます。

主要施策

(1) 公園・緑地の計画的整備

自然環境教育の場及び地域コミュニティや交流イベント、運動の場を提供するとともに、精神的なリフレッシュ効果、健康増進効果を図るため、既存公園の配置状況等も勘案し、適地に新しい公園・緑地の整備を推進します。

(2) 身近な公園の安全管理

市内に点在している児童遊園については、地域住民の身近な憩いの場として安心して活用できるように巡回を行い、公園内の遊具や工作物の安全管理に努めます。また、専門業者による遊具の安全点検を行い、危険器具の把握に努めます。

(3) 都市公園・総合公園の機能拡充

既存の都市公園については、高齢者や障がい者、子どもたちが安全安心に利用できるような公園機能を充実します。また、行橋総合公園については市民ニーズを踏まえて引き続き整備を進めるとともに、市民に利用しやすい施設となるよう管理運営・アクセス面で工夫していきます。

(4) 河川や海辺を生かした公園の整備

今川や長井浜などの水辺については貴重な水辺空間として親水性に富んだ公園の整備を進めます。

(5) 市民参加による公園づくりと管理

公園等の整備に当たっては、計画策定段階から市民が参加し、市民の自主性、主体的な関わりによる公園づくりに努めます。また、公園の適切な維持管理を図るため、市民ボランティアによる清掃等の積極的な参加を促進します。

(6) 公園維持管理業務の窓口の一元化に向けての取組み

市民サービスの観点から見ても公園の維持管理についての窓口の一元化は必要です。関係部署と協議し公園の維持管理業務の一元化への検討を行います。



インフラ整備プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
公園内での事故の件数	件	0	0
身近な公園の整備状況に関する市民満足度	%	25.8	50.0
一人当たりの都市公園の整備面積	m ²	3.52	4.20

主要事業

事業名	事業概要
都市公園施設管	理都市公園の維持管理を行います。
行橋総合公園整備事業	市民の休息やレクリエーション、青少年の健全な育成の場所として総合公園の整備を行います。
行橋総合公園管理	行橋総合公園の維持管理を行います。
児童遊園施設管理	公園内の適切な整備を行い、児童の健全育成に資することを目的とします。併せて児童遊園内の遊具の安全点検を行います。地域の需要を鑑みながら遊具の補修を行います。
児童遊園施設補修工事	安全な児童遊園を確立するため危険遊具の撤去、フェンス等工作物の補修を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none">公園内の草刈りや遊具の管理など地域で協力できる維持管理については積極的に参加します。公園を活用したレクリエーション機会やイベントの開催など公園の利活用に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">地域住民と協力をしながら公園の適切な維持管理、危険遊具の把握に努めます。地域住民だけで対応できないケースについては積極的に関わりを持ち問題の解決に当たります。公園の利活用についての情報を地域住民に積極的に提供します。公園を活用したイベントの企画開催等に努めます。

4. 景観・自然環境の保全

現況と課題

<景観形成>

わが国で初めての景観に関する総合的な法律として、景観法が平成16年6月18日に公布されました。本市においては「行橋市景観形成基本計画」を策定し、本市の景観に関する基礎調査を行い、景観形成の方向性を明確にするとともに、基本方針として①豊かな自然環境と調和する景観②伝統ある歴史的・文化的資源を守り風情ある景観③自然と共生した快適で魅力ある町並み景観を形成していくこととしています。

<自然環境の保全>

今日の環境問題は、地球温暖化など国境を越えた地球規模の空間的な広がりをみせています。このような中、本市は環境保全対策として大気汚染、水質汚濁及び騒音などの監視・測定を定期的に実施するとともに、省エネルギーや二酸化炭素排出量削減に向けた取組みを行ってきました。また、稲童工業団地など市内に立地する企業と環境保全協定を結ぶなど、産業型の公害防止のための規制強化にも努めています。

環境問題の取組みは、行政による環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な推進と、事業者及び市民による積極的な行動と協力が必要です。

そこで本市では、環境施策を明確化するとともに、市(行政)、事業者及び市民が取り組むべき課題を着実に実行していくための指針として「行橋市環境基本計画」を策定しています。今後は、三者協働のもとこの計画を着実に推進していく必要があります。

基本方針

景観が市民の共有財産であることの重要性を認識し、緑のやまなみや水辺、田園等の自然風景と調和した景観づくり、歴史・文化を守り、育み、伝える風情ある景観づくり、個性ある交流拠点都市の活力と自然が共生した魅力ある町並み景観づくりについて積極的に推進します。

また、恵まれた自然や歴史的に貴重な史跡など自然環境を含めた生活環境を保全し、行政、事業者及び市民のすべてが環境保全に関する意識を高め、日常生活や行動等を見直すことで、よりよい環境づくりを進めていきます。



主要施策

(1) 行橋市景観形成基本計画の推進

市民が身近に歴史・文化にふれることのできる環境や市街地内の河川や道路沿いの環境等を整備するとともに、景観を資源として捉え、周辺を含めた良好な景観の形成を進めるため、「行橋市景観形成基本計画」を実行していきます。

(2) 行橋市環境基本計画の推進

本市が目指す望ましい環境像「緑と水を大切にし、快適に暮らせる環境共生都市」を実現するため、「行橋市環境基本計画」を着実に実行していきます。

(3) 行橋市緑の基本計画の推進

緑の募金の推進や、緑地の保全・公園緑地などの整備に努め、自然保護・緑地の創出を推進するため、「行橋市緑の基本計画」を実行していきます。

(4) 環境美化意識・緑化意識の高揚

市民ボランティアやNPO法人等が行う環境美化活動やイベントを支援するとともに、多くの市民が参加できる「市民一斉清掃の日」を設け、意識啓発を図ります。

(5) 水辺空間の有効利用と親水性の向上

市民参画による水辺の維持管理活動を支援するとともに、自然観察のできる場所や水に近づける場所を設けるなど、水辺空間の親水性を向上させます。

(6) 公害防止対策の推進

大気、水質及び騒音等の測定並びに監視を継続実施し、また新たに立地する企業と環境保全協定を結ぶなど、公害防止環境保護の取組みを推進します。

(7) 生活雑排水対策の推進

公共下水道や農業集落排水が整備されていない地域において、合併処理浄化槽の設置を推進し、河川や海域の水質保全に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
街の景観の美しさに関する市民満足度	%	32.1	40.0
緑地の保全の取組みに関する市民満足度	%	35.1	40.0
今川の水中浮遊物質量	mg/l	7.0	5.0
稲童工業団地の降下ばいじん量	t/km ² /日	4.1	2.5

主要事業

事業名	事業概要
違反屋外広告物の撤去	年に1回、違法屋外広告物の撤去作業を実施します。
河川水・海水・工場排水・大気汚染物質分析検査	毎年検査機関に委託し、定点測定しています。 大気汚染・水質汚濁の客観的データをできるだけわかりやすく、市民に提供していきます。
ごみゼロキャンペーン 市民一斉清掃	6月・10月の環境美化行動の日に市民一斉清掃を行います。 身近な道路・公園などを家族や地域で清掃しようとするものです。

市民参加の視点

市民	・環境保全は自分だけでなく子や孫の世代にも関わりのある問題であることを認識し、前向きに取り組んでいきます。
行政	・市民や事業者の意識を高めるため、また自発的に環境美化や自然保護などに取り組んでいただくために、市報やホームページ、パンフレットや説明会を通じて情報発信していきます。

5. 道路の整備

現況と課題

本市には国道が4路線あり、南北方向に国道10号・市街地には国道496号・椎田道路の3路線が北九州と大分を結び、国道10号を起点として東西には国道201号が筑豊地域・福岡市へとつながっています。その他、主要地方道5路線、一般県道11路線、市道については、2,139路線の571.5km(平成22年度末)となっています。

国道については、国道10号の4車線化は一部完了し、渋滞の緩和が図られました。また、国道201号の交通の分散や本市の東西の交通網の充実に向けて国道201号バイパスの整備の促進が期待されています。

また、東九州自動車道は東九州地域の発展に欠かせない高速自動車道であり、本市には、吉国地区に行橋インターチェンジ(仮称)が整備されていますが、中心市街地の拡大に対応し、みやこ町・田川方面への地域連携に重要な役割を担っている幹線道路、県道行橋添田線へ連結する行橋PAスマートインターチェンジ(仮称)の整備も行っています。

地元では、国・県道を含むアクセス道路の完成への期待が大きく、引き続き早期完成に向けた取り組みを行う必要があります。

都市計画道路は、25路線49.5kmを都市計画決定しており、整備率(平成22年度末)は22.1%となっています。東九州自動車道、北九州空港に対応した、都市計画道路行事西泉線(国道496号)の延伸計画等、新たな広域交通ネットワークの整備や工業団地、自然公園などへのアクセス道路の整備が求められています。

市道については、市民にとって最も密着した生活道路であり、道路新設・改良・維持修繕など計画的な道路整備を推進していますが、路線延長の約36%が未改良の狭隘な道路であり、約14%が未舗装となっています。

また歩行者の安全確保と円滑な交通を図るため、道路の整備はもとより、歩道・自転車道の整備やバリアフリー化などの整備が求められており、安全で安心な道路網の整備が必要となっています。

基本方針

北九州空港及び東九州自動車道に対応する、広域交通ネットワークの計画的な整備を国・県と協力しつつ促進します。都市計画道路・市道をそれぞれの道路の持つ多様な役割を認識し、国・県と連携し、市民の意向を踏まえながら、京築地域の中心市にふさわしい道路交通網の整備と、安全で利便性の高い道路形成を推進します。

主要施策

(1) 広域幹線道路に対応した道路ネットワーク整備の促進

平成25年度に供用開始となる東九州自動車道(刈田北九州空港インターチェンジ~行橋インターチェンジ(仮称))に連結する、国道201号バイパスや県道天生田・吉国線の整備については、福岡県及び関係自治体と連携をとりながら、早期の実現に向けて取組みを行っていきます。

また、流末地区内に計画されているバスストップや行橋パーキングエリア(仮称)と連携した行橋PAスマートインターチェンジ(仮称)の設置についても、新たな施策として、調整を図りながら取り組んでいきます。

さらに、国道10号の全線4車線化や都市計画道路行事西泉線の延伸整備を国や福岡県に対し、早期完成を促進するとともに、市街地周辺道路のネットワークの整備を行います。

(2) 人・物の流動性を高める道路整備

自然公園や工業団地等への交通アクセスの向上を図るため、県道門司行橋線の整備計画、県道の直方行橋線整備の早期着手の促進及びそれに連結する都市計画道路や市道の整備を推進し、通勤・観光等の人の移動のほか、物流にも貢献でき、利便性が図られるよう計画的に整備します。

(3) 暮らしを支える道路整備

それぞれの道路の役割を認識し、市民の要望を把握し、維持管理や計画的な整備を行い、緊急車両の通行・通勤通学の道路・物資の輸送等、“命の道”として、市民の暮らしを支える道路整備を計画的に推進します。

(4) 歩行者の安全安心の交通ネットワークの形成

地域住民の安全安心を念頭に、生活に密着した道路の整備は、交通状況を勘案し、歩車道の分離や歩道幅員の確保並びにバリアフリー化を図ります。また、道路の危険箇所や交通状況に対応した交通安全施設の設置を計画的に実施し、歩行者の安全対策を推進します。



インフラ整備プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
東九州自動車道の整備進捗率 (苅田北九州空港IC～豊津IC)	%	0.0	100.0
国道201号バイパスの整備進捗率	%	0.0	100.0
国道・県道の整備・進捗に関する市民満足度	%	30.4	40.0
市道の整備・利用のしやすさに関する市民満足度	%	23.9	35.0
安全で安心して歩行できる歩道に関する市民満足度	%	21.0	30.0
行橋PAスマートインターチェンジ(仮称)の整備率	%	0.0	100.0
バスストップの整備率	%	0.0	100.0

主要事業

事業名	事業概要
市道城尾・大無田線 道路整備事業	市道城尾・大無田線の道路整備事業は、緊急時の輸送ルート確保や物流のルートとして、道路の拡幅・舗装整備、歩道の設置、交通安全施設整備、バリアフリー対応化を行います(延長L=2,295m)
市道文久・上新地線 道路整備事業	市道文久・上新地線の道路整備事業は、物流輸送ルート確保や生活道路として、道路の拡幅・舗装整備、歩道の設置、交通安全施設整備、バリアフリー対応化を行います(延長L=1,300m)
市道田・辻畑線 道路整備事業	市道田・辻畑線の道路整備事業は、地域の生活道路の改善をするため道路の拡幅・舗装整備、交通安全施設整備を行います(延長L=180m)
市道道場寺・袋迫線 道路整備事業	市道道場寺・袋迫線の道路整備事業は、安全安心の道路確保や通勤通学の道路として、道路の拡幅・舗装整備、歩道の設置、交通安全施設整備、バリアフリー対応化を行います(延長L=800m)
道路パトロールによる 道路の安全確保事業	市内一円の道路や交通安全施設の点検を実施し、道路等の補修及び交通安全施設等の修理調整、道路の安全確保を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 道路状態の情報提供や要望活動を行います。 地域の道路清掃活動を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 道路状態の情報提供や地域の要望を国・県に対して、要望活動を行います。 地域の要望に対して、調査や計画等の情報活動を行います。

6. 公共交通の充実

現況と課題

生活圏の拡大に伴い、鉄道や路線バスなどの公共交通は、住民の生活の上で重要な社会資本となってきました。しかし、モータリゼーション¹¹の進展により、公共交通の利用者が減少し、特に地域の路線バスについては、採算が取れず交通事業者が撤退する状況も増えています。このような状況の中、高齢者や子どもなどのいわゆる交通弱者をはじめとした住民の基本的な生活と社会参加の機会確保をどのように行っていくのかが差し迫った課題となっています。

本市の公共交通機関は、JR、平成筑豊鉄道、バスがあり、JRは3駅、平成筑豊鉄道は4駅が市内に設置され、JRと平成筑豊鉄道が相互に乗り入れるJR行橋駅は、北九州・大分・筑豊を結ぶ公共交通の結節点となっています。バスは、市内に本社を置く交通事業者によって、JR行橋駅を拠点に市内主要地区及び周辺自治体を結ぶ路線で運行されています。しかし、近年利用者が少なくなりバスの経営は非常に厳しい状況です。一方で、交通空白地域や乗合バスの運行本数が少ない地域では、高齢者を中心に通院や買い物などの日常生活に支障をきたしている状況です。

今後は、公共交通の存続に向けて、利用促進を図るとともに、ますます進行する高齢社会の中で、交通弱者の移動手段の確保と利用者の利便性の向上に努めていく必要があります。併せて、高速自動車道の供用開始に合わせた高速バス路線の開設を図っていくことも重要です。

基本方針

市民の基本的な生活と社会参加の機会確保のため、公共交通機関の存続と利用者の利便性の向上に努めます。また、供用が開始する東九州自動車道を利用した高速バス路線の開設を図っていきます。

¹¹ モータリゼーションとは、自動車社会に広く普及し、生活必需品化する現象。



インフラ整備プロジェクト

主要施策

(1) 公共交通手段の確保

既存の公共交通の存続に向けて関係機関に働きかけるとともに、バスについては、利用者の利便性の向上を図るため、高速バス等、新たな路線設置の検討や既存路線の延長、増便等の働きかけを行います。

(2) 交通弱者対策

高齢者等の交通弱者の通院や買い物などの日常生活の円滑化を図るため、循環バス等の移動手段の確保について検討します。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
公共交通に対する市民満足度	%	13.7	20.0

主要事業

事業名	事業概要
路線バス対策補助事業	乗合バスを運行する事業者に対して、運行にかかる経費の一部を助成します。
利用促進事業	ホームページや啓発チラシなどを利用して住民に利用促進を呼びかけます。
田川市等三線沿線 地域広域交通体系整備事業 基金負担金事業	平成筑豊鉄道の経営安定のため負担金を支出します。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通をできるだけ利用します。 交通弱者に対しては、地域で助け合い、移動手段を確保します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 利用促進をPRします。 住民の要望を聞き、利便性向上に向け、関係機関に働きかけます。

7. エネルギー対策の推進

現況と課題

平成23年3月東日本大震災が発生、この未曾有の災害によってもたらされた福島第一原子力発電所原子炉の破損は、国内はもちろん世界規模で、今後のエネルギー政策に課題を突きつけました。電気・ガス・石油などのエネルギーや資源は、現代社会において生活に欠かすことのできない重要なものです。しかし、大量のエネルギー消費は、地球温暖化やオゾン層の破壊など環境に対して大きな影響を与えます。

本市では、平成12年度に「行橋市地球温暖化対策実行計画」、平成17年度には「行橋市環境基本計画」を、そして平成21年2月「行橋市地域省エネルギービジョン」を策定し、省エネルギー推進と温室効果ガス削減の達成目標を設定し、行政、事業者及び市民の取組みを推進しているところです。

また、平成22年度から4年計画で、個人住宅用太陽光発電機設置費補助制度を導入しており、今後は、本制度による消費電力量の削減実績、温室効果ガス排出量の削減量及び効果を検証し、今後の施策に生かしていきます。

このように地球温暖化対策の推進を強化し、地球全体として省エネルギーに貢献するとともに、新エネルギーを導入する事業者、市民に対する情報提供及び公共施設における新エネルギーの導入を検討することが重要です。

基本方針

省エネルギー対策の推進強化を図るとともに、新エネルギーの創出・活用を検討します。

主要施策

(1) 行橋市地域省エネルギービジョンの推進とその効果の検証

二酸化炭素排出量の削減に向け、庁内の取組みを強化するとともに、事業者及び市民に対し、地球温暖化対策に関する情報提供や連携を図るため、広報やホームページの活用、パンフレットの配布や説明会等の開催を実施します。また、「行橋市地域省エネルギービジョン」に掲げる二酸化炭素排出量の削減目標の履行期限2018(平成30)年までに、その排出量測定や三者の取組み状況等の検証を行っていきます。

(2)新エネルギーの導入・利用促進

住宅用太陽光発電機設置費補助制度による温室効果ガス排出量の削減量及び効果を検証し、今後の施策に生かしていきます。

公共施設における新エネルギーの導入を検討するとともに、新エネルギーを活用しようとする事業者及び市民に対して補助金制度について情報提供を行います。

(3)環境に配慮した庁舎の管理運営

庁舎温度の適切な設定や照明器具の見直し等を行い、庁舎全体の節電に努めます。また、公用車についても、定期点検など維持管理に努めるとともに、環境配慮車を増やし、その普及に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
エネルギー消費量	TJ/年 (テラジュール ¹²)	未測定	1990年時の △6.0(H30)
消費電力量	Kw	未実施	△1.0%

主要事業

事業名	事業概要
住宅用太陽光発電機設置補助事業	住宅用太陽光発電機(システム)を設置する市民に対し、1Kw当たり3万円を上限に最大4Kwまでを補助します。

市民参加の視点

市民	・原子力発電所を取り巻く環境から電力供給が不透明な中、事業者や市民ひとり一人で省エネルギー対策を実践します。
行政	・商工会議所やボランティア団体との連携、情報交換等を進め事業者や市民の省エネルギー対策の実践を支援していきます。

¹² テラジュールとは、エネルギー量を表す単位で、ジュール(基本単位)の1兆倍。

8. 上下水道の整備

現況と課題

<上水道>

本市の水道は、今川からの取水と京築地区水道企業団からの受水で運営しており、平成22年度末で給水人口55,264人、普及率は76.0%となっています。今後は、公共下水道の普及や企業誘致による事業所の増加など水需要の増加が予測され、平成29年度完成予定の伊良原ダムを水源として、京築地区水道企業団からさらなる受水を予定しています。水質は、基準に適合していますが、近年の異常気象などにより貯水池に藻類の発生があるため、今後は高度浄水による臭気対策を行う必要があります。

さらに、近年、たびたび渇水に見舞われているため、節水意識の啓発や多様な水資源の確保に向けての取組みも引き続き行っていく必要があります。

<下水道>

本市の下水道事業は平成5年度に着手し、平成14年3月28日の一部供用開始以降、供用区域の拡大を進めてきました。しかし、本市の下水道処理人口普及率は15.2%と低いため(全国平均は75.1%、福岡県の平均は76.6%)、今後も供用区域の拡大に努めなければなりません。

また、供用区域の拡大に併せて、下水道への接続を促進しなければなりません。下水道への接続率を表す水洗化率は、平成23年9月末時点で87.5%と年々伸びてきていますが、下水道事業のPR等啓発活動を積極的に進め、接続率の向上に努める必要があります。

都市下水路や公共下水道雨水幹線についても、近年のゲリラ豪雨による浸水被害の頻度が上がっており、対策が必要です。

基本方針

安全でおいしい水を安定的に供給するため、現有施設の更新を行うことで、有収率¹³の向上を図り、水需要に対応した水量の確保に努めます。また、高度浄水により、よりおいしい水の供給に努めます。

人が何世代にもわたり、住み続けたいと思う安全で快適な居住環境の整備を進めるため、公共下水道等の排水対策を継続して推進します。

¹³ 有収率とは、給水量のうち料金収入など収益につながった水量の割合を示す比率で、水使用の有効性を示す指標。



主要施策

(1)安全でおいしい水の安定供給

生活用水の安定供給のため老朽化した浄水場施設の改修を行い、また活性炭施設を設置することで、安全でおいしい水の供給に努めます。

(2)有収率の向上

有収率の向上のため、老朽化した配水管の布設替えを行い、給水量の確保に努めます。

(3)アセットマネジメントの導入

資産の状態に注目することで、投資・維持管理を適切にマネジメントし、収支バランスのとれた健全経営を実行し、水道利用者へのサービスの向上に努めます。

(4)節水意識の高揚

広報誌やホームページを活用し、節水意識の啓発も引き続き行っていき、限りある水資源を有効利用するためのPRを推進していきます。

(5)下水道供用区域の拡大・整備

引き続き行事地区を中心に市街地における公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、高密度市街地地区や早期水洗化希望地区等の市民ニーズを把握して、効率的に整備できる新たな地区の選定にも取り組みます。

(6)公共下水道・農業集落排水整備完了区域の接続推進

豊かな自然環境を次世代につなげるため、整備完了区域内の各世帯の下水道等への接続を促進します。

(7)下水道事業経営の透明性の向上と情報公開

下水道事業会計の法適用化を行うことにより、事業の経営状況が明確になり、多額な投資を必要とする下水道事業経営への住民理解が深まることが期待ができます。また、下水道使用料や受益者負担金の適正な賦課・徴収を行い、下水道事業経営の健全化に努めます。

(8)安全安心な居住環境の確保

近年のゲリラ豪雨による浸水を防止するため、計画的に都市下水路や公共下水道雨水幹線の整備を進めます。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
老朽管布設率	%	30.2	24.0
有収率	%	83.4	86.0
下水道処理人口普及率	%	15.2	22.0
水洗化率	%	85.1	90.0
下水道などによる生活排水の衛生的な処理に対する市民満足度	%	25.5	45.0

主要事業

事業名	事業概要
高度浄水施設等整備事業	「粒状活性炭処理」を導入し、水質の向上を図ります。
老朽管更新事業(ライフライン機能強化等事業)	老朽管を計画的に更新し、漏水予防・耐震性向上を目指します。
重要給水施設配水管事業(ライフライン機能強化等事業)	災害時において、人命の安全確保を図るため、給水優先度が特に高い施設へ安定した給水の確保を図ります。
水道広域化施設整備事業(第5次拡張事業)	給水区域内の新規の需要に計画的に対応します。
行橋公共下水道事業	生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とした処理場管渠の建設を行い、下水道の整備を図ります。認可区域の拡大と平成27年度まで期間を延長した行橋地区の未整備地区と行事地区の整備完了を目指します。
地方公営企業法適用化事業	経理内容(経費の負担区分、資産と負債の情報、事業効果)の明確化、独立採算性(運用、活用)による合理的かつ効率的な事業経営の健全性の確保及び経営基盤の強化を図るため、地方公営企業法の法適化への移行を行います。
都市下水路建設事業	行橋公共下水道事業の全体計画を見直し、みやこ下水路地区の浸水対策を実施するために必要な都市計画法下水道事業の変更及び下水道法事業変更認可を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業及び経営に対する理解を深め、快適な居住環境の整備と次世代につなげる豊かな自然環境の保全に取り組む参加意識を高めます。 ・ 公共下水道や農業集落排水事業の整備完了区域における下水道等への繋ぎ込みを行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業経営に関する情報公開と透明性の向上による説明責任を果たします。 ・ 公共下水道や農業集落排水事業の効果PRに努めます。



9. ごみ処理・リサイクル対策の推進

現況と課題

本市では、平成14年7月に、ごみ有料指定制を導入し、平成18年6月にはプラスチック製容器包装の分別もはじめ、現在、可燃ごみ2品目、不燃ごみ4品目、資源ごみ9品目の合計15品目の分別収集を行っています。

平成13年度に策定した計画を全面的に改定した「行橋市ごみ処理基本計画」を平成23年3月に策定しました。

可燃ごみの処理については、みやこ町と協同で組織する清掃施設組合で中間処理を行い、北九州市の焼却場で処分しています。

不燃ごみについては、市内民間処理工場で中間処理を行っています。有料指定制導入により、平成22年度と導入前の平成13年度のごみ排出量を比較すると可燃ごみについては16.4%、不燃ごみ・資源ごみを含めた全体では21.0%の減量となりました。さらに、ごみの減量化を図るためには、可燃ごみとして排出しているごみを細分化し資源ごみとして排出するなど、市民の意識啓発を強化していくことが必要です。

また、生ごみ処理機器の購入に対する補助や資源ごみ回収に対する奨励金などの対策を引き続き行うことが求められます。

山林や河川などへの不法投棄については、監視カメラの設置や監視パトロールにより引き続き不適正処理対策の強化を図っていく必要があります。

基本方針

ごみ処理の合理化と効率化を図るため、平成23年3月に策定した「行橋市ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの減量・資源のリサイクル化に関する取組みを推進するとともに、不適正処理対策の強化に努めます。

主要施策

(1) 分別収集の徹底・ごみの減量・資源のリサイクル化

現行の15品目のさらなる細分化を検討し、ごみの減量及び資源のリサイクル化を推進するとともに、分別収集の徹底を図ります。

(2) 不適正処理対策

不法投棄防止のため、監視カメラ、警告看板の設置や監視パトロールの実施などの対策を強化します。

(3) リサイクルプラザの建設

資源ごみ・不燃ごみ等処理する施設とごみ減量やリサイクルについて、学習を行える施設が併設されたリサイクルプラザの建設について調査・検討します。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
一般廃棄物のリサイクル率	%	14.3	19.1
ごみの総排出量	t	24,780	24,230
資源ごみ回収量	t	3,725	5,058
一人1日あたりのごみ排出量	g	942	918
家庭用生ごみ処理機器購入補助件数	件	12	60

主要事業

事業名	事業概要
資源ごみ回収事業	資源ごみの分別収集をします。リサイクルを促進するため集団回収を行う団体に奨励金を支給します。
廃棄物不適正処理対策事業	不法投棄パトロール及び指導、監視カメラによる監視、警告看板の設置
ごみ減量分別啓発事業	ごみ減量化を行い、分別搬出を徹底し処理費の軽減を図ります。ごみ減量・分別搬出推進員報償費を支給します。ごみ収集日程表を配布します。
容器包装リサイクル事業	可燃ごみを資源ごみとして、再利用します。プラスチック製容器包装の分別収集します。
生ごみ処理機器設置事業	ごみ減量対策として家庭用生ごみ処理機器設置補助金を支給します。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル化に関する意識を高め徹底した分別収集を行います。 ・マイバック運動を推進しレジ袋等のごみを減らすよう努めます。 ・過剰包装を自粛します。 ・生ごみ処理機器により減量化を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを減量し、分別を徹底させるために、校区にごみ減量、分別搬出推進報償費を支給します。 ・リサイクルを推進するために、集団回収を行う団体に奨励金を支給します。 ・家庭用生ごみ処理機器設置補助金を支給します。



1. 農業の振興

現況と課題

わが国の農業は、農業従事者数の減少や高齢化など多くの問題を抱えており、意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立することが急務の国策となっています。

本市では、JA福岡みやこなどの関係機関と連携して、農業の担い手育成や農産物の地産地消の取組みを継続してきました。その結果、営農組合の法人化や経営面積、認定農業者の増加につながり、学校給食における地場産青果物は、平成18年度15%弱だった利用状況が、平成22年度には、40%を上回りました。

いちじくや菜種の加工品開発、菜の花米のブランド化についても、関係機関と連携して、平成15年度より支援を続けており、平成22、23年度には、JA福岡みやこの販売促進事業を支援することにより、いちじくジャム、いちじくワイン煮などの加工品を含めた商品を、東京、福岡、北九州、熊本などの新規市場での販売に取り組んでいます。

今後とも、次代を担う就農者を確保するために、農業が活性化することで農業が魅力ある産業として成立することができるよう取り組んでいくことが必要です。

さらに、ほ場整備等農業振興にかかる環境づくりを推進して行くとともに、就農者を増やす施策や生産方式を改善させる施策を、国・県と連携して取り組んでいくことが必要と考えます。

基本方針

生産者が安定的に農業を営むことができるよう、意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立することに努めます。

主要施策

(1) 農業の担い手育成

担い手育成を目的とした各種協議会や関係機関と連携して農業後継者や担い手の育成推進に努めます。また、農業法人・農業事業体の設立支援や新規就農者の受入れ体制の充実等に努めます。

(2) 農産物の地産地消の推進

関係機関と連携して、市内外に地場産の流通経路構築や直販体制の充実に努めます。

(3) 特産物の加工品開発と販路拡大

関係機関と連携して、いちじく、菜種等の加工品開発と販路拡大に努めるとともに、随時、必要な支援を検討します。

(4) 農地の保全

ほ場整備未整備地区の整備推進及び耕作放棄地の解消に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
新規就農者数	人	2	15
経営改善に取り組んでいる農業者数 (認定農業者数)	人	50	60
市奨励作物の作付面積 (いちご、いちじく、なばな、菜種)	ha	54.6	60.4
ほ場整備面積	ha	903	993

主要事業

事業名	事業概要
農業振興補助事業	営農指導者連絡協議会やイベントを実施する営農組合等を支援することにより、地域農業の振興を図ります。
水田農業経営力強化事業	農家の意識改革と組織の経営改善を支援することで、個別経営体や組織経営体の経営基盤の強化を図ります。
農業基盤整備事業	営ほ場整備を推進することで、耕作放棄地を防止するとともに、地域農業の安定化と振興を図ります。

市民参加の視点

市民	・ 食農に対する意識を高め、地産地消を実践します。
行政	・ 農業体験学習や特産物の販売、講演活動を支援します。 ・ 特産物や特産物加工品の情報提供を積極的に行います。 ・ 地域農業のさらなる環境づくりを推進します。

2. 水産業の振興

現況と課題

近年、国際化の進展・健康志向を背景に水産物の世界的需要は高まっていますが、多くの水産資源が減少傾向にあり、資源管理の重要性が高まっています。また、藻場・干潟の減少や磯焼けの進行、漂流・漂着ゴミの増加等により水産動植物の生育環境が悪化しており、漁業生産への悪影響が懸念される状況となっています。

本市においてもクルマエビ・ヨシエビの中間育成、抱卵ガザミの再放流を行っていますが、平成22年度の漁獲量は500トンで横ばい傾向にとどまっています。このため、海面・内水面を通じた生育環境の改善及び資源の管理・回復、増養殖の推進が必要です。

漁業就業者については、資源状況の悪化、魚価の低迷、燃油価格高騰といった経営環境の悪化に加え、公共事業予算(国費)の削減により漁港整備が遅れるなど、労働環境が改善されないことから、若い漁業者を中心に減少しています。また、漁船についても高船齢化が進行しており、こうした状況が続けば将来を担う就業者の確保や漁船取得が十分には望めず、近い将来において活力が急速に低下し、漁業生産の継続が困難となる事態が予測されます。

このため、水産物の安定供給基盤の整備及び安心して定住できる災害に強い漁村の整備を推進するとともに、新規就業・参入を促進し、継続的に漁業活動を担い得る漁業経営、人づくりを進めていく必要があります。

公設卸売市場については全国的に取扱量が減少しており、本市の魚市場についても同様に平成22年度の取扱量は2,600トンとなっています。このため、魚市場を流通拠点とし、産地の販売力強化と流通の効率化・高度化を促進するとともに水産物の付加価値の向上を図ります。

基本方針

水産資源の回復・管理を推進するとともに、水産物の安定供給が可能となる漁業基盤の整備を推進します。また、漁業の技術・経営管理能力の向上と後継者の育成・確保を推進するとともに、産地の販売力強化と流通の効率化・高度化を推進します。

主要施策

(1) つくり育てる漁業の推進

中間育成・種苗放流等の資源管理型漁業及び海面養殖事業を推進し、資源の増殖を図るとともに、漁場管理と漁獲量の増大に努めます。

(2) 生育環境の改善

海域環境に応じた手法により藻場・干潟の保全及び生育環境の改善に努めます。

(3) 漁業基盤の整備

沿岸漁業の陸揚げ拠点となる漁港の整備を進め、漁船漁業の近代化と充実を図ります。

(4) 災害に強い漁業地域づくり

堤防等の海岸保全施設や避難路・避難地の整備を進め、防災力の強化を図ります。

(5) 漁業就業者の育成

漁業就業者の減少・高齢化に対応するため、定住条件の整備を図り、意欲的な新規就業者の参入を促進するとともに、担い手たる漁業者の漁業技術及び経営管理能力の向上や後継者の育成を図ります。

(6) 販売力強化と流通の効率化・高度化

魚市場を流通拠点とし、産地と消費者とをつなぐ多様な流通経路の構築により産地の販売力強化を図るとともに、情報インフラを活用した販路拡大を推進します。

(7) 水産物の付加価値化

水産物のブランド化や活魚の出荷体制を強化し、付加価値の向上を図ります。



目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
クルマエビ・ヨシエビ・ガザミの漁獲量	トン	500	600
漁港整備の進捗率	%	53.0	100.0
海岸保全施設整備の進捗率	%	52.0	76.0
公設卸売市場の取扱量	トン	2,600	2,800

主要事業

事業名	事業概要
中間育成事業	クルマエビ・ヨシエビの中間育成による放流、及び抱卵ガザミの再放流を行い、水産資源の増殖を図ります。
漁港整備事業	沓尾・長井、稲童、蓑島において、外郭施設・係留施設等の漁港整備を推進し、安定した水産物の供給基盤を造ります。また、工事発生土を有効利用し藻場・干潟の環境改善を図ります。
海岸保全施設整備事業	防波堤等の海岸保全施設の整備を行い、災害に強い漁村づくりを目指します。
海産物PR事業	情報インフラを活用し、水産物の販路拡大を推進するとともに、ブランド化等の水産物の付加価値の向上を目指します。
後継者育成支援事業	担い手たる漁業者の漁業技術及び経営管理能力の向上や後継者育成を図ります。

市民参加の視点

市民 (漁業者)	・水産資源の有効利用に向け、種苗放流や休業・漁獲制限等による水産資源の回復・管理や藻場・干潟の維持管理等による漁場環境の改善を図ります。また、市場の動向や消費者・実需者のニーズを的確に把握し、需要に応じた水産物の供給に取り組むとともに、生産コストの削減を図ります。
行政	・地域の条件や特色に応じて、地域の重要な産業である水産業の発展や、水産業が開かれる場である漁村の振興を図るとともに、消費者、漁業者、水産加工業者・水産流通業者等の地域の関係者の主体的な取組みを促すための施策を推進します。

3. 商業・サービス業の振興

現況と課題

既存の商業地域における商業集積の変化、郊外型大型店の進出により、商業・サービス業を営む小売業を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

本市では、行橋駅東西に多くの商業・サービス施設が進出しており、特に駅西側には新たな商業核が形成されています。一方、駅東側の既存商店街は空洞化が進み、厳しい状況が続いています。これまでに、商店街にコミュニティ広場の設置、集客力のあるイベントの実施など商店街活性化に取り組んできました。また、商業者、農協、漁協、地域住民らで構成する「行橋商店街活性化がんばろう会」を立ち上げ、コミュニティ広場を活用した料理教室や文化祭の開催、コミュニティバスの運行、商店街散策マップの作成などにも取り組んできました。しかし、なかなか成果が見えてきません。

多くの商業・サービス業がある中心商店街を活性化させるには、商店街の役割や商業形態の見直しも必要ですが、最も重要なのは魅力ある商店づくりといえます。大型店や他の商業集積地では求めることのできない、消費者が必要とする物とサービスを提供できる店づくり、消費者の購買意欲が沸くような店づくりを進めていくことが必要です。それと同時に、道路や景観など商業地域を形成する周辺の整備も進めていく必要があります。

基本方針

消費者が物・サービスを求めて、訪れたいくなるような商店づくり・商業地形成づくりを積極的に支援していきます。また、商業者の経営革新の推進を支援します。

主要施策

(1) 商業診断の実施

商店街の現状を把握するために、商業圏における消費者ニーズ調査を実施するとともに、中心商店街を対象とした商業診断を実施します。

(2) まちづくり勉強会の実施と魅力ある商業地域形成の推進

商業診断の結果を参考に、商店街で勉強会を重ね、組織の連携と強化を図り、商店街が進むべき方向性を見出します。特に、広域幹線道路整備に対応した市内道路ネットワークの変化等を見通した魅力ある商業地形成に努めます。

(3) 魅力ある商店づくりの推進

商工会議所・中小企業診断士らと協力し、魅力ある商店づくりを推進します。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
まちづくり勉強会の開催回数	回	0	5
経営革新事業の参加商店数	店舗	0	10
商店街の活性化に関する市民満足度	%	7.1	10.0

主要事業

事業名	事業概要
まちづくり勉強会	商店者・市・商工会議所で、これからの商店街づくりを勉強する「まちづくり勉強会」を実施します。
経営革新事業	専門家の協力を得て個店の経営革新支援事業を推進します。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業者は積極的に魅力ある商店街づくり・商店づくりに取り組みます。 ・ 消費者は商業者の取組みを支援し、市内での買物や消費を増やします。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業者への経営力を高める勉強機会を充実します。 ・ 市民への商店街情報の提供を充実します。

4. 工業の振興と企業誘致の推進

現況と課題

わが国の経済は、東日本大震災の影響や歴史的な円高、そして株価の変動等により依然として厳しい状況にあり、先行き不透明です。そのような状況の中、製造業とりわけ自動車メーカーは海外への生産シフトを加速化させ、従来国内で自動車を生産し、輸出するという長年の事業モデルを転換させ、新興国市場での生産・販売といった地産地消を進める方向にシフトしました。

一方では国内生産拠点は集約化の方向にシフトし、北部九州では日産自動車九州をはじめトヨタ自動車九州、ダイハツ九州に加え、日産車体九州の立地により生産台数が150万台を超えるまでに発展してきました。各メーカーは研究開発拠点について全国的な視点で再編を進めており、北部九州は開発から生産までを一貫して担う国内有数の自動車産業の一大拠点に発展することが期待され、今後益々自動車関連企業の集積が進むものと考えられます。

これに加え安川電機をはじめとした電機産業や半導体産業の集積地でもあり、今後ともこの好条件を生かし、さらなる企業誘致に取り組む必要があります。そのためにも稲童工業団地に加え、新たな工業団地を早急に整備するとともに、高速道路へのアクセス整備等、立地企業への支援体制の拡充などの施策の充実を図る必要があります。

産業支援センターの設置については、引き続き国・県に働きかけるとともに、自動車関連企業16社で組織する「行橋市自動車産業振興協議会」において、一定の成果が上がってきており、今後とも技術支援や経営改善、共同研究などの活動に加え、受注の拡大・新規参入を積極的に推進していく必要があります。

またこの地域は、自動車関連企業の集積が進むものの、雇用情勢は依然厳しく、企業誘致による雇用の創出をはじめ総合的な雇用機会の創出に取り組む必要があります。

基本方針

企業ニーズに対応した工業団地を整備し、企業誘致を推進するとともに、産学官の一層の連携による中小企業の生産力・技術力・開発力の向上に向けて支援体制を強化していきます。

主要施策

(1) 企業誘致の推進

自動車関連企業を中心に企業誘致を推進します。併せて新たな工業団地の整備に努めるとともに、高速道路へのアクセス整備の推進や立地企業への優遇制度等、支援体制の拡充を図ります。

(2) 産学官の連携強化

「行橋市自動車産業振興協議会」を中心に、西日本工業大学や福岡県中小企業振興センターなどとの連携を図り、技術支援、経営改善、共同研究などを積極的に推進します。

(3) 雇用対策の推進

企業誘致による雇用創出に努めるとともに、国・県との連携による総合的な雇用対策に取り組めます。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
新規誘致企業数	社	2	5
工業団地新規造成面積	ha	0	10

主要事業

事業名	事業概要
企業誘致推進事業	企業誘致を推進し、雇用の創出・確保、税収増による自主財源の確保、産業の振興を図ります。

市民参加の視点

市民 (事業者)	・ 企業と教育機関の連携を通じて人材を育成し、若者の地域定着に貢献していきます。
行政	・ 企業誘致を積極的に推進し、産業の振興、雇用機会の創出・確保に努めます。

5. 観光の振興

現況と課題

これからの観光は、地域がプロデュースして、自然体験・地域交流・学習体験などを楽しむ「着地型観光」が主流となってきます。本市には、今川河畔の桜、潮干狩り、海水浴場、新田原の果樹園、国指定史跡の御所ヶ谷神籠石や掩体壕など多くの観光資源があります。

今ある観光資源を生かした取組みとして、今川河畔の桜ライトアップ、ビーチバレーやビーチサッカーなどの海水浴場でのスポーツイベントの開催などを行い、観光客を誘致してきました。また、文化財を案内するボランティア「ゆくはし屋根のない博物館市民学芸員」による史跡ガイドや「ゆくはし探訪ツアー」など、ボランティアや地域住民の参加による観光事業に取り組んでいるところです。

特産品においては、なたね油やドライフィグ(乾燥いちじく)、いちじくソースなど、生産者と協力しながら新商品の開発に取り組み、広くPRしてきました。

今後も、今ある観光資源を生かした取組みを引き続き努めることが必要ですが、さらなる観光資源の掘り起こしや観光案内板の整備、情報提供をいかに充実させていくかがこれからの課題です。さらに、多様化する観光客のニーズに対応するために、さらには空港に近接する優位性を生かした外国からの観光客誘致のために、近隣の市町村と連携した広域による観光開発の取組みとネットワークづくりも必要となってきます。

また、主要地方道行橋添田線沿線に広がる観光資源を有効活用するため、東九州自動車道との接続を推進する必要があります。

基本方針

観光客の満足度が向上し、多くの人が行橋市に訪れてもらえるようにするために、観光地の整備を図り、情報提供と観光サービスの充実に努めます。また、新たな特産品開発を進め、本市の特産品を広くPRします。

主要施策

(1) 情報提供の充実

行橋駅構内にある「行橋市観光物産情報コーナー」を中心に、本市の観光を市内外に広くPRしていきます。また、近隣市町村と連携しながら、広域的な観光ネットワークに取り組み、雑誌や報道機関などの広報媒体や大手旅行代理店等を活用しながら国内外に広く情報発信していきます。

(2) 観光案内板の整備

マイカーで観光地を訪れる人や外国からの観光客のために、目的地がわかりやすい外国語併記の案内板を設置します。また、各所の説明看板が古くなっているところは、新規に取替え、まだ整備されていない箇所については、早急に整備を進めていきます。

(3) 特産品の開発

関係事業者の連携を促し、市の特色を生かした新たな特産品開発に取り組み、その普及に努めます。

(4) 史跡や文化遺産の活用と観光ボランティアの育成

本市の豊かな歴史と市内に数多くある史跡や文化財を積極的に観光に活用していくため、歴史散策のモデルコースの設定や案内サインなどの整備に取り組みます。また、ガイドボランティアの育成を図ります。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
観光案内板の設置箇所数	箇所	52	84
新たな特産品の開発	種類	0	1
観光スポットの整備とPRに関する市民満足度	%	9.9	20.0

主要事業

事業名	事業概要
観光案内板設置事業	マイカーで訪れた観光客を目的地へ誘導するための案内板を設置します。
特産品開発事業	農業者・漁業者、その他観光に携わる多くの人と協力しながら、新たな特産品開発を行います。
観光PR事業	ホームページや広告媒体を活用して、本市の観光を市内外に広くPRします。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市外からの来訪者・観光客には、おもてなしの心で接します。 農・漁業者やサービス事業者などが連携して新たな特産品開発に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 観光情報の収集と提供を積極的に行います。

1. 地域福祉の推進

現況と課題

近年、少子高齢社会の急速な進展や核家族化など様々な理由から、家族や地域のつながりが希薄化し、隣近所の住民がお互いに助け合って暮らしてきたかつての地域社会は大きく変容しつつあります。また、災害時における高齢者や障がい者等への支援の問題、子どもや高齢者等への虐待問題、ひとり暮らし高齢者の孤独死など新たな社会問題が生じています。

このような中、今“地域之力”が問い直されています。『相談相手がほしい』『ひとり暮らしのお年寄りが困っている』『子供の安全を守りたい』『障がい者が参加できる地域活動があればいい』など、こうした課題に対応し、市民誰もが安心して充実した生活を送るためには、日頃からお互いのことを知り、人と人とのつながりや交流を大切にした福祉のまちづくりを進めることが重要です。

基本方針

平成21年12月に「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」を制定し、この条例で、市民、事業者、市の責務や役割を定め、相互に協働・連携し、一体となって支えあう地域社会を築くことを目的としています。

そしてこの目的を達成するための具体的な取組みを定めた「行橋市地域福祉計画」を策定しました。この計画は、従来の障がい者・高齢者・子どものように年齢や属性によるサービスの提供にとどまらず、地域という概念で福祉を連携することで、市民にとって住みやすい「福祉のまち」を具現化しようとするものです。

この計画のもと、これまでの公的なサービスに加えて、地域住民や自治会組織、ボランティア、事業者など地域の社会資源を見直し、「自助・共助・公助」の理念と、地域づくり、ひとづくり、しくみづくりの3つの基本目標に基づき、住民参加を重視した新たな福祉のまちづくりを目指します。

主要施策

(1) 地域福祉計画の推進

平成21年度に、「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」を制定し、この理念及び方針に基づいて、その基本的計画として策定した「行橋市地域福祉計画」に加え、社会福祉協議会が策定した「行橋市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と連携し、総合的な福祉の推進を図ります。

(2) 地域の課題発見と支えあい活動の促進

自治会や民生委員、老人クラブ、ボランティア等地域で活動されている関係者の連携やネットワークづくりを促進するとともに、アンケート実施や地域住民参加型のワークショップを開催するなど、地域の中で継続的に課題や解決策について話し合う機会づくりを推進していきます。

(3) 地域での災害時要援護者対策の充実

災害時に備え、地域での自主的な要援護者情報の把握・共有を促進するとともに、「地域防災計画」「災害時要援護者避難支援計画」に基づき、要援護者に関わる個人情報等の把握や共有方法等のルールづくりや避難所の確保、災害に関する情報提供や避難訓練等の準備対策に取り組み、地域ぐるみで災害対策の充実を図ります。

(4) 情報提供の充実

高齢者や障がい者等、様々な人が市報やパンフレット・チラシ等の紙媒体やホームページ等の電子媒体、いきいきサロン等の地域の交流の場をはじめ、医療機関・商店等の多くの市民が集まる場や各種相談窓口等での人を介した情報提供など、多様な情報提供の充実を図ります。

(5) 相談体制の整備・充実

自治会長や民生委員等の地域の関係者と連携しながら身近で気軽に相談できる場づくりや新たな相談役の育成に取り組みます。併せて、行政職員をはじめとした相談対応者の資質向上を図ります。

さらに、地域包括支援センターを、身近な地域での相談と専門相談機関をつなぐ、地域の中核的な相談窓口と位置づけて充実し、自治会などの小地域、小・中学校圏域、全市での対応等重層的な相談体制の整備・充実を図ります。

(6) 権利擁護体制の充実

児童や高齢者に対する虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)等の課題を抱える家庭は、複数の課題が複雑にからみあっているケースが多いため、弁護士会、医師会、社会福祉士会等高度な知識を有する専門機関と連携を図りながら、分野ごとではなく、市全体で、様々な権利擁護に対応するための組織(行橋市権利擁護ネットワーク[仮称])の整備に取り組みます。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
地域福祉計画の認知度	%	—	50.0
民生委員・児童委員の認知度	%	25.8	50.0

※認知度は、名前も内容もある程度知っている人の率。

主要事業

事業名	事業概要
福祉施策の総合調整	「行橋市地域福祉計画」の推進及び福祉分野の各個別計画との連携を図るため、各種調整会議を開催します。
地域福祉推進委員会・実務者会議	市民・事業者・有識者から、客観的な立場で地域福祉推進のための意見を聞きます。
相談体制の整備・充実	市民からの様々な相談に対応できる相談体制の整備を行います。
権利擁護体制の充実	福祉分野の個別計画ごとの権利擁護ネットワークを整理し、弁護士等の高度な専門機関と連携した市全体での権利擁護ネットワークを構築していきます。

市民参加の視点

市民	・自らの地域をよくしていこうという気概を持って、地域での活動に積極的に参加し、くらしやすい地域づくりに取り組んでいきます。
行政	・市民による主体的な活動に基づく福祉のまちづくりに関する意見であって、広く市民の福祉の向上に寄与すると認められるものを市の施策に反映させるよう努めていきます。

2. 子育て支援・児童福祉の充実

現況と課題

わが国における子どもを育てる環境は、核家族化の進行、地域社会の希薄化、就業環境の変化、及びライフスタイルの多様化などにより、地域や家庭における養育力が著しく低下しています。また、平成22年のわが国の合計特殊出生率¹⁴は、1.39と前年を0.02ポイント上回っているものの、現在の人口を維持するために必要な水準(人口置換水準)の2.08を大きく下回っており、出産期世代の人口減少による出生数の減少は避けられない課題となっています。

いかなる時代、どのような社会状況にあっても、すべての子どもの育ちを支え、安心して子育てができる環境、次代を担う子どもが健やかに成長していく環境を整備していくことは、行政はもとより、企業、地域など社会全体が連携して取り組んでいく必要があります。

本市では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「行橋市次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定し、保護者の子育てや子どもの育ちに関わる各種事業の推進に努めてきました。その後、平成22年3月に、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現の視点に立った取組み、子育て支援サービスに関する包括的な取組みを重点的に取り上げ、本市の実情に即した「行橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定しました。

また、この計画を推進するに当たり、平成22年4月に「子ども支援課」を創設し、妊婦期から小学校就学前までの施策を一元的に管理する体制を整備しました。今後の次世代支援対策は、未来を担う子どもたちを社会全体でともに育て、保護者が楽しんで子育てできるまちを目指して、この計画で掲げています5つの基本目標と22の基本施策を推進していくこととしています。

基本方針

すべての子どもの権利や個性を最大限に尊重し、子どもの幸せを第一に考えながら、子どもと子育て家庭の支援という観点から、子どもの健やかな育成に努めます。

¹⁴ 合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に生む子どもの平均数のこと。人口維持のためには2.08となる必要があるといわれている。

主要施策

(1) 次世代育成支援行動計画の推進

安心して子どもを産み育てることができる子育て環境づくりと、子育て支援の取組みを一層充実するために、社会的支援を総合的・計画的に推進する指針として策定した「行橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を、関係機関、地域、企業などと連携して順次実施します。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

保護者が身近な地域で気軽に情報を得たり、相談ができるよう、地域子育て支援センターの拡充を図るとともに、子どもが安全に遊びながら、情操豊かな健全な児童を育てることを目的とした児童館の建設を推進します。

また、多様な保育ニーズに応えるために、各種保育事業の実施に努めるとともに、地域住民と連携、協力し、ファミリー・サポート・センター事業(事業の概要は次ページ「主要事業」を参照)の実施を検討します。

(3) 情報提供と相談体制の充実

地域子育て支援センターを中心に、重層的な子育て相談ネットワークを構築し、相談支援の充実を図ります。また、保育所、幼稚園、小・中学校等の連携を強化し、就学前児童の相談体制の充実を図ります。

(4) 仕事と家庭の両立支援の推進

子育て世代を地域社会全体で支えていく気運を醸成するため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取れた働き方や職場の環境づくりに関する広報啓発に努めるとともに、学童保育(児童クラブ)事業の対象年齢の引き上げを踏まえた、内容の充実をはじめとする、仕事と子育ての両立を支援するための取組みを推進します。

(5) 子どもと親の健康確保

妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて発達や発育面で支援を要する子どもや保護者を早期に把握するとともに、母子の健康が確保されるよう、保健、医療、福祉及び教育分野の連携を強化します。また、子育て家庭の経済支援策として、子ども医療費支給制度のさらなる拡充を検討し、母子保健施策の充実を図ります。

(6) 療育事業の充実

乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診などで気になる子どもの早期発見を行うとともに、地域の療育機関や通園機関、保育所、幼稚園、学校等との連携を強化し、子どもの成長に応じた必要な支援が切れ目なく提供できるよう、療育体制の充実と事業の推進を図ります。

目標指標

指標名		単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
通常保育利用者数		人	1,329	1,457
延長保育事業	利用者数	人	150	180
	実施箇所数	箇所	10	12
病児・病後児保育事業実施箇所数		箇所	(未実施)	1
一時預かり事業実施箇所数		箇所	3	4
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	利用者数	人	540	818
	実施箇所数	箇所	12	13
地域子育て支援拠点箇所数		箇所	1	7
ファミリー・サポート・センター箇所		箇所	(未実施)	1

主要事業

事業名	事業概要
児童館建設事業	地域の児童の健全な育成及び子育て支援拠点の整備を目的として、市民参加による児童館の建設を推進します。
地域子育て支援事業	育児に関する相談指導や情報提供、子育て支援サークル等の育成、支援や子育て家庭の交流及び保育所・児童クラブとの交流を行う地域子育て支援センターの機能を強化するとともに、民間サブセンターの設置を推進します。
療育事業	乳幼児健診で発達等に関して支援が必要と認められた児童や障がい児とその保護者に対し、言語・機能・作業訓練・療育相談等を行い、障がい・福祉・教育等の関係機関との連携により、児童の発達支援と子育て支援を推進します。
病児・病後児保育事業	病中または病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業であり、広域的な対処も視野に入れ医師会や周辺自治体と協議し、早期実施を推進します。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい人と、援助を受けたい人が会員となって、市民の間で子育てを支え合う事業であり、先進自治体の事例等を把握・研究しながら、実施を検討します。

市民参加の視点

市民	・家庭をはじめ、地域、企業等が、それぞれの立場に応じて役割分担と連携を行い、社会全体で次世代育成支援活動を推進していきます。
行政	・次世代育成支援に関わる各種施策の実施主体として、市民のニーズを的確に把握し、計画的・総合的に事業を実施するとともに、市民や関係団体の有する意識・能力を効果的に活用できるよう連携・協働していきます。

3. 高齢者福祉の充実

現況と課題

わが国は、世界に類のない速さで高齢化が進行しており、21世紀半ばには、国民の3人に1人以上が高齢者になることが見込まれています。本市においても、高齢化は着実に進行しており、平成22年度末には、高齢化率が23%を超え、さらに高齢化率が上昇することが予測されます。

このような中、本市では、平成12年の介護保険制度導入以降、介護保険法等の規定に基づき、「行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の推進に努め、第4期計画では、『みんなでつくろう！いつまでも安心して暮らせるまち・ゆくはし』を基本理念とし、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを目指して、高齢者の健康づくりや介護予防、見守り活動等において、より一層、行政・地域との協働した取組みの充実を図ってきたところです。

高齢化が進行していくことで、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、平成22年度末には、一人暮らし高齢者が3,900人を、高齢者のみの世帯が1,500世帯を超えており、地域における見守り体制の強化、生活維持のための介護サービスや市独自の支援体制の整備を図る必要があります。

基本方針

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で日常生活が送れるよう、介護施設等の整備や地域の見守り活動の推進をはじめ、高齢者の社会参加、生きがいつくり等の支援を図ります。また、高齢者の権利擁護体制の充実を図ります。

主要施策

(1) 老人保健福祉・介護保険事業計画の推進

介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員、老人クラブなどの関係団体などとの連携強化を図り、「行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を推進していきます。

(2) 地域の見守り活動等の促進

高齢者が暮らしやすいまちをつくるためには、地域との協働が不可欠です。地域を主体とした高齢者の見守り活動を、先進的に実施している自治会等を参考にしながら、市内全体で見守り活動が実施できる仕組みをつくります。

(3) 地域ケア体制・地域ネットワークの強化

地域包括支援センターを中核機関として、医療機関との連携や、社会福祉協議会、民生児童委員等の関係団体との連携強化を図ります。

(4) 在宅介護・地域密着型サービスの充実

高齢者が介護や支援を要する状態になっても、住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、介護保険サービスや、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

(5) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送ることができるよう、高齢者の知識・経験・技能などを社会に生かす場や、健康づくり、生涯学習、スポーツ等関係機関、活動団体等と連携して、ニーズに応じた環境整備に努め、高齢者の社会参加、生きがいづくりを支援します。

(6) 高齢者の権利擁護体制の充実

一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加に伴い、財産管理や消費者被害、虐待など高齢者の権利侵害の問題が深刻化しており、地域、司法書士、社会福祉協議会、警察等の関係機関と連携し、権利擁護体制の充実を図ります。

(7) 認知症対策の充実

高齢化の進行とともに、認知症高齢者も増加しています。認知症になっても、住み慣れた地域で暮らせるよう、本人や介護する家族を支援する体制を整備するとともに、認知症の予防、普及啓発の充実を図ります。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
介護保険施設数(介護付有料老人ホーム)	箇所(床数)	5(341床)	6(391床)
地域密着型サービス施設数 (地域密着型特定施設)	箇所(床数)	0(0床)	1(29床)
地域密着型サービス施設数 (地域密着型特別養護老人ホーム)	箇所(床数)	0(0床)	2(58床)
地域密着型サービス施設数 (認知症対応型共同生活介護)	箇所(床数)	6(62床)	9(107床)
地域包括支援センター設置数	箇所	3	6

主要事業

事業名	事業概要
包括的支援事業	地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、その人にとって必要な支援の把握や関係機関、他の制度との連携を図っていきます。
権利擁護事業	高齢者が、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的な視点から支援していくもので、虐待への対応や成年後見制度の活用促進などを図っていきます。
介護予防普及啓発事業	要介護状態に陥らないように、高齢者に対し、運動器機能向上のためのプログラムや、認知症予防などの教室を、地域において実施します。

市民参加の視点

市民	・地域における声かけなど、簡単にできる見守りを実施します。
行政	・各地域の実情に合った見守り体制の仕組みづくりに努めます。

4. 障害者福祉の充実

現況と課題

近年、わが国においては、高齢化の進行や、社会情勢の急激な変化によるストレス等により、障がい者が増加するとともに、ニーズも多様化しており、これらに対応した環境の整備が急務となっています。こうした状況の中、平成18年4月に、「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別に関わらず、等しく必要なサービスを利用できるような仕組みづくりが構築されました。

本市においても、平成21年3月に「第2期行橋市障害者福祉長期計画(計画期間:平成21年度～30年度)」を策定し、「障がいのある人もない人も夢を持ってともに暮らせるまちづくり」の理念のもと、障がい者への施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、「障害者自立支援法」の規定により、「第3期行橋市障害福祉計画(計画期間:平成24年度～26年度)」を平成24年3月に策定したところです。この計画は、3年に1度、見直すもので、地域生活移行や就労支援・障がい児支援体制等の地域課題に対応し、必要な障害福祉サービスや相談支援が地域において計画的に提供されるよう数値目標やサービス見込量等を設定するものです。

今後は、国の施策の動向を見据えた上で、障がいのある人のニーズの多様化や、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、新たな課題や制度体系に対応した施策を推進していく必要があります。

基本方針

障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指し、働くことを含め、希望や目標を持って生き生きと日中活動に取り組みながら、地域社会の一員として、住み慣れた地域で自立し、安心して暮らし続けられるよう、必要なサービス等の基盤整備と支援体制づくりに取り組みます。

主要施策

(1) 障害福祉計画の推進

「第2期行橋市障害福祉計画」の基本理念を踏襲しながら、障害福祉サービス、相談・就労支援体制の充実等を図るため、「第3期行橋市障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実に努めます。

(2) 地域生活支援事業の推進

障がい者が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や、サービスを利用する人の状況に応じて柔軟かつ効率的・効果的に地域生活支援事業を実施します。

(3) 相談支援事業の充実

相談体制の強化と相談支援の充実のため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹型相談支援センターを設置し、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行います。

(4) 働く場の確保と雇用の拡大

公共職業安定所(ハローワーク)や就業・生活支援センター等の就労支援機関、特別支援学校等の教育機関、企業等との連携を強化し、雇用に関するノウハウを共有して、障がい者の働く場の確保、創出に努めます。

(5) 障がい児支援体制の充実

児童発達支援センター(仮称)を設置し、本市の療育体制の核として医師会等と連携しながら診断・訓練・就学等が地域で十分受けられるように障がい児支援体制の充実を図ります。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
身体・知的・精神障がい者相談件数	件	1,308	1,500
障がい者が安心して暮らせる福祉に関する市民満足度	%	14.7	40.0

主要事業

事業名	事業概要
障害者(児)相談・調整事業	障がい者(児)やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や必要に応じて他の相談窓口の紹介を行ったりして必要なサービスを受けられるような支援等を行います。
障害福祉サービス費支給事業	介護給付費・訓練給付費・施設支援費・補装具費等を給付して、障害福祉サービスを提供します。
障害者地域生活支援事業	相談支援・コミュニケーション支援・日常生活用具給付・移動支援・日中一時支援などの市が主体となって行う事業。
児童発達支援事業	行橋・京都メディカルセンターにおいて医師会との連携のもと発達診断が実施されることに伴い、行橋・苅田・みやこ町の一市二町による児童発達支援センター(仮称)の設置を行い、診断から訓練、就学に向けた事業を推進します。

市民参加の視点

市民	・企業、市民一人ひとりが障がいについての正しい理解と認識を深めるよう努め、障がい者(児)の活動を支援します。
行政	・障がいについて正しい理解と認識を深めるため、地域の関係機関等と連携・協働して啓発広報を実施します。

5. 健康対策と医療体制の充実

現況と課題

近年、生活様式の多様化などにより、規則正しい食事ができないなど適正な生活習慣が保てず、また健康の基礎である体力を維持、増進するために必要な運動習慣のない人の割合が高くなっており、健康への影響が危惧されています。また社会環境の複雑化、高齢者人口の増加等により、生活習慣病や精神疾患、医療費の増大等が社会的課題となっています。

本市では、平成20年度から始まった内臓脂肪型肥満に着目した特定健診、特定保健指導に力を入れ、生活習慣の改善を行うため、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者及びその予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活を指導しています。

今後は、地域保健の視点に立ち、健康課題の精査・分析を行い、その健康課題解決に向けてPDC A手法を確立し、市民・行政・各関係機関が連携・協力して市民の主体的な取組みを基本とした生涯にわたる心と体の健康づくりを推進するとともに、特定健診やがん検診の充実により疾病の予防と早期発見に努める必要があります。それに併せて、専門職員の雇用及び配置のあり方の検討を十分に行う必要があります。

医療体制については、医療機関との一層の連携により、適切な受診やかかりつけ医の必要性を啓発するとともに、休日・夜間など緊急時に安心して医療が受けられる休日・夜間急患センターの充実を図る必要があります。

基本方針

『自分の健康は自分で守る』という意識の高揚に努め、市民一人ひとりのライフステージに応じた保健活動を推進するとともに、各関係機関が連携・協力して適切な医療に導くための環境づくりに努めます。

主要施策

(1) 行橋市地域保健計画(仮称)の策定

地域診断等により、健康課題の精査・分析を行い、PDCA手法を活用した新たな地域保健施策の構築を図ります。

(2) 特定健診・がん検診の受診率向上

特定健診やがん検診の受診機会を増やし、健診に関する情報提供や必要性の周知徹底を行い、受診率向上に努めます。

(3) 生活習慣病予防の促進

生活習慣病にかかるリスクが高い内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者や予備軍に対し、生活習慣病についての知識提供や運動・栄養に関する指導を行い、生活習慣病予防の促進に努めます。

(4) 健康づくり組織の育成、支援

『自分の健康は、自分で守る』という意識をもち、それぞれが健康づくり活動に取り組めるように、健康づくり組織の育成・支援を推進します。

(5) 医療費の適正化に向けた取組み

医療費増の一因である生活習慣病を予防することを重視した特定健診と特定保健指導を充実・強化することで医療費の適正化を図ります。

(6) 医療体制の強化

適切な診療やかかりつけ医の必要性を啓発し、休日・夜間など緊急時に安心して適切な医療が受けられるように、京都医師会と連携して休日・夜間急患センターの充実に努めます。

また、東九州自動車道行橋インターチェンジ(仮称)及び行橋PAスマートインターチェンジ(仮称)の整備を促進し、二次救急では対応できない重篤な疾患等に対する三次救急病院への搬送時間短縮を図ります。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
特定健診受診率	%	26.0	45.0
特定保健指導の指導率	%	35.2	48.0
がん検診受診率	%	6.8	19.0
内臓脂肪症候群該当者の減少率	%	11.6	25.0

主要事業

事業名	事業概要
行橋市地域保健計画(仮称)策定	地域診断等により、健康課題の精査・分析を行い、PDCA手法を活用した新たな地域保健施策の構築のための地域保健計画(仮称)を策定します。
特定健診事業	40～74歳の国民健康保険加入者を対象とします。内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し疾病の予防を目的とする健診を行います。
特定保健指導事業	特定健診の結果から受診者を「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し栄養・運動などについての保健指導を行い、その要因となる生活習慣の改善を図ります。
がん検診事業	胃・大腸・肺・子宮・乳がんの早期発見を目的に検診を実施します。子宮がん(20・25・30・35・40歳)・乳がん(40・45・50・55・60歳)については各節目年齢の方に無料クーポン券を配布します。
健康教育事業	地域のイキイキサロンや老人会などで健診のPRや生活習慣改善のポイントなどを伝え市民の健康意識の向上を図り健康行動が起こせるように支援します。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 『自分の健康は自分で守る』という意識を持ち、特定健診やがん検診を受診し、健康管理に努めます。 健康づくり組織や健康づくり活動に積極的に参加し、日常生活の改善に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診・がん検診を受診することの必要性や意義の啓発を行います。 健康教育等を通じ規則正しい食事の実践や運動習慣の重要性の啓発を行います。

6. 保険・年金の安定

現況と課題

国民健康保険制度については、高齢化社会の進展や医療水準の高度化に伴い、一人当たり医療費の増加傾向が続いており、今後もこの傾向がさらに進むものと予想されます。また、これらの給付を支える保険税収入も、近年の社会情勢から低所得者・無職者の割合が増加しており、今後も厳しい財政運営が続くと予想されます。このため現在、将来的な広域化の準備が段階的に進められており、本市の国保財政における累積赤字の解消は急務となっています。

本市においては、今後も関係各課との連携をさらに進め、医療費適正化対策の強化や国民健康保険税収の確保を図り、健全な財政運営を目指すことで、市民が安心して医療の給付を受けられるように努めていく必要があります。

国民年金制度については、老後や、生活の安定を損なうような不測の事態に備え、お互いを支え合う制度ですが、頻りに法律改正がなされており、市民にとって非常に分かりにくい制度となっています。主要な社会保障制度のひとつとして維持していくためにも、制度に対する理解と加入促進に向けて啓発活動を推進していく必要があります。

基本方針

市民が安心して健康な生活を送ることができるよう、国民健康保険制度の健全運営に努めるとともに、国民年金制度の周知徹底を図ります。

主要施策

(1) 医療費適正化対策の強化

年々増加する医療費の抑制を行う為には、住民自らの健康を守り、医療費のかからないまちづくりを進める事が重要です。この為、かかりつけ医の推進や適正受診に関する啓発をはじめとして、後発医薬品(ジェネリック医薬品¹⁵)差額通知、レセプト(診療報酬明細書)点検による重複受診の防止に努める事により、医療費の適正化に努めます。

¹⁵ ジェネリック医薬品とは、特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造あるいは供給する医薬品のこと。

(2) 国民健康保険財政の健全化

今後見込まれる国民健康保険制度の広域化に向け、国保税収の確保を図るとともに、健康対策・地域保健部門との連携を深めることにより、被保険者の医療費水準を適正なものに導く取組みを一層進めて、国民健康保険財政の健全化を図り累積赤字の解消を目指します。

(3) 国民年金制度等に関する周知の推進

日本年金機構と連携をとりながら、市民にとって国民年金制度がより身近なものとなるよう制度周知を行います。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
国民健康保険税徴収率(現年分)	%	93.2	93.2
国民健康保険被保険者の一人当たり年間医療費における本市と福岡県平均額の比率	%	111.6	105.0

主要事業

事業名	事業概要
医療費適正化事業	後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望カード、後発医薬品差額通知、レセプト点検等の充実を図り、医療費の抑制に努めます。
適正受診啓発事業	かかりつけ医の利用や重複受診の抑制、診療時間内受診などの啓発により、必要な方が安心して医療が受けられるよう、市民の適正受診に関する意識の高揚を図ります。また被保険者の適正受診の必要性について、医療費に係る現状の広報などを市報やホームページ等で行うことにより、周知に努めます。

市民参加の視点

市民	・かかりつけ医を持つことなどにより、適切な受診を心がけます。
行政	・適正受診等に関する啓発を実施します。

7. 低所得者の自立支援

現況と課題

生活保護世帯の動向は、長引く不況、景気低迷、リストラによる失業率の増加や高齢化の進展、核家族化による扶養義務意識の希薄化により、全国的に増加の傾向にあります。

本市でも、生活保護に関する相談が増加しており、被保護世帯、人員ともに増加傾向にあります。被保護者の世帯状況は、高齢者、傷病・障がい者等の要保護世帯が大部分を占めていますが、近年では稼働年齢層である世帯中心者のリストラ、精神疾患や離婚による母子世帯、扶養義務関係者がありながら援助が望めないケースなどが増えてきており、その内容も複雑・多様化してきています。

今後は、生活保護の相談を求める人や、生活保護受給者のプライバシーを守り、安心して相談できる環境の整備をするとともに、様々な課題を抱える世帯の状況に応じたきめ細かなケースワークを実施し、生活保護世帯の自立支援の充実のため、各種保健福祉施策等の活用や就労支援等の援助を検討し、その世帯に必要な扶助及び指導をし、適正な保護を推進していく必要があります。

また、生活保護費の中で大きな割合を占める医療扶助について、医療内容の確認、精神通院患者の自立支援法活用の可否、重複受診、頻回受診、向精神薬重複処方 の点検を行い、適正給付に努めていく必要があります。

基本方針

低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、その状況等に応じ、関係機関と連携のもと生活保護制度の適正な運用に努めます。

主要施策

(1) 面接相談の充実

面接相談員を配置し、生活に困窮する相談者に対して、生活保護制度の目的等の説明や申請意思の確認などについて親切丁寧に対応します。

(2) 生活保護適正化の取組み

被保護者である低所得者の自立支援のため、資産の活用、年金や手当等の諸制度を活用するための調査を行い、その活用について指導を行います。

また、ケースワーカーの充実を図り、計画的な訪問調査を行い、生活状況の把握に努めます。医療扶助については、医療内容の確認、精神通院患者の自立支援法活用の可否、重複受診、頻回受診、向精神薬重複処方 の点検を行い、適正給付に努めます。

(3) 就労支援の推進

ハローワークと連携し、就労支援事業等を積極的に活用し、自立に向けた取組みを指導します。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
就労開始率	%	43.6	50.0

主要事業

事業名	事業概要
生活保護相談事業	生活保護実務経験者や社会福祉主事等専門知識をもった相談員を配置し、来訪者からの相談に対して、立場や心情を理解するように傾聴に努め、その内容を的確に把握します。その解決に向けて、幅広くアドバイスするとともに制度等を説明し、生活困窮者に対しては、その申請意思の確認を行い、申請手続の援助指導を行います。
生活保護適正化事業	生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書(レセプト)の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、生活保護関係職員の資質向上のための研修実施等、各種適正化の取組みを推進します。
生活保護訪問調査活動	様々な課題を抱える世帯の状況に応じたきめ細かなケースワークを実施するため、計画的な訪問調査を行うとともに、必要に応じて訪問し、指導・援助を行います。
就労支援実施事業	就労支援員を配置し、生活保護受給者等の自立・就労支援のためケースワーカーと協力し、就労支援者の選定を行い、個別に面接を行うとともに就労支援プランの策定等を行い、支援方針を決定し、職業安定所と連携して就労支援を実施します。

市民参加の視点

市民	・生活に困って社会から孤立化傾向にある人に対して、助け合いや声かけを行います。
行政	・生活困窮者の発見及び適切な保護の実施について、生活困窮者に関する情報が、福祉事務所の窓口につながるよう、住民に対して生活保護制度の周知を図るとともに関係機関との連絡体制の整備に努めます。

1. 保・幼・小・中の連携した教育の推進

現況と課題

小学校に入学したばかりの1年生が小学校の学習中心の生活になじめず、学校生活に対応できなくなる、いわゆる「小1プロブレム」や、中学校入学直後に、複数の小学校から入学した生徒の中で人間関係をうまく作れなかったり、学習の内容やスピードについていけなかったりした結果、学力低下やいじめ、不登校といった問題として表れる、いわゆる「中1ギャップ」などの問題が全国的に顕著になっています。

本市では平成22年度から子どもの健やかな成長を目指して、幼稚園を訪問し、特別な支援を要すると思われる子どもの状況や様子を聞く「巡回相談」や子どもの成長・発達についての相談を受ける「発達相談」を実施しています。

今後は、保育所(園)の保育士、幼稚園及び小・中学校の教員等が、保・幼・小・中間の「段差」を理解し、子どもたちの連続的な発達等を考慮しながら、それぞれの立場で子どもの付けたい力や育ち・学びの連続性についての相互理解を深め、小・中学校教育への接続を円滑にすることが必要です。さらに地域の子どもを地域で育てるために、保護者・地域の方にも子どもたちの健全育成に関わっていただくことにより、地域ぐるみの子育ての輪を広げ、子どもたちに地域を愛し地域のために活動しようとする心情や態度を育成する必要があります。

基本方針

子どもの育ちと学びをつなぐ保・幼・小・中の「段差」の解消に取り組み、就学前教育と小学校教育さらには中学校教育への滑らかで確実な接続を図ります。

主要施策

(1) 就学指導・就学相談の充実

保護者や関係機関等と連絡調整を図りながら、きめ細かな就学指導等が実施できる体制整備を図ります。

(2) 個別の指導計画の作成

学校等においては、発達障害を含む障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな指導が行えるよう「個別の指導計画」の作成に努めます。

(3) 子どもの交流活動の推進

保幼小間の子どもの交流活動を促進することにより、幼児の小学校への親近感や期待感を育てていきます。また、異年齢の中での自分の存在を確認し、他の子どもと協調することで培われる良好な人間関係の形成や、コミュニケーション力の育成に取り組んでいきます。

(4) 保・幼・小・中の連携強化

幼稚園等との連絡会議を開催することにより連携強化を図るほか、保・幼・小・中間の教職員等の交流を促進するため、「保・幼・小・中連絡協議会(仮称)」を設置し、幼児や児童生徒の実態、教育内容や指導方法についての相互理解と連携を深め、円滑な接続に向けた指導方法の改善を図っていきます。また、子どもの発達段階に応じて保・幼・小・中が果たすべき役割について再認識し、義務教育修了までの長期的な視点に立ち、保育課程や教育課程、指導方法等を工夫します。



目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
幼稚園長会議年間開催回数	回	(未実施)	2
保・幼・小・中連絡協議会年間開催回数	回	(未実施)	2

主要事業

事業名	事業概要
巡回・発達相談事業	発達障害を含むすべての障がいのある幼児児童生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導、外部専門家による理解啓発などを実施することにより、学校の特別支援計画を総合的に推進します。
保・幼・小・中連絡協議会・幼稚園長会議	保・幼・小・中間の教職員等の交流促進及び、幼児や児童生徒の実態、教育内容や指導方法についての相互理解と連携を深め、円滑な接続に向けた指導方法の改善を図るため定期的な協議を行うものです。連携した活動を通し、義務教育修了までの長期的な視点にたち、子どもの発達段階に応じて保・幼・小・中が果たすべき役割について再認識し、保育課程や教育課程の編成、指導方法を工夫していきます。

市民参加の視点

市民	・子どもの学びや遊び、活動の連続性について理解し、発達段階に応じて子どもが所属する各施設間の連携が円滑に行われるよう、積極的な参画に努めます。また、特別支援教育に対する意識の向上を図ります。
行政	・巡回・発達相談の充実を図るとともに保護者や地域の関係団体などの参画を積極的に推進します。

2. 学校教育の充実

現況と課題

現代の子どもたちは社会の変化の激しい時代の中で、逞しく生きていく力を身に付けていかなければなりません。そのために、小・中学校では子どもの「確かな学力」や「豊かな心」を育成し、その力が日常の生活の中で生かされるよう、様々な体験を積み重ね、自ら学び、考え、行動できるような「生きる力」をもった子どもの育成が重要な課題となってきました。

生きる力を育てるには、教科の中で基礎・基本の定着を図り、一人ひとりの個を伸ばす教育を実施していかなければなりません。同時に道徳教育を充実し、豊かな体験を積み重ねるなど、学校教育全体で心の教育を行うことも不可欠です。一方、現代のように多様な価値観と不確定な時代には、学校は地域や保護者の願いを受け止め、確固とした教育理念を持ち、自主性、自律性、主体性を発揮しながら、学校や地域の特色を生かした教育を推進する必要があります。このため、学校は運営の状況を自ら点検、評価し、地域や保護者に十分な説明責任を果たすなど、信頼される学校づくりをしていかなければなりません。

一方、児童生徒の学習、生活の場である学校施設については、老朽化が進行し、維持管理上の懸案事項も多く抱えているのが実情です。また、時代の変化に伴う課題として、トイレ便器の洋式化、温暖化現象による平均気温の上昇に伴う教室環境の改善などが挙げられます。これらのことから、老朽化への対応として、計画的に施設整備を進めていくことが必要となります。

行橋市内の学校給食は、京築広域市町村圏事務組合の事業として、昭和49年に第1給食センター、昭和54年に第2給食センターを建設し、実施していますが、両センターとも老朽化が進んでいることから、早急に新センターを建設することが必要です。

基本方針

子どもたちの「生きる力」を育むため、学校教育全体で、学力の基礎・基本の定着を図るとともに、一人ひとりの個を伸ばす教育、心の教育の充実を進めます。このため、教職員研修の充実や地域に開かれた信頼される学校づくり、小・中連携教育の充実等を推進します。

また、老朽化した学校施設について、計画的な整備を進めるとともに、給食センターを建設し、安全安心な学校給食を提供します。

主要施策

(1) 教育内容の充実

「確かな学力」「豊かな心」「逞しい体」の育成を基本方針に、児童生徒の実態を把握し、指導内容・方法の工夫を図ります。

(2) 特色ある教育の推進

小・中学校外国語活動の充実により、英語に慣れ親しんだり、積極的に英語を話そうとする児童生徒を育成します。

(3) 教職員研修の充実

若年教師や道徳、情報教育等担当者や、生徒指導主事、教務主任等の研修を実施し、教師の資質の向上を図るとともに、指導力向上のため、市独自の研究指定委嘱や教育研究所等の教育研究の充実に努めます。

(4) 地域に開かれた信頼される学校づくり

教育活動の情報提供や、学校の自己点検・評価結果の公表等により、地域に信頼される学校づくりに努めます。また、学校図書館機能を高め、読書・情報センターとしての活用や「地域に開かれた学校図書館」を推進します。

(5) いじめや不登校問題への対応

学校生活における悩みの解消を図るため、心の専門家配置や児童生徒相談センター、適応指導教室の充実等、体系的な支援体制を構築し、カウンセリングの充実に努めます。

(6) 特別支援教育・通学区域・就学に関する柔軟な対応

個の教育的ニーズに応じた支援ができる体制やシステムづくりに努めます。また、アシスタント・ティーチャー¹⁶の活用で個別の教育的ニーズへの対応と支援の充実に努めます。指定学校変更、区域外就学申立申請があった場合、児童生徒の具体的な事情に応じた就学校の変更を引き続き行います。

(7) キャリア教育の充実

義務教育段階における系統的・計画的な職業教育の推進を図るとともに、中学校を中心とした職場体験等の活動を通して、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせるキャリア教育を推進し、児童生徒の進路選択能力の向上に努めます。

¹⁶ アシスタント・ティーチャーとは、小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、担任と一緒に生活支援を行う者。

(8)小・中一貫教育の推進

小・中学校の9年間を見通した教育課程や生徒指導で系統的・連続的な指導を可能にし、児童・生徒の望ましい成長を育む小・中一貫教育を推進します。

(9)学校施設整備

学校施設の耐震化整備を引き続き進めるとともに、老朽化した学校施設について、「行橋市公立学校施設整備総合計画」に基づき、計画的に整備を進めます。

(10)給食センターの建設及び安全安心な学校給食の提供

平成25年度内に給食センターを建設し、安全安心な学校給食を提供するとともに、学校給食を通じた食の指導の充実を図ります。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
「夏休み小学生英語教室」参加児童の割合	%	26.0	35.0
アシスタント・ティーチャー配置学校数	校	11	17
小・中学校の耐震化率	%	68.5	100.0
「行橋市公立学校施設整備総合計画」に基づいた学校施設整備の進捗率	%	0.0	30.0



主要事業

事業名	事業概要
行橋市学力実態調査事業	小学4年生及び中学2年生を対象に国語・算数(数学)等の学力実態調査を実施し、その結果を学習指導に生かし、学力の向上を図ります。
国際交流体験事業	姉妹校のアメリカニューヨーク市のグレースチャーチスクール校との交流により、国際化に対応できる生徒の育成を図ります。
教職員研修事業	教職員の指導力を高めるための研修の充実を図ります。
専門相談員支援制度	不登校児童生徒が早期に復学できるよう、また、再度不登校へ陥ることのないよう支援体制の充実を図ります。
アシスタント・ティーチャー配置事業	特別な支援を必要とする児童生徒に対して学校での補助業務を行います。
小・中学校耐震改修事業	耐震化年次計画に基づき、耐震診断、耐震評価取得、実施設計、耐震化工事を行います。
学校施設整備事業	公立学校施設整備総合計画に基づき、老朽化した学校施設の整備を行います。
給食センター建設事業	学校給食センターの老朽化に伴い、新たに給食センターを建設します。
仲津中学校大規模改修(建替)事業	耐力度調査の結果に基づき、大規模改修または建替工事を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事業や講演会等に参加して国際理解や特別支援教育に対する意識を高めます。 ・ 学校施設整備に関することについて、行政からの情報提供の確認を行います。 ・ 学校給食センター建設委員会等を通じて、給食センター建設事業の進捗状況を確認します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の整備のため、専門相談員の充実を図ります。 ・ 特別支援教育に対する情報提供を行います。 ・ 各事業の実施にあたり、インターネット等も活用し、市民への情報提供の充実に努めます。

3. 青少年の育成

現況と課題

青少年期は、人間形成における最も重要な時期であり、社会の一員としての生活の基礎を確立し、社会に貢献するとともに、能力や適性などに応じて活躍の場を広げていく時期です。

しかし近年、核家族化・少子高齢化の進行、物質的な豊かさなど、青少年を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、青少年の非行や青少年の関わる犯罪などの様々な問題が深刻さを増してきています。

このため、有害な環境の浄化など青少年の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、体験学習の機会の拡充など青少年の社会参加促進に向けた取組みが欠かせません。

現在、本市では、地域・学校・警察などで構成する「行橋市青少年育成市民会議」を中心に、年間を通じて行橋駅周辺での声かけ活動やゲームセンターでの夜間パトロールなどを行っています。また、学校外活動の推進として校区公民館での子ども講座や地域アンビシャス広場¹⁷を開催しています。

今後は、地域、学校、家庭はもとより警察などの関係機関・団体と連携を強化して、社会全体で青少年の健全育成及び非行・犯罪の防止に努めるとともに、青少年の問題行動への適切な指導に加え、立ち直りを推進する支援活動を行う必要があります。また、青少年が自ら進んで参加し、充実感や達成感を味わえるような自然体験、ボランティア活動などを推進し、社会との関わりから自己の確立が図れるよう、地域社会との交流の場の提供を図る必要があります。

基本方針

青少年の健全な育成に向けて、関係団体との連携を深めるとともに、地域全体での非行防止や安全確保に努めます。青少年が社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自己の確立が図れる環境づくりを推進します。

¹⁷ アンビシャス広場とは、放課後や休日に子どもたちが気軽に立ち寄り、様々な年齢の友だちと遊んだり、活動したりするための「居場所」。

主要施策

(1) 健全育成活動の推進

青少年の非行や問題行動を未然に防ぐため、家庭・学校・地域・関係機関などと連携した有害環境の浄化活動や街頭補導活動、立ち直り支援活動を強化するとともに、いじめや不登校など、様々な不安や悩みに適切に対処した相談体制の充実に努めます。

また、地域での青少年育成機能の強化のため、「行橋市青少年育成市民会議」や「行橋市子ども育成連合会」等の各種団体を支援し、次代を担うリーダーの育成を図ります。

(2) 健全育成のための環境づくり

校区公民館において様々なテーマを掲げた子ども講座等を開催し、地域人材を活用した放課後及び休日における児童の安全な交流活動の場の提供と支援を図ります。

地域におけるボランティア活動、世代間交流、社会体験など、青少年が主体的に携わることができる活動への参加を推進します。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
「青少年の非行・被害防止全国強調月間」推進大会参加人数	人	357	430
行橋市インリーダー研修 ¹⁸ 参加者数	人	22	40
校区公民館子ども講座参加延人数	人	2,053	2,500
「少年の船」参加人数	人	50	60

¹⁸ インリーダー研修とは、子どもたちが自主的に活動できるように子ども会の中のリーダー(インリーダー)を養成する研修。



心とからだ育成プロジェクト

主要事業

事業名	事業概要
行橋市青少年育成 市民会議活動	行政・地域・学校・警察などで連携し、青少年の健全な育成及び非行防止を図ることを目的とし、啓発活動、夜間補導及び声掛け等を実施します。
行橋市インリーダー研修 (行橋市子ども会育成連合会)	子どもたちが自主的に活動できるように、子ども会のなかのリーダーを養成します。
校区公民館子ども講座	学校外活動・地域教育力の活性化を図るため、学び・遊びの体験学習を通じて、子どもたちと地域とのふれあいを図ります。また、公民館等を活用して、当該校区内の小・中学生を対象に、スポーツや文化活動などの様々な体験活動を実施します。
「少年の船」 行橋市青少年派遣事業	船内研修やレクリエーション、平和学習、沖縄の自然の中で各種研修や参観活動をともし、お互いの友情を深めます。規則正しい団体生活の中から社会生活の意味を学び、視野の広い地域青少年リーダーの養成します。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 大人が規範意識やモラルを持ち子どもの見本となるよう心がけます。・ 地域全体で青少年の健全育成のための環境づくりを進めます。・ 青少年に基本的な生活習慣や社会のルールやマナーを身につけることができる家庭教育の推進に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">・ 学校、家庭、地域などと連携して青少年の自立支援を行います。・ 青少年の健全育成や有害な環境の浄化のため、「行橋市青少年育成市民会議」等を支援します。・ 学校外活動が充実するように魅力ある子ども講座の開催や体験学習等を推進します。

4. 生涯学習・生涯スポーツの推進

現況と課題

情報化の進展や社会経済の仕組みが大きく変化する中、市民一人ひとりが心豊かに充実した生活を送るために、自ら生涯にわたって学習に取り組むことが求められています。

生涯学習活動は、学習者の自発的な意思に基づくことが大切です。本市においては、市民が気軽に参加できる講座や教室などを開催し、自主的な学習のきっかけづくりに努めてきました。今後も、市民ニーズに対応した生涯にわたる学習活動の支援と啓発を図ることが必要です。また、西日本工業大学などの高等教育機関と連携した学習内容の充実を図ることが大切です。

本市の生涯学習の拠点施設としては、中央公民館をはじめ校区公民館があり、今後は市民の生涯学習の実践の場として積極的に利用されるよう施設の有効活用を図っていく必要があります。

また、現代社会における市民スポーツは、競技としてだけでなく、市民の健康づくりやいきがい創出の観点から、スポーツ交流の推進や競技力の向上などを図り、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みが求められています。併せて、市民が自主的かつ主体的に活動できる環境の整備や施設の充実が求められています。

そのため、「行橋市生涯学習推進計画(仮称)」を策定し、時代のニーズに対応した講座の企画や学習情報の提供、学習拠点施設の整備、地域や施設のネットワーク化、学習の成果が適切に評価される仕組みづくりなど、生涯学習推進体制の充実・強化を図る必要があります。

基本方針

心の豊かさの追求、価値観の多様化などを背景とした市民の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習内容の拡充に努めるとともに、様々な学習機会や生涯学習に関する情報提供の充実を図ります。

スポーツ施設や組織などの活動基盤の強化に努めるとともに市民スポーツ活動や健康づくり及び市民相互の親睦や交流のための地域に根ざした生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

主要施策

(1)生涯学習推進体制の充実

「行橋市生涯学習推進計画(仮称)」を策定し、また関係機関・団体等と連携して多様な学習に応えられる生涯学習推進体制の整備を図ります。

(2)生涯学習活動の推進

生涯にわたって学習できるよう西日本工業大学などとの連携を図り、専門性を生かし、また市民ニーズに応じた講座や教室などの学習機会を提供します。

(3)スポーツ活動の推進

市民ニーズに応じた多様なスポーツ教室やスポーツイベントなどを企画し、効果的な情報提供等から市民がスポーツにふれる機会を提供します。

また、スポーツ指導者、ボランティアの育成支援を行い、関係団体との連携を図ります。さらに、ニュースポーツなどの軽スポーツの普及に努め、年齢、体力、性別を問わず気軽に楽しめる環境づくりに努めます。

(4)生涯学習・スポーツ施設の充実

地域の交流拠点、情報発信基地としての公民館を計画的に整備し、安全で快適な学習環境の提供に努めます。また、市民が身近で気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、施設機能の充実に努めます。



目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
公民館利用者人数	人	163,199	171,000
公民館講座参加人数	人	4,196	5,000
スポーツに親しむ環境整備に関する市民満足度	%	25.4	35.0
スポーツフェスタin ゆくはし参加人数	人	580	700
体育施設利用人数	人	97,126	106,800

主要事業

事業名	事業概要
公民館事業	地域住民の学習ニーズに対応した学習活動を行うため、各種学級や講座等の事業を実施します。
公民館施設の計画的改修事業	利用者の利便性を向上するため、計画的な改修を行います。
スポーツフェスタin ゆくはしの開催	市民対象のスポーツフェスタin ゆくはしを開催し、その充実に努めます。
体育施設の整備事業	利用者の安全性・利便性を向上するため、計画的な整備を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的に学習活動や社会活動に参加します。 ・ 個人の学習成果をまちづくりに生かします。 ・ ライフステージに応じてスポーツ活動に参加します。また、スポーツを通じた仲間づくりに努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習情報の提供とともに、講座や教室などの学習機会の提供を通して、学習のきっかけづくりに努めます。また、利用しやすい生涯学習施設の維持管理に努めます。 ・ 気軽にスポーツができる施設整備に努めるとともに、スポーツ教室などを開催しスポーツに親しむきっかけづくりを推進します。

5. 地域文化の振興と文化財の保護・継承

現況と課題

価値観やライフスタイルが多様化した今日、市民一人ひとりが自分の生き方を大切にし、心のゆとりや生きる喜びなど精神的な豊かさを実感できる社会を創っていくことが重要となっています。

地域に住む人たちが自ら地域の歴史や文化を学び、文化遺産を大切に未来へ伝えていく気運も高まっています。市民が心豊かに日々を過ごし、地域に誇りと愛着を感じられるように芸術や文化の振興を図るとともに、文化財を活用し、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供していくことが求められています。

近年、文化芸術活動に親しむ市民は増加し、その内容も多岐にわたり、行政も多様なニーズに対応していくことが必要となっています。

一方、本市は古代より豊前地域の中心として栄えたことから、数多くの史跡や文化財、伝統行事があり、御所ヶ谷神籠石や連歌奉納など、全国的にも注目される文化遺産もあります。これらを市民と連携し、保存継承していくとともに、広く公開し、地域の活性化や観光振興につなげていくことが重要です。

このため、多くの市民が文化芸術に親しむ環境整備を行うとともに、史跡整備や市の歴史や文化の情報発信能力の向上が求められます。このようなことから、文化施設や図書館、歴史資料館の整備を行っていく必要があります。

基本方針

市民の自主的な文化芸術活動を促進するために、鑑賞及び発表の機会の充実や文化施設の整備を進めます。

市内の文化遺産を市民とともに大切に未来に伝えるとともに、地域の魅力を高め、活性化するために積極的に活用していきます。

主要施策

(1) 地域文化の創造と育成

文化団体や地域、学校等と連携して文化芸術活動を推進します。また人材の育成や団体の支援を強化し、次世代を担う子どもたちが芸術文化を体験・鑑賞する機会の充実を図ります。

(2) 文化施設の整備充実

市民の多様で積極的な文化芸術活動を受け入れるため、活動の拠点となる文化施設の充実を図り、計画的に整備を推進します。

(3) 史跡整備と文化財の活用

御所ヶ谷神籠石をはじめとした市内の史跡を整備するとともに、史跡の説明板や道標などの設置を進め、生涯学習や観光振興に積極的に活用します。また、史跡や文化財の維持管理も適切に行います。

(4) 歴史や文化の情報発信の推進

歴史資料館の特別展や企画展を充実させるとともに、各種講座や体験学習を企画します。また、わかりやすいパンフレットやガイドブックを作成し、市民の文化財に対する理解を深めます。

(5) 伝統文化の保存と継承

伝統ある連歌をはじめとした、様々な無形文化財を市民と連携し、保存・継承し、併せて地域の活性化に生かしていきます。

(6) 読書活動の推進

市民の知的文化活動の充実のために、図書館を核とした読書活動の推進を図るとともに読書環境の整備を推進します。また、子どもたちの豊かな読書活動を推進するため、市図書館と学校図書館の連携を強化します。



心とからだ育成プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
市民文化祭の鑑賞者数	人	7,000	8,000
コスメイト行橋の利用者数 (図書館・歴史資料館を除く)	人	200,000	220,000
御所ヶ谷神籠石の整備進捗率	%	69.0	100.0
歴史資料館年間入館者数	人	27,066	28,000
行橋連歌大会の参加者数	人	85	100
図書館年間利用者数	人	100,000	120,000

主要事業

事業名	事業概要
文化活動支援事業	文化芸術活動を実施する文化団体や地域、個人を支援するとともに、創作・発表の機会を提供します。
文化施設整備事業	市民の発表・鑑賞の場、学習の場としてコスメイト行橋、歴史資料館などの文化施設の整備を推進します。
史跡整備事業	御所ヶ谷神籠石、守田蓑洲旧居の保存整備事業を推進するとともに、他の史跡についても順次整備を行います。
文化遺産の公開普及事業	歴史資料館の特別展、企画展や体験学習、史跡の見学会の実施及びパンフレットやガイドブック、文化財調査報告書を作成します。
伝統文化継承事業	連歌大会の開催により連歌の継承者を育成し、本市の貴重な伝統文化として市内外にPRします。
読書活動推進事業	市民の読書推進のための事業を実施し、併せて図書館の整備の充実を図ります。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 主体的に地域の文化に親しみ、文化芸術活動に参加します。 文化財のガイドボランティア、歴史資料館の活動、史跡の保全活動などへ参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動に関わる情報発信と活動を担う人材育成や団体への支援を行います。 文化財ガイドボランティアの養成や史跡の保全活動への市民参加の仕組みづくりを行います。

6. 多文化共生・国際交流の推進

現況と課題

近年、我が国は、ビジネス、外交や安全保障、観光や文化交流など様々な分野において、アジア諸国との関係を深めています。今や多くの日本人が中国、台湾、韓国を訪れ、また、中国、台湾、韓国など北東アジア圏から多くの観光客が福岡県をはじめ九州各県を訪れています。本市においても、以前より美夜古青年会議所が主催する韓国・金海市との民間交流をはじめとする様々な活動が行われ、近年は、自動車関連産業の企業を中心にアジアから従業員や研修生を受け入れたり、また、結婚や留学を契機に市内に居住する外国人が増えてきています。

本市は平成4年以来、アメリカ・オーストラリア・イギリスから国際交流員を招致し、独自事業として英会話教室、中高生を対象とした国際化セミナーなど市民ニーズに応えながら国際交流事業を実施してきました。近年は、市民団体「行橋市国際交流実行委員会」や近隣自治体の国際交流員・外国語指導助手と共催や合同でイベントを実施するなど幅広く連携を図ってきました。しかし、これまでの取組みは、日本人社会への働きかけであり、言わば内なる国際化でした。また、英語圏の文化や生活を中心に紹介し、交流活動を行ってきました。しかし、真の多文化共生・国際交流の推進には、近年増加している外国人住民への支援とアジア圏との交流活動が不可欠となります。現在、職場、家庭、学校等で色々な支援が行われていますが、言葉や生活習慣の違いなどにより地域社会から孤立しがちな人がいることも否定できません。「縁あってこの行橋のまちに住むことになった」人々に『行橋に住んでよかった』と実感してもらえるまちづくりを進めることが必要となっています。そのためには、本市での生活を不安なくスタートさせ、安心して暮らしていくための支援を行うことが重要です。特に、外国人住民と地域住民とが地域で共生し、より良い人間関係を築けるよう、お互いの生活様式や価値観、文化・言語等について尊重し合い、理解し合うことが重要であり、「コミュニケーション支援」を重視した支援を積極的に展開することが求められます。

基本方針

国際交流員を中心とした事業を継続し、これまで以上に交流の輪を広げるとともに、市民団体やボランティア団体等の活動を支援し、幅広い視野を持った人材の育成及び在住外国人支援を図り、特に、アジアの一員であるとの自覚と視点を持った人材の育成に努めます。

主要施策

(1) 国際交流員の招致継続

「(財)自治体国際化協会」を通じて国際交流員を引き続き招致し、幅広い世代を対象に市民レベルでの交流活動を行います。

(2) 市民主導の国際交流活動への支援

スポーツイベントやクリスマスイベントなどの事業について、民間団体が実施主体を民間団体が積極的に担えるよう支援を行い、地域活性化と人材育成を図ります。また、外国人支援を行うボランティア団体に対して国際交流員や職員を派遣し、その活動を積極的に支援します。

(3) 近隣自治体との連携強化

福岡県内の国際交流員や外国語指導助手、国際交流グループと連携し、イベント等の内容充実を図ります。また隣接する自治体と情報交換を積極的に行い合同イベント等を開催するなど、地域内の国際交流を促進します。

(4) 在住外国人への支援強化

ホームページやパンフレットでの各種案内、「生活便利帳」の作成、公共施設でのサイン表示を外国語で行ったり、外国語で対応できる職員の採用や育成、在住外国人の支援を行うボランティア団体の育成を行うとともに、日本語教室や専用相談窓口の開設により支援の強化を図ります。



目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
国際交流イベントへの参加者数	人	520	700
日本語教室等の交流活動参加者数	人	0	100
国際交流市民団体、ボランティア団体等の数	団体	1	5
国際交流活動を行う団体の年間活動回数	回	3	7
外国語教室の参加者数	人	40	80

主要事業

事業名	事業概要
アースディ(環境を考える日)ごみ拾いウォーク	国際交流員や近隣の国際交流員、外国語指導助手と交流を深めながら、今川河畔の清掃活動を行い、環境問題等について考えます。
異文化料理教室	国際交流員の出身地の郷土料理等を参加者と料理し、日本と外国の食文化の違いや共通点について学び、理解を深めます。
日本語教室	在住外国人のための日本語教室をボランティア団体との共催で行い、在住外国人支援の輪を広げます。
ヤング国際化セミナー	市内の小・中学生を対象にスポーツ等を通して国際交流を図ります。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 互いの違いを理解し、認め合い、同じ市民として協力し合いながら生活していきます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加型のイベントやセミナーを開催し、国際交流の推進を図ります。 ボランティアやNPO法人の育成・支援や各団体との情報交換・連携強化への取り組みを行います。 今までの取り組みを生かしながら市民との協働や情報発信、支援活動の充実を図り多文化共生・国際交流を推進します。 在住外国人に対するコミュニケーション支援等を行います。

7. 人権・男女共同参画対策の充実

現況と課題

本市では、人権の重要性を考え、様々な人権問題の解決を目指し、「行橋市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発を推進しています。人権を尊重する社会づくりのためには、教育・啓発は大きな役割を果たし、学校・家庭・地域の連携が一層重要になっています。

しかし、依然として女性、子ども、高齢者への暴力や外国人に対する偏見など様々な人権問題が存在していると言わざるを得ません。さらに、近年では、社会状況の変化に伴いインターネットを利用した人権侵害が数多く生じており、それぞれの課題解決に向けて継続的な取り組みが必要となっています。

また「基本的人権の尊重」と「法の下での平等」を定めた憲法のもと、わが国は男女共同参画に向けた様々な施策を国際社会と連動しながら進めてきました。平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の重要課題と位置づけています。

本市では、平成8年の「行橋市女性問題懇話会」設置を皮切りに、「第1次・第2次行橋市男女共同参画プラン」の策定や男女共同参画センター「る～ぷる」の開設等を行ってきました。また、平成16年に「行橋市男女共同参画を推進する条例」を施行し、平成17年には福岡県で4番目となる「男女共同参画宣言都市」となりました。

しかし、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方や習慣が、依然としてあらゆる分野に根強く残っています。このような状況から、男女を問わず一人ひとりが自立した人間として個性や自主性を尊重される社会を築くため、男女が社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに支えあう社会を形成することが緊急かつ重要な課題となっています。特に、少子高齢化が進む昨今、男女共同参画社会の早期実現が求められています。

基本方針

すべての市民の基本的人権が尊重され、平和で明るく生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、人権意識の高揚を図るとともに、人権教育及び啓発の充実、差別意識の解消のための施策を推進します。

「第2次行橋市男女共同参画プラン」の目標『男女がともに輝きひびきあうまち行橋』に基づいて、「基盤づくり」「社会づくり」「意識づくり」「環境づくり」「体制づくり」に関する施策を推進します。

主要施策

(1) 人権意識の向上

人権問題をすべての人の問題として多面的にとらえ、一人ひとりの人権意識を高め、人権に配慮したまちづくりを進めるため、家庭、学校、地域との連携を図り、人権啓発を積極的に推進します。

(2) 人権問題相談体制の充実

相談内容が複雑・多様化しているため、人権問題に携わる関係団体や法務局などとの連携を強化し、安心して相談できる体制を構築します。

(3) 虐待・暴力防止の取組み

子どもへの虐待や女性に対する暴力は、社会全体で取り組むべき問題であり、私たち一人ひとりが、いかなる虐待・暴力も許されるものではないという認識を持ち、被害者が声を上げやすい社会づくりをすることが重要です。そのため、民間団体や企業への研修会など自主的な取組みを推進します。

(4) 民間事業者への意識啓発と男女共同参画条例の周知徹底

市登録業者における「男女共同参画推進状況に関する届出書」の提出等を通じ、民間事業者への意識啓発を進めるとともに、出前講座を広く開催することにより、「行橋市男女共同参画を推進する条例」の周知徹底を図ります。また、男女共同参画を推進する日・月間に、広く啓発を行います。

(5) 男女共同参画センターの充実

男女共同参画を推進するための拠点機能を充実させるため、男女共同参画センター「る～ぷる」において各種講座・イベントや団体交流支援、情報収集及び調査・研究を実施し、市民に広く開かれた拠点となるよう努めます。

(6) 第2次男女共同参画プランと女性参画の推進

各所管課との連携を図って、5年ごとに見直しを行い、施策の充実に努めます。また、計画の推進状況についての評価を実施し、内容を広く公開します。また、女性人材バンクを活用して審議会、委員会などへ登用する女性委員の目標を4割に設定し、政策・方針決定過程への参画を推進します。



心とからだ育成プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
市民講座(コスモス人権セミナー・公民館出前講座)参加者数	人	283	450
行橋企業体人権・同和研修会参加者数	人	127	200
DVに関する啓発講座の参加者数	人	50	200
行橋市人権問題啓発・研修にかかる講師人材バンクの登録者数	人	14	30
審議会などの委員への女性委員	%	23.4	40.0
男女共同参画センター登録団体数	団体	16	30
第2次男女共同参画プランの推進率	%	20	100
市職員のうち女性管理職の割合	%	7.3	15.0
市職員の育児介護休暇の取得率	%	17.9	30.0

主要事業

事業名	事業概要
人権を考える市民のつどい	7月の人権同和問題強調月間および12月の人権週間に人権講演会を主とした人権記念行事を行います。
コスモス人権セミナー	年間3回市民を対象にした人権講座を開催します。
公民館出前講座	年間3公民館をまわり、身近で起こり得る人権課題の解消に向けた人権講座を開催します。
行橋企業体人権・同和研修会	行橋市・労働基準監督署・職業安定所との共同で市内の企業を対象にした人権・同和問題の講座を開催します。
人権リーフレットの発行	7・12・3月の3回様々な人権課題を取り上げた啓発冊子を発行します。
男女共同参画社会づくり啓発及び広報事業	市報やHPの活用及び各公民館等での男女共同参画社会推進や条例の周知を行います。
男女共同参画の日・推進月間の啓発	参画の日や強調月間におけるイベント等を実施します。
団体育成事業	地域で活動する団体・グループ等を支援・育成するとともに、市民企画講座等を通して、市民への啓発を行うことで、地域における男女共同参画を推進します。
女性リーダー育成事業	講座等の開催及び研修等への参加を支援します。
相談事業	女性相談及び情報の提供を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、思いやりをもってともにに生きていきます。 DVについての認識を高めます。 男女共同参画社会への意識を高めます。 地域において、従来の意識や慣行・慣習を見直し、男女共同参画社会の実現を目指します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 差別や偏見を解消させる取組みとして、啓発誌及び各種講座の内容をよりわかりやすく、充実したものにします。 DV研修会、街頭啓発の回数を増やします。 男女共同参画社会推進の啓発・研修を実施します。 男女共同参画の推進に理解を深めることができるよう情報提供を行います。

1. 地域コミュニティ活動の充実

現況と課題

現在、市内には通称「区」（行政区の略）と呼ばれる自治会が182団体あり、その加入率は平均で84.7%です（平成23年3月末現在）。加入率は、ここ数年、毎年1%余ずつ低下しています。地域別には、マンションやアパート等集合住宅の多い区で低くなる傾向が見られるようです。

そこで、現在、市外からの転入者向けに自治会加入促進用のチラシを配布したり、市報に掲載して、加入を呼びかけています。また、就任から3年以内の区長（自治会長）を対象とした「新任区長研修会」を開催して、未加入者に対する加入促進や自治会運営の方法に関する講義や討論により、支援を行っています。今後は、これらの支援活動に加えて、地域における活動拠点としての公民館・集会所施設の整備と機能充実を図り、自治公民館活動が地域コミュニティ自主活動のセンター機能として確立していくことが求められます。

一方、市の係長級以上の職員を「地域担当職員」として各小学校区を担当させて、校区区長会等各種団体から構成される「地域まちづくり会議」のメンバーとなり、校区単位で地域住民と一体となって様々な課題に取り組んでいます。

財政的な支援としては、各自治会には世帯数に応じて「振興助成金」を交付し、「地域まちづくり会議」には一定額の運営助成金を交付していますが、今後の方向として「一括交付金制度」への切替え等も検討する余地があります。

今後は、引き続き、自治会加入率の向上を目指すとともに、自治会活動の活性化、「地域まちづくり会議」など自治会以外も含めた広義の地域コミュニティ活動への広がりをさらに支援する必要があります。

基本方針

自治会に対して、加入率の向上や活動の活性化に必要な支援を行うとともに、市外からの転入者や未加入の住民に対して地域コミュニティ活動の重要性と必要性をPRし、自治会への加入を促進します。自治会以外の地域コミュニティ活動についてもその実態を把握し、自治会活動との連携、行政との協働を推進します。

主要施策

(1) 自治会に対する支援

区長連合会と連携し、自治会運営のノウハウや活性化に資する情報の提供や研修会を実施します。

(2) 自治会加入率の向上

市外からの転入者や自治会未加入者に対し、自治会による勧誘活動と併せて市でも加入する意義とメリットを明示し、自治会への加入促進に取り組みます。

(3) 「地域の実力」向上

自治会をはじめそれぞれの地域を拠点に活動する団体の実態について把握し、情報提供、意見交換、交流活動などネットワークの構築に必要な支援を行い、地域の「情報発信力」や「自己解決力」などの「地域の実力」の向上を目指します。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
区長研修会参加者数	人	41	100
自治会加入率	%	84.7	87.1
地域コミュニティ活動交流会参加団体数	団体	0	50

主要事業

事業名	事業概要
自治会支援事業	区長研修会を区長連合会と連携して行い、自治会運営や行政事務に関する説明を行い、円滑な自治会運営の支援を行います。また、区長連合会が作成した区長ガイドブックをより使いやすく充実した内容となるよう、改訂について助言・支援を行います。
自治会加入促進活動	市外からの転入者や自治会未加入者に加入促進用チラシを配布して、自治会加入の重要性・必要性をPRするとともに、区長連合会のホームページを開設して、各自治会の活動事例などの紹介を行います。
地域コミュニティ活動交流会	地域コミュニティ活動を行う自治会その他の団体に呼びかけ、基調講演、パネルディスカッション、事例発表を行うとともに交流コーナーを設けて地域間や団体間の情報交換を行い、お互いに刺激し合うことで、「地域の實力」を再認識、再発見し、活動に役立てます。
一括交付金制度創設の検討	自治会や小学校区での地域コミュニティ活動の活性化を図るため、個別に交付する補助金や助成金を交付対象ごとに集約し、団体にとってより使いやすいものとし、併せて、地域活性化やまちづくりの視点からインセンティブ(目標を達成するための刺激、報奨の意)を持たせ、個性ある、先進的な取組みを誘発する仕組みも加えます。

市民参加の視点

市民	・『地域のことは、地域で解決する。自分たちで実行できることは、自分たちで実行する。』という意識を持ち、地域づくり、まちづくりに取り組みます。
行政	・『地域で取り組むべき、解決すべき課題は何か？行政が行わなければならないものは何か？地域住民だけ、また、行政だけでもできないが、協働することにより可能になるものは何か？』を認識し、まちづくり活動に参加します。

2. ボランティア活動・市民活動の充実

現況と課題

近年、ボランティア等の市民活動は福祉や環境、国際協力などの分野で急速に広がりを見せています。平成23年3月11日に発生した東日本大震災でも多くのボランティアが活躍しました。また、NPO法人の参画などによって活動が充実されています。ボランティア活動などの自主的な市民活動は、個人の自発的な意志から行われる活動であり決まった形はありません。そのため、幅広い方々の参加が可能な活動であり、新たな公共サービスの担い手として各方面で期待されています。

しかし一方で、ボランティアを必要としています。頼み方がわからない、ボランティア活動に興味はあるが、参加の仕方がわからないといった方々も多く、ボランティア活動の縁を結ぶシステムづくりが必要です。また、ボランティア活動を行う方の高齢化も課題のひとつです。今後は若い世代への情報発信、活動支援と併せて、定年等により地域活動に参加が可能となった人たちの活力をどのように引き出すかが課題となります。

今後も相互扶助の意識と地域活動の意義について啓発活動を行うとともに、市民に対して必要な情報をいつでも提供できるような広報活動の充実も不可欠です。行政と民間の協働をより充実させるために、リーダーとなる人材やボランティア・NPO法人の育成・支援、団体間の交流・ネットワーク化を図ることが求められています。

基本方針

地域やボランティア、NPO法人との連携を通じて、各種団体の活性化に向けた支援を行うとともに、ボランティアや地域活動リーダーの育成・支援を行います。

主要施策

(1)地域リーダーの育成

各分野のリーダーを育成するためにリーダー研修会や講演会等を開催し、情報の提供を行っていきます。

(2)団体間の交流・ネットワークの強化

ボランティアやNPO法人等の各種市民団体を対象に研修会や講演会を開催し、情報交換やネットワークづくりの場を創造します。

(3)ボランティア活動の機会拡大

市報やホームページ等を通じて情報提供を行い、ボランティアやNPO法人とその手助けを必要とする市民とをつなぐ支援を行います。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
ボランティア団体・NPO法人の数	団体	40	50
ボランティア団体・NPO法人の会員・社員数	人	1,770	2,300

主要事業

事業名	事業概要
ボランティア・NPO法人活動支援研修会・講演会	地域活動をはじめてみたい方やボランティア・NPO法人の設立・運営についてのノウハウを必要としている市民を対象に研修会や講演会を開催し人材育成を行います。
ボランティア・NPO法人支援窓口の設置	ボランティア・NPO法人へ情報提供や活動支援、団体設立支援等を行うほか、手伝いが必要な人とボランティア等とのマッチングを行います。

市民参加の視点

市民	・ ボランティア活動を通じて、社会貢献を実践し、生きがいを持って地域で生活します。
行政	・ 各種研修会・講演会を実施し、協働によるまちづくりを進めます。 ・ 手助けを必要とする市民とボランティア・NPO法人をつなぐ支援を行います。 ・ 各種団体・市民と協働して課題の解決に当たります。 ・ 地域でできることは地域で解決し、自助・共助・公助によるまちづくりを進めます。

3. 防災対策の充実

現況と課題

本市では、地域防災計画の見直しやハザードマップの作成、防災行政無線の整備、自主防災組織の設立促進等、風水害や地震災害に備えた防災体制の充実を図っています。しかし近年、大規模地震や局地的集中豪雨による大災害が頻繁に発生していることから、これらに対応する地域防災計画の見直しを進め、自主防災組織の設立など、地域の防災力向上に一層力を入れながらさらなる防災体制を充実強化し、災害に強いまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

一方、消防業務については、火災出動件数は近年横ばい状態が続いていますが、救急出動件数は、高齢化の進展や生活様式の多様化等を要因として増加の一途をたどっています。さらに、近年、災害や事故の多様化・大規模化、或いは市民ニーズの高まり等により、消防を取り巻く環境が大きく変化している状況下にあって、特に本市では、企業の進出や市街地における建造物の高層化、東九州自動車道の整備により、今までにない災害発生が予測されます。

これらに的確に対応するためには、消防職員体制の充実や職員の技術力の向上と併せて、消防救急無線の高度化や計画的な消防車両等の更新配備、さらには、各種災害を未然に防止するため防火対象物等の査察や指導を強化し予防行政の充実に努めるなど、消防力の一層の充実強化を図る必要があります。

また、地域に密着した消防団は、機動力強化を推進し広範囲災害出動を目指すとともに、団員の教育、訓練等を通じ消防団の技術向上を図り、地域の防災力強化に努める必要があります。

基本方針

市民の防災意識の高揚を図り、市民・地域・行政が一体となった防災体制の充実強化を図ります。また、市民が安全安心に暮らせるまちづくりに向けて、消防力の強化と併せて消防体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

主要施策

(1) 地域防災計画及びハザードマップの見直し

国・県の防災計画等の見直しを注視しつつ、本市の実状に即した地域防災計画及びハザードマップの見直しを実施し、防災対策の充実を図ります。

(2) 地域防災力の向上

防災ワークショップを通じて自主防災組織の設立を促進するとともに、災害時要援護者支援計画に基づく支援台帳の整備を行い、システム構築を図ります。また、総合防災訓練や地域での避難訓練等を実施し、地域の防災力を高め、危機事象に即応できる体制づくりに努めます。

(3) 災害物資及び避難所の確保

災害時の対応に必要となる資機材や水・食料などの備蓄を進めます。また、大規模災害時の備えとして、生活必需品や一時避難所を確保するため、民間事業所との協定締結に向けた取り組みを進めます。

(4) 初動体制の強化

あらゆる災害から被害を軽減するためには、初期段階での対応が求められます。職員初動マニュアルの周知徹底を図り、適宜的確な情報伝達による組織体制の確立に努めます。また、現場到着時間の短縮を図るため、消防署所の新設を検討します。

(5) 消防施設の充実

長期計画に基づき、消防車両等の更新配備、消防水利が十分でない地域への防火水槽等の増設・整備、高度化する資機材への対応を図ります。また、電波法令の改正により消防救急無線のデジタル化を構築し、併せて老朽化する消防緊急通信システムを更新し、災害や障害に強い新たな無線設備の構築を図ります。

(6) 消防団の活性化

現存する可搬ポンプを機動化の図れる積載車等に移行し、広範囲の災害に対応できるよう配備を行うとともに、消防団員の教育・訓練等を行い、消防団の活性化を図ります。

(7) 予防業務の強化

予防業務の体制を拡充し、防火対象物等の立入検査を実施するとともに、法令に精通した予防技術資格者を養成し、法令違反の実態を把握し、違反对象物に対して適正な行政指導や違反処理を行い、違反对象物を減少させます。

(8) 救急・救助活動の強化

「消防力の整備指針」に基づいて車両、資機材等及び人員の整備を図るとともに、大規模化する災害に備え、応援協定や緊急消防援助隊を円滑に行える体制を強化整備します。

また、国道201号と接続する行橋インターチェンジ(仮称)及び主要地方道行橋添田線と接続する行橋PAスマートインターチェンジ(仮称)の整備を行うことにより、災害時の緊急輸送路及び活動拠点として東九州自動車道及び行橋PA(仮称)の有効活用を図ります。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
自主防災組織の組織率	%	0.0	50.0
要援護者支援台帳登録率(同意方式対象者)	%	0.0	80.0
現場到着時間	分	火災10分 救急7分	火災8分 救急6分
消防水利充足率	%	73.0	75.0
応急手当講習会受講者数	人	1,446	1,533
立入検査実施件数	件	17	50

第5章

地域コミュニティプロジェクト

主要事業

事業名	事業概要
自主防災組織設立促進事業	自主防災組織の設立を促進するため、市内全校区で防災ワークショップを開催します。
災害時要援護者支援台帳整備事業	災害時要援護者支援計画に基づき、各種団体と連携を図りながら、支援台帳の整備・更新を行います。
消防施設等の整備事業	消防車両、資機材、防火水槽等を更新計画に基づき、更新整備を行います。
消防救急無線デジタル化整備事業	電波法令改正により平成28年5月末日までに、消防救急無線デジタル化を行い、併せて、機器設置に伴う指令室の整備を行います。
緊急消防指令システム改修事業	平成16年の稼動開始から7年以上経過している緊急消防指令システムの改修を行い、災害・障害に強いシステムを構築します。
支援情報整備事業	専門的職員の人材育成を行いながら、対象物等の情報を安全に管理するため、老朽化によるパソコンのソフト、ハード面を更新していきます。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織に参加し、地域での防災活動に取り組みます。 ・ 災害に備えた訓練に参加し、初期消火・応急手当・避難誘導など消防到着までの初動体制の充実に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に対する啓発・研修を実施します。

4. 防犯・交通安全対策の充実

現況と課題

本市では、警察署や防犯協会などの関係機関・団体、地域と連携し、啓発活動の推進やパトロールの実施、地域の安全安心活動の促進、防犯灯や防犯カメラの設置等に努めてきました。さらに、平成22年1月に施行された「行橋市安全安心のまちづくり条例」に基づき、市を挙げて安全で住みやすいまちづくりに取り組んでいるところです。

しかし、市内の街頭犯罪発生件数は、平成19年までは段階的に減少したものの、その後、600件台で推移したままとなっています。また、核家族化や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化等に伴う地域の防犯力低下が懸念されています。今後一層、関係機関・団体や地域との連携を密にしながら、防犯意識の高揚や自主的な防犯・安全活動の促進に努める必要があります。

交通安全対策については、交通安全指導員による登校指導をはじめ、警察署や交通安全協会などと連携して、交通安全教育や啓発活動を推進することにより、交通安全意識の高揚と交通事故抑止に努めてきました。

近年、本市の交通事情は、車依存の一層の進展や高齢ドライバーの増加、東九州自動車道や国道201号バイパスの工事に伴う工事車両等の増加により、大きく変化しています。

このような中、全国の交通事故発生件数は、平成16年をピークに減少しているのに対し、本市では、その傾向が見られず、年間600件を超えるなど、むしろ増加傾向にあります。

今後は、交通量の増加や高齢化の急速な進行を考慮し、ハード面の環境整備に加え、子どもや高齢者等を重点対象に交通安全意識の高揚を図るといったソフト面の対策など総合的・一体的な安全対策が不可欠です。

さらに自転車の交通マナーの悪化や放置自転車も重大な課題となっており、これまで以上の対策が必要です。

また、防犯や交通安全に加え、消費生活上の被害を防ぐ「くらしの安全対策についても、相談窓口の機能拡充や広域連携を重点的に推進し、消費者保護に努めていく必要があります。

基本方針

市民が、安心して暮らせるまちを目指し、市民の交通安全意識と地域防犯意識の高揚に努め、地域の防犯・交通安全リーダーの育成と支援を行います。また、消費者保護に関する啓発活動・相談体制の充実に努めます。

主要施策

(1) 防犯に関する啓発等の推進と地域安全活動への支援

関係機関・団体・地域との連携のもと、啓発活動やパトロール活動等の充実を図り、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域安全安心活動組織の設立や育成支援など、市民の自主的な防犯・地域安全活動を促進します。

(2) 防犯灯など地域安全施設設置の推進

夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、防犯灯の設置を計画的に推進します。また、街頭犯罪を抑止するため、市民の理解を得た上で、地域や関係機関との連携により、防犯カメラの設置を推進します。

(3) 交通安全に関する啓発等の推進

関係機関・団体・地域との連携のもと、交通指導員による交通指導をはじめ、各年齢に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

(4) 消費者相談及び啓発活動の充実

消費者相談や苦情処理に対し、迅速かつ適切に対応できるような相談体制の充実に努めるとともに、消費者へ必要な知識と情報提供を行う出前講座の開催、消費生活に関係する団体との意見交換会、広報誌や報道機関を通じての消費者情報の提供等を行い、啓発活動の充実に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
交通事故発生件数	件	651	530
街頭犯罪発生件数	件	640	600
安全安心活動を行う団体の登録数	団体	(未実施)	20
放置自転車撤去台数	台	166	80
消費者相談出前講座の開催数	回	5	10

主要事業

事業名	事業概要
防犯・交通安全リーダー研修会	各小・中学校PTA、老人クラブ、民生委員、児童委員、子ども会役員などの地域で活動する防犯・交通安全指導を行う市民への研修会を開催し、地域における防犯・交通安全意識を高揚させるとともに人材育成を行います。
交通安全活動	年4回の交通安全県民運動や交通安全教室等を通じて交通安全の啓発事業を行います。また、市内各校区に交通安全指導員を配置し、地域の交通安全活動を推進します。
放置自転車対策事業	行橋駅周辺における自転車の放置を防止するために、「違法駐車等防止対策審議会」や「行橋駅周辺環境浄化推進協議会」等の意見を聴いた上で、自転車放置禁止重点区域の設置や即日撤去により対策を強化します。
防犯灯設置事業	犯罪を未然に防止し、安心して生活できる環境を確保するため、計画的に防犯灯の設置(LED化)を進めます。
安全安心まちづくり組織の設立と活動支援事業	平成25年度までに全市的な安全安心まちづくり組織を設置し、地域で安全安心活動を行う団体の設立・活動支援を行っていきます。
消費生活相談事業	消費者からの消費生活相談や苦情に対し、迅速かつ適切な対応を行います。
消費生活啓発事業	出前講座や関係機関との意見交換会を開催し、啓発活動の充実に努めます。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。 自主的な防犯・交通安全活動・消費者保護活動を行います。 消費生活に関する出前講座へ参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全意識を向上させ、市民一人ひとりが交通安全を自らの課題としてとらえるよう啓発・研修会等を実施します。 地域における交通安全指導者を育成するなど、地域の実情に即した主体的な活動を支援します。 市民が犯罪に巻き込まれないように、犯罪や消費者被害等の情報提供を積極的に行います。 夜間の防犯対策と交通安全対策のため、計画的に防犯灯を設置します。

1. 情報公開と情報発信の充実

現況と課題

世界的に情報化社会への取組みが進む中、ハード面では従来のパソコンに加えてスマートフォンやタブレット型端末が急速に普及し、ソフト面ではツイッター¹⁹やフェイスブック²⁰といった新しいメディアが注目を集めています。一方国内では地方分権に伴う地域間競争や市民との協働へ向けて各自治体の魅力・特徴、行政の動きを幅広く、きめ細やかに発信することが求められています。

本市では紙媒体である「市報ゆくはし」の発行と電子媒体である公式ホームページの運用、報道各社への情報提供、スターコーンFM(コミュニティ放送)等によって情報の発信に取り組んでいます。市報については市民アンケートにおいて「情報取得の手段」の設問で85.5%が利用しているとの結果に、同じく「どの程度読んでいるか」では「すべての内容」と「必要な情報のみ」を併せて83.8%が読んでいるとの結果となっています。このように市報を使つての情報発信は機能している反面、①月2回の発行であるため、時間的な制約がある②市内への配布を前提としているため、情報を発信する対象が限定されるといった課題があります。

また、公式ホームページについてはパソコンをはじめとする情報機器が普及する中、情報発信の手段の中心となっています。市報との情報連携で掲載する内容を随時更新していますが、より広い分野の情報を様々な形で発信できる可能性があります。

これらのことから、広報部門が集約した情報を、情報部門が運営するハード・ソフトを含めた環境を活用して発信し、市政への幅広い参画を促進していく必要があります。併せて、情報機器の広範囲な利用においては、機器類のセキュリティ及び職員の情報管理意識の向上を図る必要があります。

基本方針

市報とホームページの連携を円滑にして相乗効果を図ることで情報発信・情報公開を強化し、市民・事業者の市政参画を促進します。

¹⁹ ツイッターとは、140文字以内の短い文章を投稿できる情報サイト。

²⁰ フェイスブックとは、インターネットを利用した実名登録制のネットワーク。写真の共有なども可能。

主要施策

(1) 情報公開の推進

情報公開制度の主旨に基づき、行政運営の透明性を確保し、市民の市政に対する理解度の向上を図ります。

(2) 対象を限定した効果的な情報提供

健診時に登録した希望者に対し、子育て情報をメールマガジンで随時発信するなど、特定の対象者に向けたきめ細かい情報の提供に努めます。

(3) 情報ツールの有効な活用

ツイッターやフェイスブック、動画のユーチューブ²¹やユーストリーム²²等を活用し、利用者が受け入れやすい情報発信を行います。また、いつ、いかなる状況でも市の情報が入手できるように、携帯電話用のホームページを作成します。ツイッターやフェイスブックについては、こもちゃんなどのキャラクターを使って親しみやすい環境とします。動画についてはイベントや観光名所の紹介などに利用し、市外に向けたPRに取り組みます。

(4) ホームページ情報の更新の高速化と市報の充実

CMS²³(コンテンツマネジメントシステム)の導入により、担当課により直接情報更新ができるように検討します。また、市報ゆくはしの内容充実にも努めます。



²¹ ユーチューブとは、会員以外でも閲覧できる世界規模の動画共有サイト。

²² ユーストリームとは、生中継を含め、閲覧者との会話もできる動画共有サービス。

²³ CMS(コンテンツマネジメントシステム)とは、サイト内の文章や画像を統合・体系的に管理するシステムで、技術的な知識がなくても情報発信が可能。



行政経営プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
ホームページからの情報取得度(20代~50代)	%	12.3	26.0
情報公開に関する市民満足度	%	24.1	76.0

主要事業

事業名	事業概要
協働のまちづくり 情報発信事業	提供される情報を集約し、内容・目的・対象に応じて動画や簡易HPといった新しい電子媒体を活用した情報発信を図ります。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none">・新しい情報環境を利用し、自ら情報を活用します。・市政への関心を高めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">・情報を集約、整理する体制を整えます。・様々な手段を通じて積極的な情報提供を行います。

2. 市民参加の推進

現況と課題

「地方分権一括法」の施行から10年以上過ぎましたが、国からの権限移譲はなかなか進みませんでした。また、財源の移譲も不十分であり、国の財政再建を理由とした交付金・補助金の削減も行われてきました。

基礎自治体においては、少子高齢化の進行、多様化する住民ニーズのほか、地域コミュニティの弱体化等から強まる行政への依存などにより、ますます負担が増大しています。一方、近年、教育や福祉、環境など住民生活に密接な分野においては、事務事業の実施に当たって制度に対する改善の意見や要望も多く寄せられるようになりました。

このような状況の下、市民自らが地域コミュニティ活動の担い手、まちづくりの当事者として、企画・計画段階から実施及び事後検証に至るまで参画することができるようなシステムづくりや支援が必要です。そこで、本市では、「かけ橋通信²⁴」や「パブリックコメント制度²⁵」の導入を進め、市民より直接、市政に関する提案・提言ができるようにしました。

しかし、個人と行政との間での個別のテーマに関するやりとりはあっても、市民の広範な意見集約や政策への提言までには至るものは少なく、より市民参加を促進する制度の導入が求められました。

このことから、平成17年度に地域担当職員制度を導入して、係長級以上の職員に担当する小学校区を割り当てるとともに、各校区に「地域まちづくり会議」を設置して地域の方と一緒にその地域の課題や解決策、あるべき姿などについて話し合いをし、行動する体制を整備しました。

今後の課題としては、市民と行政が、共通した現状認識のもと、地域における問題の洗い出し・課題の設定からその対処法・解決策の検討と実施、検証まで行う、協働のまちづくり活動を支援する仕組みづくりが必要です。

このため自治基本条例等の制定を図る必要があります。

基本方針

今後一層、市民参加によるまちづくりを推進していくため、自治基本条例の制定を図り、市民と行政の協働に関する総合的な推進体制の確立や協働事業に参画する人材の育成、市民団体への必要な支援等を行い、継続的に協働活動が行えるようにします。

²⁴ かけ橋通信とは、市民が文書やメールで市政運営に関する提言を行うことができる行橋市独自の制度。

²⁵ パブリックコメント制度とは、計画の策定や条例の制定などに際して、案の段階で市民に公表し意見を聞き、その意見を考慮して計画の策定などを行う制度。

主要施策

(1)自治基本条例(仮称)等の制定と協働のまちづくり推進体制の整備

市民団体、ボランティア団体、NPO法人等と行政及び議会が、相互に自立した対等な立場に立ちそれぞれの役割分担を定める自治基本条例(仮称)の制定を行うなど、協働のまちづくり推進に関する総合的な指針・制度・推進体制を確立します。

(2)地域まちづくり会議に対する支援

各校区に設置しているまちづくり会議の充実を図るため、活動に必要な資機材や資料・情報の提供、人材の派遣の他、ワークショップ形式による研修会の開催や団体間の意見交換会、活動事例発表会の開催等の支援を行います。

(3)協働のまちづくり団体に対する支援

市民と行政との協働によるまちづくり活動を推進するため、研修会の開催や職員の派遣、その他財政的な支援により活動の着手と継続を支援します。



目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
地域まちづくり会議活動事例発表団体数	団体	(未実施)	11
協働のまちづくり研修会参加者数	人	(未実施)	50
協働のまちづくり登録団体数	団体	(未実施)	11
協働のまちづくり交付金の交付団体数	団体	(未実施)	10

主要事業

事業名	事業概要
協働のまちづくり 指針・体制確立事業 (自治基本条例等制定事業)	協働のまちづくりの指針・制度・体制を確立するための活動を実施します。(自治基本条例の制定)
地域まちづくり会議活動 事例発表会・意見交換会	各校区の地域まちづくり会議による活動事例の発表と意見交換会を実施します。
協働のまちづくり研修会	校区や行政区単位で活動する団体を対象に協働のまちづくり活動に必要な知識とノウハウについて研修会を開催します。
協働のまちづくり 活動事例紹介	地域まちづくり会議をはじめ協働のまちづくり活動団体の活動内容を把握し、市報やホームページで継続的に紹介していきます。
協働のまちづくり交付金	地域の特性を生かした市民と行政による協働のまちづくりの先進的な活動に対して財政的な支援をします。

市民参加の視点

市民	・自らが地域の担い手、まちづくりの当事者としての意識を持ち、どのようにして住みやすく活力あるまちにするかを考えます。
行政	・施策の企画・立案から事務事業の実施、事後の検証に至るまで全ての段階で、市民参加の機会を設けるように努めます。

3. 広域行政の推進

現況と課題

交通網の整備や情報通信手段の発達・普及により、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しています。また、地域主権改革に伴う権限移譲により基礎自治体が担う事務が増大しています。このような中、多様化・高度化に加え広域化する行政課題に的確かつ効率的に対応するためには、近隣自治体と連携・協力して事務処理を行うことも重要です。

現在、本市は、ごみ処理、介護認定、1次救急医療等において近隣自治体と共同処理事務を行い事務の効率化を図っています。また、平成19年に福岡県が京築地域の市町と共同で策定した京築連帯アメニティ都市圏構想に基づき、この地域の特性や地域資源を活用し、特産加工品の開発・ブランド化や神楽を中心とした文化イベントの開催等に取り組み京築地域全体の活性化に努めています。

多様化する住民ニーズに対応するとともに効率的に事務処理を行うために、必要に応じて広域で行っている共同処理事務を見直すとともに、京築地域の枠にとらわれることなく、新たな分野における共同事務処理の実施を検討していく必要があります。

また、行財政基盤の強化に向け、市町村合併についても検討していく必要があります。

基本方針

地方分権の流れや多様化する住民ニーズに対応した、効率的な行政運営を行うため、近隣自治体と連携・協力し、広域行政を推進するとともに、市町村合併についても検討していきます。

主要施策

(1) 共同処理事務の見直し・推進

現在、広域で行っている共同処理事務については、さらなる効率化を図るため、必要に応じて内容の見直しを検討します。また、新たな共同処理事務の設置についても検討します。

(2) 京築活性化の推進

京築連帯アメニティ都市圏構想を推進するとともに、京築地域全体の活性化を図るため近隣自治体との連携・強化を推進します。

(3) 市町村合併の取組み

地方分権時代に対応し、持続可能な行政サービスを提供しうる行財政基盤の強化に向けて、市町村合併の検討を行います。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
共同処理事務数	事務	4	7

主要事業

事業名	事業概要
京築連帯アメニティ都市圏構想事業	京築地域内の市町が連帯し、一体的な都市圏として、それぞれの地域資源を生かし、共通資産を形成・蓄積していくことで、個性的な都市圏としての発展を図ります。
京築北九州東部振興会議負担金事業	福岡県及び北九州市ならびに京築地域の各自治体が、負担金を出し合い協力して、国の予算に対する提言を行うことにより、地域の一体的な振興を図ります。

市民参加の視点

市民	・ 広域行政に関心を持ち、まちづくりや意見交換の場に主体的に参加します。
行政	・ 市民が広域行政に関心が持てるよう、共同処理事務や近隣自治体との連携事業について積極的に情報提供を行います。

4. 健全な財政運営

現況と課題

国の構造改革推進により地方への権限移譲は進展し、地方の政策決定の自由度と責任は拡大しています。その一方で、権限移譲に見合った財源等の移譲は十分ではありません。また、今後予定されている大型事業や社会保障費用の増加等による財政需要のふくらみが見込まれており、自立した財政運営を行うことが難しい状況となることが見込まれます。

そのような状況の中、本市では、市税収納率の向上に伴う自主財源の確保や選択と集中による的確な配分、予算の適正な執行と管理等に努めました。しかし、昨今の厳しい経済情勢のもと、市税の収入が不透明な中、財政をめぐる今後の状況はさらに厳しさを増すことが予測されます。

そのため、今後はこれまで行ってきた取組みを継続するとともに、より一層の財政運営の効率化を図り、健全性を安定的に継続していくことが課題となっています。

基本方針

財政需要の拡大・多様化と厳しい経済情勢に対応するため、自治体経営の視点に立脚し、節約と重点主義に基づいた資源配分を行うとともに、新たな自主財源の確保を図り、効率的かつ健全な財政運営の確立に努めます。

主要施策

(1) 健全な財政運営

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類を公表することにより、財務状況の透明性を高め、財政の効率化・適正化に取り組めます。

(2) 選択と集中による事業推進

限られた資源を最大限に無駄なく活用するために、経常的な経費については、事業の見直しによる節減に努めるとともに、政策的な経費については、優先的に実施すべき事業を選択し、集中して資源投下を行っていきます。

(3) 自主財源の確保

夜間窓口の開設をはじめ、収納の機会の拡大を図り、市税の収納率向上に努めます。さらに、課税客体の補足や地場産業の育成、企業誘致の促進等により積極的に自主財源の確保に努めます。また、未活用公有地については、適正な現状把握を行ったうえで有効活用を図ると共に、将来的に活用が見込まれないものについては処分等を行い、自主財源の確保及び維持管理費の削減に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
実質公債費比率 ²⁶	%	9.1	15.0
市税収納率	%	98.1	98.7
未活用公用地面積	m ²	26,020	8,240

主要事業

事業名	事業概要
市税の夜間窓口開設の継続	月二回の夜間窓口の開設を継続し、より納税及び納税相談しやすい環境の確保を行います。
口座振替の推進	納付書発送時にチラシを同封したり、ホームページを活用するなどして口座振替の推進を図ります。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 税金に関する理解を深め、適正に納税します。 市の財政状況に関心を持って公表資料等を閲覧します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 税金に関する市民の理解を深めるとともに納税機会の拡大に努めます。 市の財政状況をわかりやすく公表します。

²⁶ 実質公債費比率とは、地方自治体における借金の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(※)に対する比率。18%以上になると地方債発行に国や都道府県の許可が必要になり、25%以上になると独自事業の起債が制限され、財政健全化団体に指定される。※標準財政規模とは、地方自治体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、地方税や地方交付税など自由に使えるお金の大きさをあらわす。

5. 効率的な行政運営

現況と課題

地域経済の低迷や税収が落ち込む状況が続く一方で、市民ニーズはますます多様化・高度化しています。また、地域主権改革に伴う権限移譲により地方自治体の事務は増大・複雑化しています。このような状況に対応するため、地方自治体は限られたヒト・モノ・カネを有効活用し、自己決定・自己責任による効率的な行政運営を行っていかねばなりません。

本市は、これまで4次にわたり行政改革を行い、自主財源の確保、事務事業の見直し、定員管理の適正化等に取り組んできました。第4次行政改革の取り組みでは、平成17年度から平成22年度までの6年間で約41億3千万円の経費節減等財政効果を挙げ、また、職員を削減し定員の適正化にも努めてきました。

一方で、職員削減を補完し、さらに行政サービスの向上を図るため、人材育成基本方針に基づき政策能力向上研修をはじめとした各種研修を実施し、職員の能力向上に努めています。

今後も、行政改革や職員の能力向上を推進するとともに、計画・実行・評価・改善のサイクルに基づき施策や事務事業を見直す仕組みを確立し、効率的で効果的な行政運営を行うことが重要です。

また、情報化の技術を積極的に活用し、事務の効率化や高度化を進めることも重要です。

基本方針

多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、引き続き行政改革を推進していくとともに、職員の能力向上、組織機構の見直しを図り、効率的な行政運営に努めます。

主要施策

(1) 行政改革の推進

第4次行政改革大綱の推進期間終了に伴い、第5次行政改革大綱を策定し、引き続き行政改革を推進します。

(2) 計画的・効果的な行政の推進

総合計画に基づく施策を計画的かつ効果的に実施するため、行政評価の手法を取り入れ施策の進行管理を図る仕組みを構築します。また、事務事業評価の外部評価として「事業仕分け」を導入し、さらなる事務事業の改善を図ります。

(3) 組織機構の見直し

限られた人材で効率的な行政運営を行うとともに的確に行政ニーズに対応できる組織機構の整備に努めます。

(4) 定員適正化の推進

事務事業の見直しや民間活力導入の推進を図り、職員定数の適正化を図るとともに、職員の資質に応じた適材適所の人事管理に努めます。

(5) 職員の能力向上

引き続き、人材育成基本方針に基づき、職員の能力向上に努めるとともに、職員の能力や業績等を適切に評価する仕組みの構築に努め、職員の士気の高揚と組織の活性化を図ります。

(6) 高度な行政サービスの提供

情報技術を活用した事務の効率化・迅速化及び市民の利便性の向上に努めるとともに、一つの窓口で手続きが行えるワンストップサービスの検討を行います。



行政経営プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成22年度(実績)	平成28年度(目標)
行政改革による経費節減額(H23年度比で)	億円	—	41
行政評価により改善された事務事業	事業	21	25
職員数(4月1日現在)	人	463	450(H26)

主要事業

事業名	事業概要
行政改革推進事業	第5次行政改革大綱及び実施計画に基づき、行政改革を推進します。
行政評価事業	事務事業の必要性・妥当性・効率性等を評価し、改善につなげるとともに、施策評価を導入し、総合計画の進行管理にリンクさせます。また、事務事業評価の外部評価として「事業仕分け」を導入します。
組織機構改革推進会議 運営事業	組織機構改革推進会議を定期的開催し、現行組織の問題点・課題等を協議し、必要に応じて組織・機構の見直しを提案します。
職員研修事業	人材育成基本方針に基づき、各種研修を実施します。

市民参加の視点

市民	・市の行政運営について関心を高めて注視し、市民参加の機会に市民としての意見を表明します。
行政	・施策の進捗状況などを定期的に公表するとともに、行政運営に関して、市民の皆さんのご意見を伺う機会を拡充します。



基本計画を実現するために

基本計画に掲げた各施策を実現するために、次のことを実行していきます。

1. 実施計画の策定

(1) 事務事業の棚卸

現在、行橋市で行っている事務事業の棚卸を行い、それぞれの事務事業の「対象」、「目的」、「手段」を整理します。

(2) 実施計画の策定

第4次の総合計画に基づいた事務事業を本基本計画の体系別に整理するとともに、本基本計画に定められた各施策を実現するために新たに取り組む必要のある事務事業を検討し、事務事業の優先度等を考慮しながら実施計画を策定します。実施計画は、3か年計画とし、毎年見直しを行います。

2. 進捗管理の確立

(1) 数値目標に基づいた進捗状況の確認

基本計画に定められた数値目標に対して、どれだけ実施でき、成果が上がったのか、毎年度検証を行い、基本計画の進捗状況の確認を行います。

(2) マネジメントサイクルの確立

数値目標に基づいた進捗状況の検証・分析を行い、結果に基づき、実施計画の見直しを行うPDCA(計画・実行・検証・見直し)のマネジメントサイクルを確立します。

<分析項目>

- 目標指標及び数値設定の妥当性
- 施策に対する事務事業の妥当性
- 事務事業の実施手段の妥当性
- 人的・金銭的投入量の妥当性
- 事務事業の優先順位



基本計画を実現するために

3. 進捗状況の公表

(1) 進捗状況の公表

基本計画の進捗状況については、市のホームページなどを通じて定期的に市民に分かりやすく公表し、成果などを共有します。

(2) 市民の意見の反映

公表した進捗状況に対し、市民から建設的な意見をいただくしくみをつくり、その意見を考慮して実施計画の見直し等を行います。

4. 財源の確保

(1) 行財政改革の推進

基本計画の実現を裏付ける財源を確保するため、企業誘致、雇用の創出などによる自主財源の確保や市税等収納率のさらなる向上を図るとともに、定員管理の適正化や事務事業の見直しにより効率的な行政運営を行うことで歳出を抑えるなど、引き続き行財政改革を推進します。

(2) 計画的な予算執行

進捗管理の結果等をもとに、市民の「安全・安心」や市民ニーズ、緊急性を考慮した上で事業に優先順位を付けて事業の選択を図り、計画的な予算の執行を行います。

行橋

資料編

第5次総合計画策定体制

総合計画審議会委員名簿

総合計画策定の経過

行橋市総合計画審議会設置条例

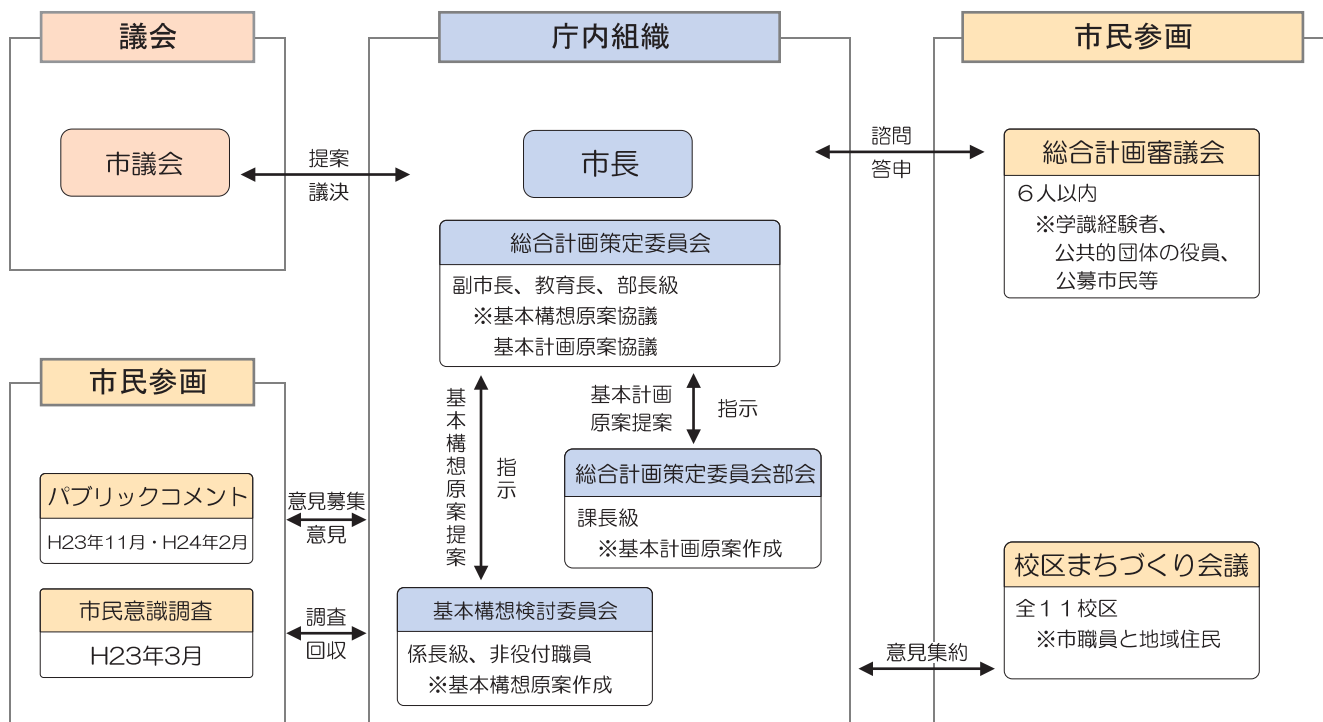
行橋市総合計画審議会設置要綱

第5次総合計画の策定について(諮問)

第5次総合計画案について(答申)

調査の概要

第5次総合計画策定体制



総合計画審議会委員名簿

分野・選考基準	役職	氏名	所属	役職
(1)学識 (まちづくり)	会長	高見 徹志	西日本工業大学	名誉教授
(1)学識 (福祉・社会学)	副会長	中村 晋介	福岡県立大学	准教授
(1)学識 (広域行政経験者)	委員	奥 久志	北九州工アターミナル	代表取締役専務
(1)学識 (教育経験者)	委員	金澤 精子	教育関係	元小学校校長
(2)公共的団体役員	委員	森田 義孝	行橋商工会議所	専務理事
(3)一般公募委員	委員	帆足 聡夫	市民代表	

総合計画策定の経過

委員会名等	日時	内容
策定委員会(第1回)	6月21日(火)	・リーダーの選出 ・スケジュールについて
基本構想検討委員会(第1回)	6月21日(火)	・リーダーの選出 ・スケジュールについて
基本構想検討委員会(第2回)	6月28日(火)	・3班に分かれての第1回ワークショップ実施(テーマ:マニフェストを作ろう) ・発表
基本構想検討委員会(第3回)	7月1日(金) 7月6日(水)	・第2回ワークショップ実施(各班2日に分けて) (テーマ:マニフェストを実現すると行橋はこうなる)
基本構想検討委員会(第4回)	7月13日(水)	・ワークショップ発表会
基本構想検討委員会(第5回)	7月21日(木)	・基本構想作成に向けてのフローチャート ・ワークショップで出た意見の分類(基本目標・将来像の検討)
基本構想検討委員会(第6回)	8月11日(木)	・基本目標の3分類(案)決定 ・将来像(案)決定
基本構想検討委員会(第7回)	9月1日(木)	・基本構想(素案)検討
基本構想検討委員会(第8回)	9月16日(金)	・基本構想(素案)決定
策定委員会(第2回)	9月26日(月)	・第4次総合計画の検証について ・基本構想(素案)について
審議会(第1回)	10月4日(火)	・委嘱状交付 ・会長・副会長の選出 ・諮問書提出 ・策定体制及びスケジュールについて ・基本構想(素案)について
合同部会(第1回)	10月24日(月)	・基本構想(素案)について ・部会の構成及び今後の予定について ・部会長選出
策定委員会(第3回)	10月25日(火)	・第4次総合計画点検・評価報告書について
審議会(第2回)	10月26日(水)	・第4次総合計画点検・評価報告書について ・基本構想(素案)について
全員協議会	11月9日(水)	・第4次総合計画点検・評価報告書について ・基本構想(素案)について
パブリックコメント(基本構想)	11月28日(月)~ 12月22日(木)	意見提出 1件
合同部会(第2回)	12月2日(金)	・3班に分かれてのワークショップ実施(テーマ:重点的に実施する施策を出そう)
議会(12月定例会)	12月15日(木)	議案第78号 行橋市議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定について可決
ひとを育むまち部会(第3回)	12月20日(火)	・基本構想(案)について
ひとをつなぐまち部会(第3回)	12月21日(水)	・基本構想(案)について
ひとが賑わうまち部会(第3回)	12月22日(木)	・基本構想(案)について
ひとをつなぐまち部会(第4回)	1月11日(水)	・基本構想(案)について
ひとを育むまち部会(第4回)	1月12日(木)	・基本構想(案)について
ひとが賑わうまち部会(第4回)	1月13日(金)	・基本構想(案)について
策定委員会(第4回)	1月19日(木)	・基本構想(案)について ・基本計画(素案)について
審議会(第3回)	1月24日(火)	・基本構想(案)について ・基本計画(素案)について
審議会(第4回)	1月26日(木)	・基本構想(案)について ・基本計画(素案)について
パブリックコメント(基本計画)	2月1日(水)~ 2月21日(火)	意見提出 0件
審議会(第5回)	2月24日(金)	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について ・答申
策定委員会(第5回)	2月24日(金)	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について
議会(3月定例会)	2月28日(火)	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について 上程
議会(3月定例会)	3月19日(金)	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について 議決

行橋市総合計画審議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、行橋市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、行橋市総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体の役員
- (3) 市民代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、行橋市総合計画策定日にその効力を失う。

行橋市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5次行橋市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定について、必要な事項を調整及び協議するため、行橋市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 総合計画基本構想
- (2) 総合計画基本計画
- (3) その他総合計画策定について必要と認める事項

(構成)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、教育長、各部長、部長相当職及び会計管理者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 策定委員会に部会を設置する。

2 部会の名称及び委員は、委員長が別に定める。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、当該部会の委員の互選とする。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。(基本構想検討委員会)

第7条 策定委員会に基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 検討委員会の委員は、職員の中から委員長が指名する。

3 検討委員会にリーダーを置く。

4 リーダーは、検討委員会の委員の互選とする。

5 検討委員会の会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、総合計画策定日にその効力を失う。

23行総政第330号
平成23年10月4日

行橋市総合計画審議会
会長 高見 敬志 殿

行橋市長 八 並 康 一

第5次行橋市総合計画の策定について(諮問)

行橋市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、第5次行橋市総合計画の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

平成24年2月24日

行橋市長 八 並 康 一 様

行橋市総合計画審議会
会長 高見 敬志

第5次行橋市総合計画案について(答申)

平成23年10月4日付23行総政第330号により諮問を受けた第5次行橋市総合計画について、行橋市総合計画審議会設置条例第2条の規定により審議を行った結果、下記の意見を附して別添のとおり答申します。

記

- 1 計画の推進にあたっては、社会情勢や住民ニーズを的確に捉え、選択と集中により効果的な事業の実施を図られたい。
- 2 計画の進捗については、PDCA(計画・実行・検証・見直し)のマネジメントサイクルに基づき、検証・見直しを行うとともに、進捗状況、成果及び計画の見直し状況を市民にわかりやすく公表し、市民の理解と協力を得られるよう努められたい。
- 3 自主財源をはじめとした財源の確保に努め、計画の確実な実行を図られたい。
- 4 計画的・効率的な都市基盤整備に向け、東九州自動車道など新たなインフラ整備や人口集中地区の拡大等に伴う用途地域の見直しをはじめ、景観の保全や都市施設の整備など都市計画の推進に鋭意努力されたい。とりわけ、秩序ある市街地の形成と豊かな自然環境の保全を図るため、市街化区域と市街化調整区域の「線引き」については、実施に向け前向きな検討を図られたい。

調査の概要

1) 調査の目的

第5次行橋市総合計画(計画期間:平成24年度~平成33年度)を新たに策定するにあたり、市民のニーズ等を把握し、現在の行橋市が抱える課題を明確にする事により、市民の意向を踏まえた地域性のある総合計画策定を目的としてアンケート調査を実施する。

2) 調査地域 行橋市全域

3) 調査対象 行橋市に住民票を有する満20歳以上の男女

4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

5) 調査方法 郵送法

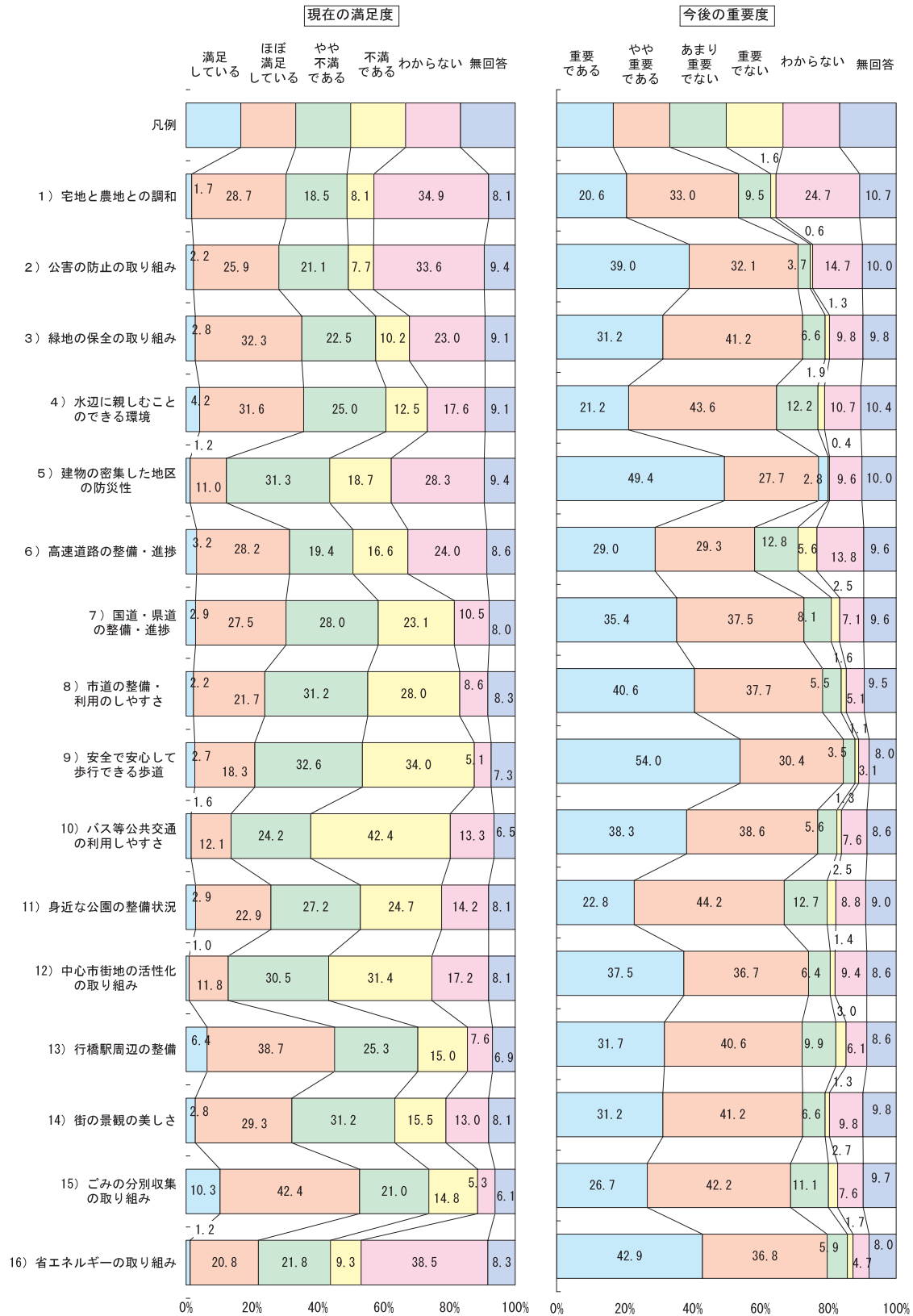
6) サンプル数(配布数・回収数)

配布数	回収数	回収率
3,000サンプル	1,204サンプル	40.1%

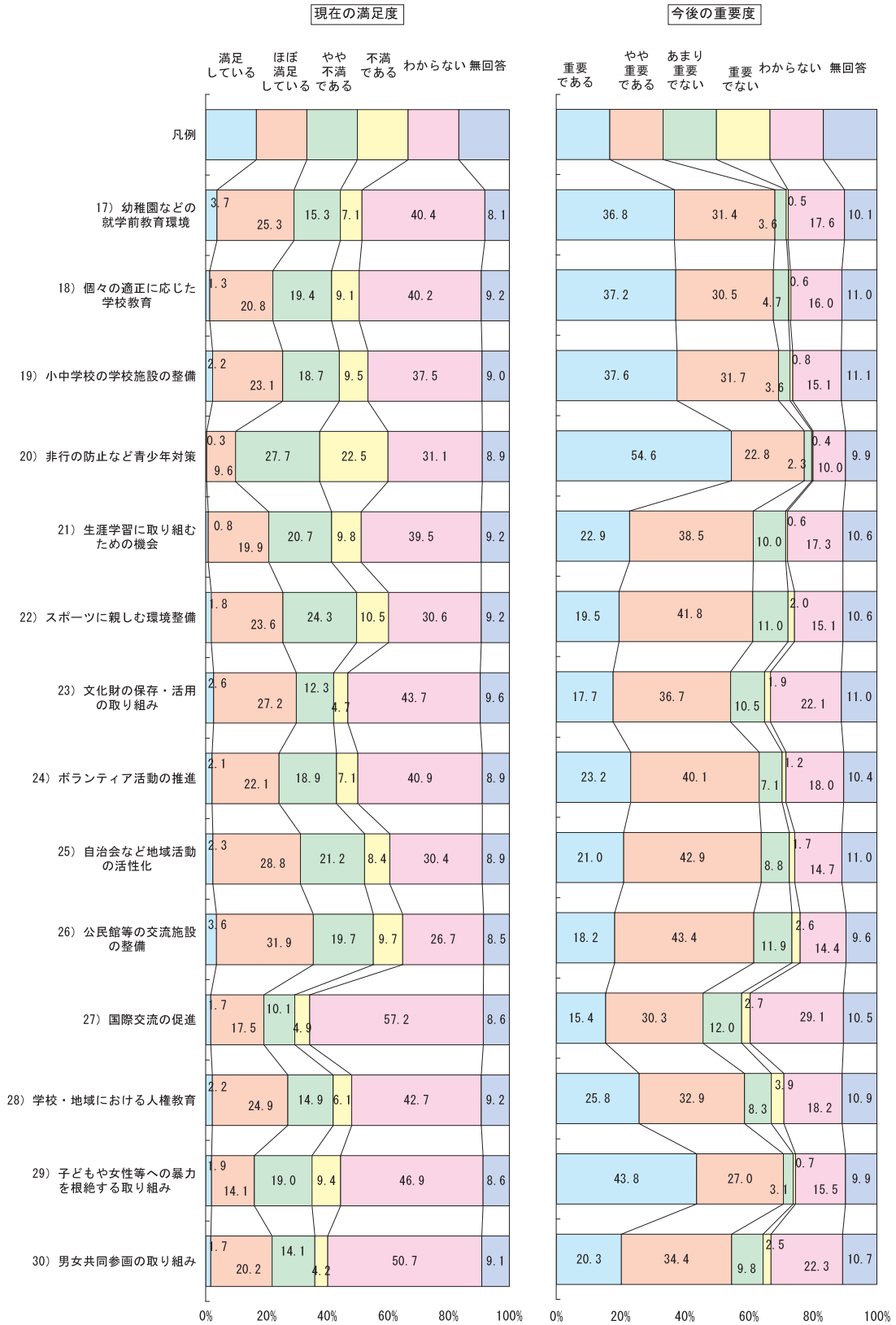
7) 実施時期 平成23年月3日11日~3月23日

※注 回答は回答者総数(N)、限定回答者数(n)を分母とした百分率(%)で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

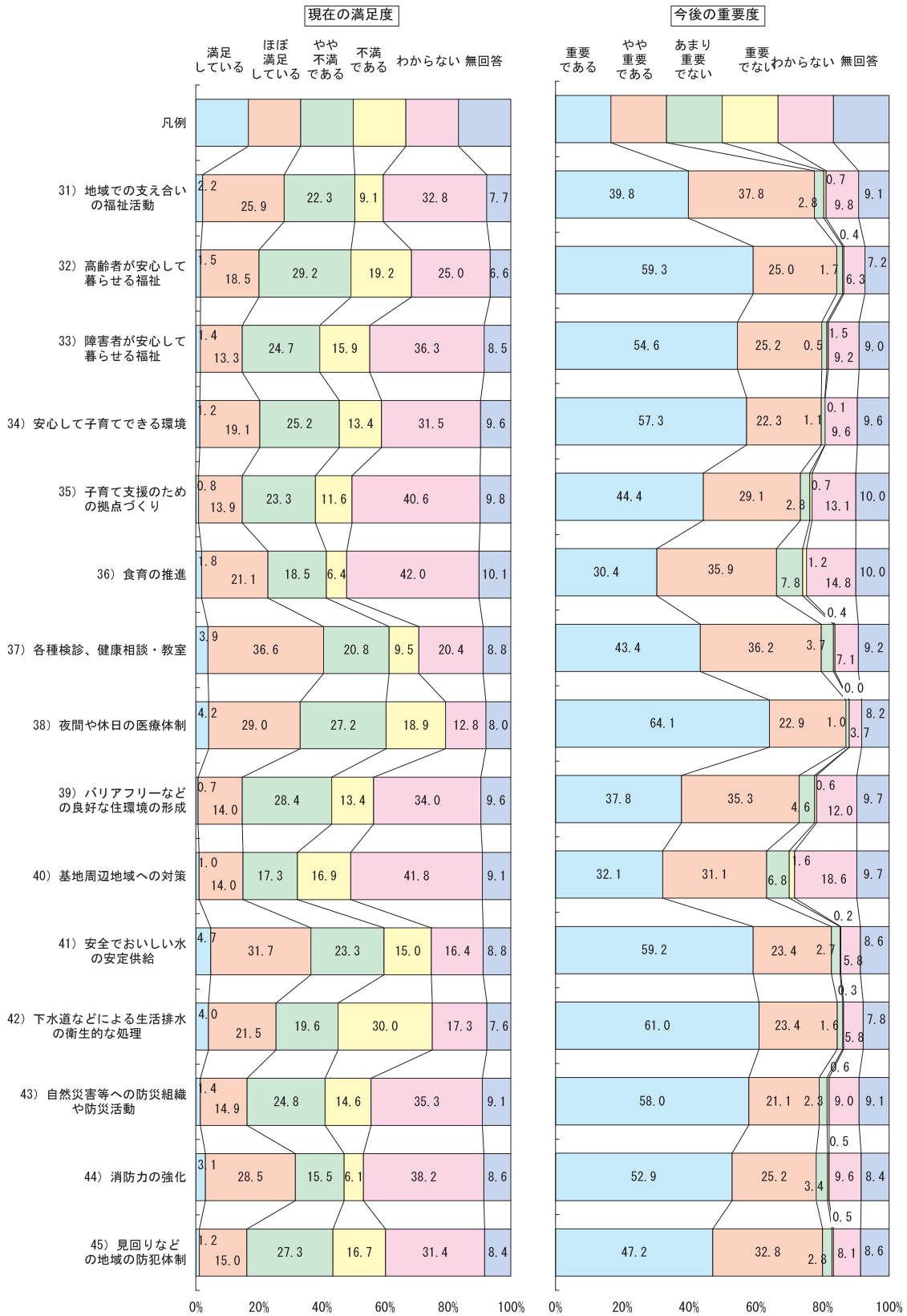
【基本目標1 まちづくり】



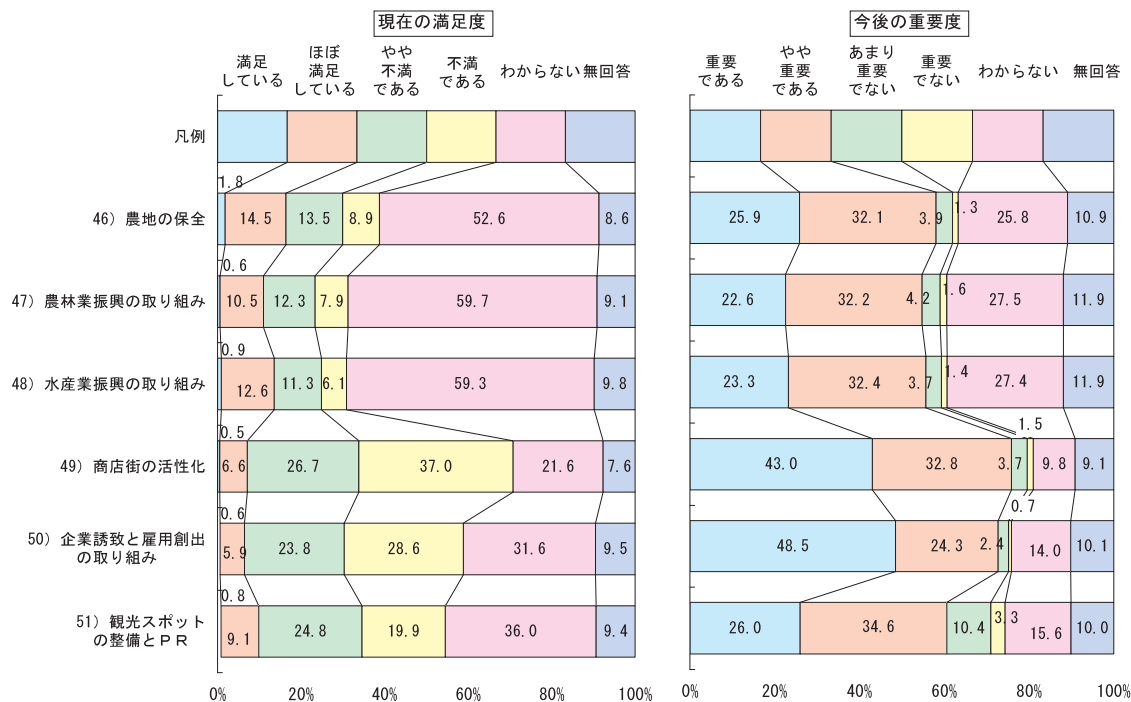
【基本目標2 ひとづくり】



【基本目標3 くらしづくり】



【基本目標4 しごとづくり】



【基本目標5 しくみづくり】

